

I 情報公開

○ 個人に関する情報

【法5条1号本文関係】

番号	答 申	摘 要
1	答申13（行情）7 「金沢大学医学部附属病院の医療事故に関する文書の一部開示決定に関する件」 ・ 識別部分を除いても、一定範囲の関係者に知られることにより権利利益が害されるおそれのある情報について、法6条2項の部分開示はできないとした例	2 不開示情報該当性 (1) 医療事故の損害賠償額等の金額が記載された部分（略） 示談書等には、患者の氏名、損害賠償額等その他損害の内容等が記載されており、その情報は特定の個人（患者）を識別することができる情報であるが、識別性が除かれた場合の損害賠償額等の情報は、一般的には、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えないことから、原則的には、法6条2項の規定により氏名等を除いて開示すべきものと考えられる。 しかしながら、本件医療事故については、平成9年3月の金沢大学医学部附属病院肝炎調査班設置当時から地域において随時報道が行われるとともに、平成10年5月には同班が報告書の概要を記者会見して公表し、その報道が行われており（患者の氏名等はいずれも匿名）、また、諮問庁の説明によれば、本件の場合には、識別性に関して、次のように、特殊な事情があることが推認される。 ① 患者の治療がなお継続中であることから、患者が通学する学校の担任教諭、体育担当教諭やクラスメートなどの学校関係者は、本件事故に係る患者の情報を承知していること。 ② 本件事故について活発な取材活動や報道状況により、患者の自宅周辺住民及び家族の勤務先関係者は、本件事故に係る患者の情報を承知していること。 ③ 金沢大病院と患者側との連絡、交渉等は、家族の勤務先に電話で行うことが多かったことから、家族の勤務先関係者は本件事故に係る患者の情報を承知していること。 また、医療事故における患者5名のうち、損害賠償措置をとったのは生体肝移植を受けた患者のみであり、当該患者と金沢大病院との間で示談が成立した旨の報道が行われている。 このことをもって、損害賠償額等が「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」とまでは言えないと考えられる。しかしながら、このように、一定の範囲の者が本件事故に関する患者の情報を承知していると考えられる状況の下では、氏名等を除いたとしても、当該一定の範囲の者には特定の個人（患者）の損害賠償額等であることが知られるおそれがある。 以上のことから、本件の場合、損害賠償額等を公にすることは、患者にとっては通常他人に知られたくないと考えられる私的な事項である示談の具体的金額が地域等の人に知られることとなるおそれがあり、それによって、その金額の多寡のほか経済的状

		態について地域等において取り沙汰され、患者の平穏な生活に予期せぬ影響が及ぶおそれがある。 したがって、損害賠償額等が記載された部分を公にすることは、個人（患者）の権利利益を害するおそれがあるということができ、法6条2項の規定により当該部分の部分開示をすることはできない。
2	答申13（行情）111 「国立病院、国立診療所、国立高度専門医療センターにおける医療事故の報告（平成12年度）の一部開示決定に関する件」 - 法5条1号に規定する「他の情報」に、医療関係者、警察関係者、患者とその近親者、近隣住民が有している情報を含むべきではなく、一般基準をとるべきとしたもの - 医療事故の公表につき付言	2 不開示情報該当性 （1）法5条1号及び6条2項の適用について（略） 本件「医療事故」の場合には、①事故が発生した病院における担当医師、看護婦等の医療関係者、②警察関係者、③患者及びその近親者、④近隣住民が関係者として想定されるが、①から③までの関係者は、本来、医療事故の存在に関する情報を有している者であることから、これらの者の立場から、特定個人の識別性の可否を判断することは適切でない。すなわち、これらの者は、特定年度の特定病院における医療事故の発生という情報から既に特定個人を識別することが可能であることから、法5条1号に規定する「他の情報と照合する」の「他の情報」にこれらの者の有する特別の情報を含むとして同号の個人に関する情報の識別性を判断することは相当でない。したがって、個人に関する情報の識別性の判断に当たっては、これらの特別の情報を有している関係者以外の者（以下、仮に「一般人」という。）からみて、通常入手し得る他の情報と照合することにより、個人を識別できるか否かを判断すべきである。また、④近隣住民についても、当該個人に関する情報の性質や内容に応じて個別に判断する必要があるが、特別な事情により新たに公にされる情報に基づいて相当広範な地域住民が特定個人を識別し得ることとなる場合は格別、そうでない場合には①ないし③と同様に解すべきものである。本件各医療事故報告については、上記のような特別な事情が見受けられず、①ないし③と同様に解すべきである。
3	答申13（行情）171 「国籍別難民認定申請受理・処理状況の不開示決定に関する件」 情報の特殊性に着目し、個人識別性における特定人基準をとったもの	2 法5条1号該当性について （3）ところで、申請者等少数国に係る本件情報を開示した場合には、諮問庁の説明（第3の3（3）及び（4））にもあるように、申請者数が少なく、かつ、認定者数がごく少数に限られることになることから、在日関係機関等において、既に保有している情報と照合することにより、あるいは、難民認定申請があったことを知ったことを契機に新たな調査等を行うことにより得られる他の情報と照合することによって、当該国人が特定される可能性は、否定できないと言うべきである。 したがって、申請者等少数国に係る本件情報については、上記のような難民に関する情報の特殊性に照らし、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより、難民認定の申請をし、又はその認定を受けた個人を識別することができることとなる情報に該当するものと認めるのが相当である。 （4）なお、このような識別可能性について、申請者数又は認定者数を基準として形式的かつ一律に線引きすることについては問題が

		ないわけではないが、少なくとも、申請者等少数国として諮問庁が定めるものとしている基準であるところの、申請者数20人未満の国又は認定者数が1人若しくは2人の国については、上記のとおり、本件情報と在日関係機関等がその保有する情報や新たな調査により入手し得る情報とを照合することによって、特定の個人を識別することができることとなるものと認められるのであるから、諮問庁の定める基準は、一つの基準としてその合理性を認めることができる。
4	答申16（行情）67 「神戸税務署における業種別（売上階級別・特前階級別）件数表（平成11年、12年及び13年分）の不開示決定に関する件」 - 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人を特定することができないことを認めたもの - 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人の権利利益及び正当な利益を侵害しないことを認めたもの	2 本件対象文書の不開示情報該当性について （1）法5条1号該当性 （略） しかしながら、本件対象文書については、神戸税務署全体の特定の業種の申告の状況等が記載されており、また、本件対象文書に記載されている特定の業種にかかわる所得を有する納税者の数を考慮しても、他の情報と合わせても、特定の個人を識別することができることとはならないものと認められる。 また、本件の場合、特定の業種にかかわる所得を有する者の数や神戸税務署管内が神戸市の中央区であることを考慮しても、本件対象文書に記載されている特定の業種の売上金額及び所得金額の分布状況は、特定の業種の売上階級や所得金額の各段階の納税者の合計数あるいは売上階級や所得金額の各段階に該当する納税者の割合を示すものであり、個々人の財産に関する情報でないと認められ、さらに、本件対象文書に記載されている分布状況を明らかにしても、本件対象文書に記載されている当該特定の業種の納税者の経営状態や収入等が推測されるものでないと認められる。 したがって、本件対象文書に記載されている特定の業種の売上金額及び所得金額の分布等の情報を明らかにしても、特定の業種の個々の納税者の財産に関する情報が明らかになることはなく、また、本件対象文書の分布状況等の記載事項を考慮すると特定の業種の納税者に不利益を及ぼすことがないと認められることから、法5条1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報にも該当するとは認められない。 したがって、諮問庁が不開示としている部分は、法5条1号の不開示情報に該当しない。 （2）法5条2号該当性 （略） しかしながら、本件対象文書については、神戸税務署管内の特定の業種の申告の状況等が記載されており、本件対象文書に記載されている特定の業種にかかわる所得を有する者の数を考慮しても、他の情報と合わせても、事業を営む個人を特定することができることとはならないものと認められる。 また、諮問庁が不開示としている部分については、上記（1）と同様、本件対象文書に記載されている特定の業種にかかわる所得を有する者の数や神戸税務署管内全体の特定の業種の情報であ

		ることを考慮しても、本件対象文書に記載されている特定の業種の売上金額及び所得金額の分布等の情報を明らかにしても、法5条2号イの当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報にも該当するとは認められない。 したがって、諮問庁が不開示としている部分は、法5条2号イの不開示情報に該当しない。 以上により、本件対象文書は法5条1号及び2号イの不開示情報に該当すると認められないので、開示すべきである。
5	答申17（行情）530 「労働基準監督官採用試験における第2次試験結果の一部開示決定に関する件」 関係行政機関の掲示板で1週間という限られた期間に掲示された合格者氏名につき、一般人が通常入手し得る情報とは言えないとしたもの	3 不開示情報該当性について (1) 法5条1号該当性について (略) 確かに、合格者氏名が公になっている場合は、労基試験の第1次試験合格者の氏名と最終合格者の氏名を比較することにより、第2次試験における不合格者が特定され、さらに、その対象人数が絞られる試験地別でみると、例えば第1次試験合格者が5名の試験地において最終合格者が4名であった場合、不合格となった1名の氏名は容易に特定でき、これを本件対象文書と照合することにより、当該特定の個人が不合格となった理由が明らかとなるという諮問庁の説明は首肯できる。 しかし、上記諮問庁の説明は、労基試験の合格発表時に公表された合格者の氏名が公になっていることを前提としているが、法5条1号に規定する「他の情報と照合する」の「他の情報」とは、一般人が通常入手し得る情報と解するのが適当であるところ、合格者氏名を公表しているのは、上記のとおり、労基試験の合格発表時に、関係行政機関の掲示板という限定された掲示場所における1週間という限られた期間内での掲示のみであり、他で公となっている特段の事情も認められず、さらに、異なる期間に掲示された第1次試験合格者と最終合格者の両方の氏名の情報を確実に入手しておく必要があることなどにかんがみると、このような合格者氏名は、一般人が通常入手し得る情報とは言えず、法5条1号に規定する特定の個人を識別できる「他の情報」とは認められない。したがって、本件対象文書の「欠席者数」や「受験者数」などの各項目の欄は特定の個人を識別できる情報とは認められない。
6	答申19（行情）544 「潜水艦用高張力鋼の溶接性及び工作性の研究」の一部開示決定に関する件」 共同執筆者の氏名及び所属について、開示した場合、特定執筆者の権利利益が害される結果を招くおそれが高いと認められ、当該部分は、特定執筆者に係る法5条1号本	2 法5条1号該当性について (略) 諮問庁は、当該不開示部分に記載された執筆者3名のうち、1名が警察から取調べを受けたと申告してきた本人（以下「特定執筆者」という。）であり、その余の2名は本件対象文書の共同執筆者（以下「共同執筆者」という。）であると説明することから、以下、それぞれについて検討する。 (1) 諮問庁は、次のとおり説明する。 特定執筆者は、潜水艦に関する資料を在職時に職場から持ち出したとされる件で警察から取調べを受け、書類送検されており、当該事件に係る一連の報道において実名報道はされていない。また、他国に潜水艦情報を流したのではないかなどと、特定団体が

	文後段の情報に該当する としたもの	らの不当な圧力を受けている事実も存在している。さらに、所属については、特定執筆者が当時所属していた研究室は極めて少人数で構成されていたことから、当該個人が特定されるおそれがあり、これらのことから、当該不開示部分を公にすると、特定執筆者の権利利益を害するおそれがある。 一方、共同執筆者については、本件対象文書を執筆した当時、当該文書に関連した研究にかかわる者は限られていたことから、これが明らかになると特定執筆者が特定されるおそれがあるなど、特定執筆者の権利利益を害するおそれがある。 (2) 諮問庁から提示された資料の記載内容に徴すると、上記諮問庁の説明する事実が認められる。 そこで、これらの事情を踏まえ、当審査会において検討すると、本件開示請求の経緯に照らせば、特定執筆者の氏名及び所属を開示した場合、単に、職務として本件対象文書を執筆した者の氏名及び所属が明らかになるだけではなく、当該者が、潜水艦に関する資料を在職中に職場から持ち出したとされる件で警察から取調べを受け、書類送検されたことまで明らかになるところ、そのように書類送検等されたことは、当該公務員個人に分任された職務遂行に係る情報とは言えないから、その氏名について、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）に基づき法5条1号ただし書イに該当するとは言えず、また、所属についても、同号ただし書ハに該当すると認める余地はない。 また、共同執筆者の氏名及び所属を開示した場合、本件対象文書の記載内容が限られた専門分野の研究に関するものであり、当該研究にかかわった共同執筆者がわずか2名にすぎなかったことにかんがみれば、本件対象文書を閲覧することができる特定執筆者の同僚や関係者等の一定範囲の者にとっては、特定執筆者を特定する重要な手掛かりとなる可能性が高いと考えられ、本件においては、共同執筆者の氏名等を開示することにより、特定執筆者の権利利益が害される結果を招くおそれが高いと認められる。したがって、当該部分は、特定執筆者に係る法5条1号本文後段の情報に該当する。
7	答申20（行情）464 「旅費請求書等の一部開示 決定に関する件」 職員の不正受給に係る旅費請求書等のうち、出張経路欄等については、法5条1号ただし書ハが適用され開示すべきであるが、職員の氏名等の部分については、当該職員が懲戒処分等の調査対象となったことが明らかに	1 本件対象文書1について (2) 不開示情報該当性について イ 法5条1号ただし書イ該当性 (略) 次に、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。）の適用について検討するに、本件対象文書に記録されている情報の特質については後記ウ（ア）で詳述するが、本件対象文書1に記録された情報は、当該職員に係る出張の事実及びその出張に関する旅費の請求事実としての性質があり、その限りにおいて、当該職員の職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、申合せにより、「特段の支障の生

	なる等の理由から、同条1号に該当し不開示を妥当としたもの	ずるおそれがある場合」を除き、公にするものとされている。 しかしながら、本件対象文書1における職員の氏名が公にされた場合、その者が旅費（航空運賃）不正受給により懲戒処分等の人事上の処分の調査対象となったことが明らかとなり、これによって、当該職員の権利利益を害することとなるので、当該職員の氏名については、公にすることにより、申合せにおける「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当すると認められる。 以上より、本件対象文書1に記載された当該職員の氏名及び押なつされている印影については、法5条1号ただし書イは適用されない。 ウ 法5条1号ただし書ハ該当性 (ア) 本件対象文書1に記録されている情報の特質等 本件対象文書1に記録されている情報は、一面として当該職員に係る出張の事実及びその出張の事実に関する旅費の請求事実としての性質があり、その限りにおいて職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。 他面、本件対象文書1が旅費請求書とその疎明資料等から成るという機能面から見ると、旅費請求事実に関する情報が本質的なものと考えられるところ、調査対象者の調査対象事実が旅費の請求手続において、当該旅費の支払を証明する資料（国家公務員等の旅費支給規程7条3項）として、実際に必要な旅費より高額な金額が記載された領収証及び搭乗券の半券を提出し、過大に旅費の支給を受けた事実であることから、本件対象文書1に記録されている情報は、正に各調査対象事実そのものに関する情報であって当該個人に分任された職務の遂行に係る情報でない性質を帯有していると考えられる。 そもそも法5条1号ただし書ハの趣旨は、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されている行政文書を開示して政府の諸活動を説明する責務を全うされるようにする要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との両者の調和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することであるから、前記二面性を有する本件対象文書1については、職務遂行に係る情報である性質の限りにおいて法5条ただし書ハが適用されるものの、当該職員の調査対象事実そのものに関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなるような情報について不開示とすることが許容されるものと解される。 (略) (ウ) 旅費請求書について 本件対象文書1のうち旅費請求書については、法5条1号ただし書ハが適用され、「公務員等の職」として請求者欄の「官職」を、「職務遂行の内容に係る部分」として「精算額」、出張経路欄の「月日」、「出発地」、「到着地」及び「宿泊地」、航空賃欄、日当欄、宿泊料欄の「乙地」、請求月日並びに備考欄の印を
--	-------------------------------------	---

		開示すべきである。 (略) また、備考欄に記載されている具体的な出張用務を開示すると、開示される旅行経路欄等の情報と相まって、当該職員を容易に特定することができ、個人の権利利益を害することになるおそれが高いと解されることから、当該部分是不開示とすることが妥当である。
8	答申20（行情）482～485 「平成17年度地域における若年者の職業的自立支援のための環境整備事業」に関する委託事業実施結果報告書等の一部開示決定に関する件外3件」 委託事業の精算報告書に記載された人件費の金額について、関係者に配布されている資料等からは当該人件費の支払いを受けた個人を特定できるおそれはないとして、1号本文後段該当性を否定したもの	2 不開示情報該当性 (2) 人件費に係る記載 ア 別表の3欄のうち、文書2の②に掲げる不開示部分には、委託事業の人件費の1人日当たり支払金額、1人当たり支払日数及び支払人数が記載されている。なお、文書2には、当該人件費の支払対象者の氏名等は記載されていない。 諮問庁は、理由説明書において、委託事業の配布資料等においてかかわった者の氏名が記載されていることから、当該不開示部分を公にすると、人件費を受領した個人を識別できる旨説明する。 そこで、当審査会において、諮問庁から当該配布資料の提示を受け、確認したところ、当該配布資料には、資料作成にかかわった特定法人Aのスタッフの氏名が記載されているが、これらの個人が当該人件費を受領していたか否かを明らかにする記載は認められず、また、その人数も、文書2において不開示とされた支払人数と一致していない。 そうすると、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の特定の個人を識別できる情報には該当せず、また、これを公にしても、関係者等において人件費の支払を受けた個人を特定され、その収入額が知られることとなる等のおそれがあるとは認められないから、同号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報にも該当しない。 したがって、当該不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。
9	答申21（行情）641 「特定国道改築工事に伴う特定区間における用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件」 公共事業に伴い、国が個人地権者から買収した起業地の土地代金等については、一般人であればおよその見当をつけることができる客観的な価格なので法5条1号の不開示情報に該当せず開示	2 不開示情報該当性の考え方について (1) 法5条1号該当性 (略) オ そうすると、最高裁判決1ないし3においては、公払法の適用の有無や直接公示価格から比準して算定されたものか否かは、各事例において土地代金等を算定するに当たっての出発点にすぎず、上記イ（ア）の損失補償基準要綱等に基づき「正常な取引価格」をもって補償するものであれば、「当事者間の自由な交渉の結果が買収価格に反映することは比較的少なく」、土地の取得価格は、買収する土地の「客観的性状から推認し得る一定の範囲内の価格」であって、「一般人であればおよその見当をつけることができる客観的な価格」であるから、その性質上、「その内容が不特定多数の者に知られ得る状態にある」と言えるので、結論として、「私事としての性質が強いものではない」

	すべきであるが、借地権等が設定されている土地の買収価格や代替地の価格の売買価格は推定が困難なため不開示が妥当としたもの	ため、個人に関する情報として不開示とすべきものには該当しないとする趣旨であると認められる。 本件事業においても、国土交通省損失補償基準に基づき、標準地を選定し、近傍類地の取引事例を基に不動産鑑定評価結果と調整し、公示価格との均衡を図って評価額が算出され、各土地の客観的価値に作用する諸要因についても、定められた手順で評価・算定され、「公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格」をもって「正常な取引価格」を算定されたものである以上、最高裁判決1ないし3に係る事案の買収価格等との比較において、その情報の性質に異なるところはないのであって、本件の土地代金等は、法5条1号ただし書きに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められる。 したがって、国が個人地権者から買収した土地の土地代金等については、法5条1号の不開示情報に該当しないと認められる。 (2) 法5条6号該当性 諮問庁は、(略) 土地代金等が開示されると、今後の用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすが、然性が高いと説明している。 しかしながら、公共事業の用地取得に際して、土地の取得価格を公開しないことを前提に交渉が行われてきたか否かを問わず、前記(1)のとおり、そもそも土地の価格が「一般人であればおよその見当をつけることのできる価格」ないし「正常な取引価格」として算定されたものであれば、当該価格を公にしたとしても、今後の国の用地取得業務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは言い難く、諮問庁の主張は採用することはできない。 3 開示・不開示の判断について (略) (2) 借地権等が設定されている土地について 当審査会において本件対象情報を見分したところ、買収した土地に、借地権、使用貸借権及び永代使用権が設定されていたことを示す記述が付されている事例が認められる。 国土交通省損失補償基準によると、借地権等土地に関する所有権以外の権利の補償についても「正常な取引価格をもって補償」することとされ、所有権以外の権利の目的となっている土地については、当該権利がないものとして算定した額から当該権利の価格を控除した額をもって補償することとされている。 諮問庁は、この「正常な取引価格」は、近傍類地に関する同種の取引価格を基準として、当該権利の存続期間その他の契約内容、収益性、使用の態様等を総合的に比較考量して算定することとされているが、実際には、これらの権利についての近傍類地の取引価格を把握することは困難であり、土地所有権者と所有権以外の権利者との間で、所有権価格とその他の権利価格との割合を決定する、いわゆる割合方式で処理される場合が多く、本件事業においても当該割合方式により処理されているとしている。
--	--	--

		すなわち、権利者に支払われる土地の代金の額は、土地単価に実測面積を乗じたものに、さらに当該権利者間で自由に合意された割合を乗じて算定しているとのことである。 本件不開示情報のうち、借地権等が設定されていたことを示す記述が付されている事例の土地代金等をみると、その計算式は示されていないが、他の土地の単価と比較すると、当該土地の単価には一定の係数が乗じられていることが推認される。 このような分割率は、所有権以外の権利の権利金の有無、権利としての永続性、当該権利による経済的利益、譲渡可能性等によって定まるものであるところ、当該権利の態様は外形的に一般人が知り得るものとは言えず、権利者間の協議による自由な合意によって定められている現状からすれば、最高裁判決1ないし3の趣旨を踏まえても、このような情報まで公にすることが予定されているとは認められない。 したがって、このような借地権等が設定されていたことを示す記述が付されている事例に係る土地の土地代金等のうち、当該分割率を推測し得るものは、法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当するので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。 (3) いわゆる三者契約における代替地の価格について 諮問庁によると、いわゆる三者契約とは、事業用地提供者が代替地を取得する場合に、当該代替地を国がいったん取得して事業用地提供者に引き渡す契約で、国、事業用地提供者及び代替地提供者の三者による契約書を締結するものとのことである。 諮問庁は、代替地の取得は、会計法、予算決算及び会計令等に基づき行われるものではあるが、事業に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償に適用されるものである国土交通省損失補償基準は適用されないとしており、本件においても、代替地の価格等は、事業地提供者と代替地提供者とが任意の協議を踏まえて自由に決定されたものとしている。 また、代替地は、本案件においては、いわゆる中間省略登記が行われており、登記情報から当該代替地が本件事業において国に譲渡されたという情報は表示されず、代替地に関する情報は、一般人が知り得る情報となっていないとしている。 そうすると、事業用地所有者に譲渡された代替地の土地の価格は、「その内容が不特定多数の者に知られ得る状態にある」ものとは言えず、最高裁判決1ないし3に係る事例の買収価格等とは異なるものと認められる。 したがって、いわゆる三者契約における代替地の価格は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当するので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
--	--	---

10	答申 2 2 (行情) 4 4 2 「特定個人に係る死刑執行速報等の一部開示決定に関する件」 死刑の執行立会者の氏名、遺体の引受人の氏名等について、死刑被執行者の個人情報であるとしたもの	2 不開示情報該当性について (略) 本件対象文書には被執行者に係る情報が、当該被執行者の氏名、同人の刑に対する心情・遺言等を含む形で記載されていることから、全体として、当該被執行者に係る法 5 条 1 号本文前段の情報に該当することは明らかである。 そして、原処分において不開示とされた部分に記載された当該被執行者に係る情報のうち、執行の状況等や被執行者の刑に対する心情・遺言等、個別の執行内容が克明にうかがえる情報について、広く一般に公にする法令・制度ないし実態があるとは認められず、その上、性質上、これらの極めて機微な情報につき公にすることが予定されているものと認めることはできない。また、不開示とされた部分のうち、執行立会者や引受人の氏名等についても、当該被執行者がいかなる者の立会いで刑を執行され、いかなる者に遺体を引き取られたのかという観点からは、被執行者個人に係る個人情報であり、同様に、広く一般に公にする法令・制度ないし実態があるとは認められず、その上、性質上、これらの極めて機微な情報につき公にすることが予定されているものと認めることはできない。 したがって、これらの情報は法 5 条 1 号ただし書イに該当するものとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。 次に、法 6 条 2 項の部分開示につき検討すると、本件対象文書は上記のとおり全体として当該被執行者の個人に関する情報であって、そのうち特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分である氏名が既に開示されている以上、同項の部分開示の適用の余地はない。 したがって、本件対象文書は、全体として法 5 条 1 号に該当するので、同条 4 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが相当である。
11	答申 2 2 (行情) 5 4 9 「構造計算書偽装物件一覧の一部開示決定に関する件」 構造計算書偽装物件一覧について、風評被害による権利利益侵害のおそれはないとして、開示すべきとしたもの	2 不開示情報該当性について (略) (2) 文書 6 について 文書 6 は、特定建築士事務所が構造計算を行った物件の中から無作為に抽出した 4 2 物件について、国土交通省が特定行政庁に対し、その構造計算書の偽装・誤りの有無について依頼した調査の結果が記載された文書で、当該文書を見分すると、当該文書は、「一連番号」、「所在都道府県」、「特定行政庁」、「確認時物件名」、「現在の物件名」、「現況」、「構造計算の偽装・誤りの有無」、「耐震性の検証」、「書類不備事項について対応」及び「計画変更年月日」を表頭とする一覧表の形式となっており、そのうち、「耐震性の検証」欄に「問題なし」又は「調査中」と記載された 3 6 物件に係る行について、「確認時物件名」ないし「耐震性の検証」の列が不開示とされている。 ア 法 5 条 1 号及び 2 号イ該当性について (ア) (略) (イ) 当審査会において文書 6 を見分したところ、その記載内容

		からは、当該物件の所有者等が個人又は法人のいずれであるかが明らかでないため、文書6の不開示部分の不開示情報該当性について法5条1号及び2号イに分けて、以下検討する。 (ウ) 法5条1号該当性 諮問庁は、調査の結果、耐震性に問題なしと判定された物件を公表すると、所有者等が個人である場合（事業を営む個人の当該事業に関する情報である場合を除く。）は、風評被害により、当該個人の権利又は利益を侵害するおそれがあると説明する。 上記を踏まえると、所有者等が個人である場合（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）について、諮問庁は、当該不開示部分が特定の個人を識別することができない情報であるが、これを公にすることにより、なお当該個人の権利又は利益を侵害するおそれがあるものとして、法5条1号本文後段に該当すると説明しているものと解される。 しかしながら、特定行政庁における調査の結果、耐震性に問題なしと判定された物件については、そもそも十分な安全性が確保されていることから、当該個人の権利又は利益を害するおそれがある状況にあるとは認められず、むしろ、構造計算書偽装が明るみとなり、国民の不安が高まっていた当時の社会情勢にかんがみれば、本件においては、積極的にこれを公表すべきであったものと言えることから、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に該当しないものと認められる。 また、調査中の物件については、特定建築士事務所が設計に関与した物件であるという事実が公になったとしても、そのことによって直ちに当該個人がいわれのない不当な評価を受けることとなるとまでは言えず、また、諮問庁は、構造計算書偽装に係る事実の公表に関し、当該個人が被害を受けたという風評被害の具体的実態を把握しておらず、そのようなおそれがあるとする諮問庁の主張は、単なる推測の域を出ないものであり、当該不開示部分を明らかにしても、風評被害により当該個人の権利又は利益を害するおそれがあるとまでは言えない。 なお、開示請求時において調査中のものであったとしても、当該調査が終了し、その結果、耐震性に問題があると認められるものについては、特定行政庁において、平成18年通達に基づき公表されることから、法5条1号ただし書イに該当することになり、また、耐震性に問題がなかったものについては、上述のとおり、むしろ積極的に公にすべきものと認められることからすれば、不開示部分を明らかにしても、風評被害により当該個人の権利又は利益を害するおそれがあるとまでは言えず、結局のところ、同号本文後段に該当しないこととなる。 (エ) 法5条2号イ該当性
--	--	---

		諮問庁は、物件の所有者等が法人である場合（事業を営む個人の当該事業に関する情報である場合を含む。）は、不開示とした部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすべきであると説明する。 しかしながら、特定行政庁における調査の結果、耐震性に問題なしと判定された物件については、上記（ウ）のとおり、そもそも十分な安全性が確保されていることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、むしろ、構造計算書偽装が明るみとなり、国民の不安が高まっていた当時の社会情勢にかんがみれば、本件においては、積極的にこれを公表すべきであったものと言えることから、法5条2号イに該当しないものと認められる。 また、調査中の物件については、特定建築士事務所が設計に関与した物件であるという事実が公になったとしても、上記（ウ）のとおり、そのことが直ちに当該法人がいわれのない不当な評価を受けることとなるとまでは言えず、また、諮問庁は、構造計算書偽装に係る事実の公表に関し、当該法人が被害を受けたという風評被害の具体的実態を把握しておらず、そのようなおそれがあるとする諮問庁の主張は、単なる推測の域を出ないものであり、当該不開示部分を明らかにしても、風評被害により当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはまでは言えない。 なお、開示決定時において調査中のものであったとしても、当該調査が終了し、その結果、耐震性があると認められるものについては、上記（ウ）のとおり、特定行政庁において、平成18年通達に基づき公表されることとなり、開示請求時において、これを明らかにしたとしても、それをもって、直ちに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、耐震性に問題がなかったものについては、前述のとおり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはまでは言えないことから、いずれにおいても、法5条2号イに該当しないこととなる。 （オ）したがって、文書6において不開示とした「確認時物件名」、「現在の物件名」及び「現況」の各欄の記載は、法5条1号及び2号イに該当しないものと認められる。
23-1	答申23（行情）388 「苦情情報ファイルの一部開示決定に関する件」 苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨、苦情の内容となる警察職員に係る情報、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警	3 不開示情報該当性について （1）苦情申出者に係る個人情報について 文書1及び文書3の不開示部分の一部には、苦情申出者に係る氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業、性別コード、職業コード等のほか、苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨及び苦情の内容となる警察職員に係る情報が記載されていること、文書2及び文書4の不開示部分の一部には、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警察職員に係る情報が記載されていることが認められる。

	察職員に係る情報について、一体として苦情申出者に係る 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報に該当すると認めた例	当該部分は、一体として苦情申出者に係る法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。 さらに、当該部分は、一体として特定の個人を識別できることとなる記述部分であることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、同条 4 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
25-1	答申 2 5（行情） 7 4 「全国自殺統計ファイルの一部開示決定に関する件」 全国自殺統計ファイル中の自殺の年月日時、自殺者の年齢、コード番号等について、それぞれ一体として自殺者個人に関する情報であって、公にすることにより、自殺者の知人等一定範囲の関係者が自殺者を特定できる可能性があり、5 条 1 号本文後段に該当するとした例	2 不開示情報該当性について (1) 全国自殺統計ファイルについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 全国自殺統計ファイルとは、死体の発見地を管轄する警察署長が死因を自殺と判断した死体について、当該死体ごとに作成される自殺統計原票のデータを都道府県警察本部から警察庁に送信し、警察庁において当該電子データを集約し、各年度ごとに電磁的記録として管理しているものである。 (略) エ 文書 1 及び文書 2 の不開示部分は、左から順番に、発見日時、自殺の年月日時、自殺者県別コード、年齢、性別コード、職業コード、同居人の状況コード、自殺の場所コード、自殺の手段コード、自殺の原因・動機の判断資料コード、自殺の原因・動機コード、自殺未遂歴の有無コード、発見日時及び自殺の年月日時である。 文書 3 ないし文書 5 の不開示部分は、左から順番に、発見日時、自殺の年月日時、自殺者生前の居住地の市区町村コード、年齢、性別コード、職業コード、同居人の状況コード、自殺の場所コード、自殺の手段コード、自殺の原因・動機の判断資料コード、自殺の原因・動機コード、自殺未遂歴の有無コード及び自殺者生前の居住地の市区町村名である。 なお、上記のコード番号は、自殺統計原票に記載されるコード番号とこれに対応する事項が記載された書式（ただし、県別コード及び市区町村コードは除く。）が広島県のホームページで公表されている。 (2) 本件対象文書の不開示部分には、諮問庁の上記（1）エの説明のとおり記載されていることが認められ、コード番号についても公表されているコード番号を手掛かりとしてその意味を理解することが可能である。 当該不開示部分は、それぞれ一体として自殺者に係る法 5 条 1 号の個人に関する情報であって、自殺者の氏名は記載されていないものの、自殺の年月日時、自殺者の年齢、性別、職業等、自殺の手段、原因・動機、自殺未遂歴の有無等の自殺に関する情報であり、これを公にすることにより、自殺者の知人等一定の範囲の関係者には自殺者が誰であるかを特定できる可能性があり、自殺者個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、当該部分は、法 5 条 1 号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示とす

		ることが妥当である。
25-2	答申 2 5 (行情) 1 5 5 「石綿による肺がんに関する労災保険給付の請求事案 3, 0 3 0 件について集計項目ごとにまとめた資料等の一部開示決定に関する件」 ・ 特定個人に係る医学的な分類及び数値が匿名化されて記載された医学的所見について、開示した場合に被災労働者を特定できる者は、被災労働者に相当近い立場・関係にある者等と言わざるを得ず、このような極めて限られた者がこれを知ったからといって、当該特定個人の権利利益を害するおそれが生ずるとは言えないとして、5 条 1 号本文後段の情報に該当しないとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 本件不開示部分に記載のある請求事案について(略) イ 医学的所見欄 次に、本件不開示部分のうち、記載のある請求事案について、その余の集計項目である医学的所見欄（石綿肺所見Ⅰ型の有無及びじん肺管理区分、胸膜プラークの有無及び画像種類、石綿小体・石綿繊維濃度の本数、5 μ m 超の本数、1 μ m 超の本数、総繊維数、検査材料、測定医療機関、検体保存状態、検体部位、検出下限値並びに湿重量及び乾燥重量）の不開示情報該当性を検討する。 諮問庁は、当該部分について、個人の身体及び健康の状態に関する私的な情報であって、これら個人の人格と密接に係る情報は、その流通を本人がコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でない旨説明している。 当審査会において、本件対象文書 1 を見分したところ、当該部分には、診療録や症例表にみられるような個人の機微に触れる具体的かつ詳細な記述はなく、いずれも、医学的な分類及び数値が、匿名化された上で記載されていることが認められる。 さらに、諮問庁は、当該部分を開示した場合、事業場の担当者がこれらの情報を知っており、被災労働者の近親者、知人もこれらの情報を知っている可能性があること、また、労災請求については事業主の助力義務が定められており（労働者災害補償保険法施行規則 2 3 条）、被災労働者や遺族に代わって事業主が労災請求手続を行うことがあり、この場合、事業場の担当者がこれらの情報を詳細に知っていることから、被災労働者が特定されるおそれがある旨口頭説明している。 しかしながら、上記アで判断した石綿ばく露期間の開始時期、終了時期及び年数を不開示とした場合、当該部分を開示することにより被災労働者を特定できる者というのは、被災労働者に相当に近い立場・関係にあり、被災労働者本人が知っている情報のほとんどの部分を、当該部分を開示する前から既に知っているような者、又は自らの職務上知り得たものの、社会通念上、その知り得た事実守秘義務が課されているような者のほかには、およそ想定し難いと言わざるを得ない。 そうすると、そのような極めて限られた者らが、当該部分の開示を受けて、そこに記載された情報を知ったからといって、そのことによって、被災労働者の権利利益を害するおそれが生じるとは言えず、当該部分は、法 5 条 1 号本文後段の情報に該当しない。 また、上記アで述べたとおり、個人を識別することができる情報が記載されていないことから、当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の情報にも該当せず、開示すべきである。
25-3	答申 2 5 (行情) 2 8 8	3 不開示情報該当性について

	「平成21年（行情）諮問第431号に係る理由説明書の「過去事例」とは、これらの事例を指すものであり」という言い回しを誰が考えたのか等が分かる文書の一部開示決定に関する件」 異議申立人の代理人の氏名、住所等について、異議申立人本人の情報と一体として異議申立人本人に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるとして、5条1号本文前段に該当するとした例	(1) 法5条1号該当性について 2枚目、3枚目、6枚目ないし9枚目、25枚目、27枚目（宛先）、29枚目（宛先）及び36枚目の不開示部分には、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、年齢等が記載されている。 当該部分は、一体として異議申立人本人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。 さらに、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該部分のうち、異議申立人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び年齢については、一体として個人識別部分に該当すると認められることから、部分開示の余地はない。 また、当該部分（6枚目（下から1行目ないし4行目）を除く。）のうち、異議申立人の代理人の氏名、住所、メールアドレス等については、これを公にすると、異議申立人の知人等一定範囲の者には異議申立人が誰であるかを特定する手掛かりとなる可能性が高いと考えられ、これら一定範囲の者に異議申立人の個人的な情報が知られることとなり、異議申立人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、法6条2項による部分開示はできない。 したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。
26-1	答申26（行情）307 「高速横浜環状南線再評価関係資料（平成24年度）のうち「事業計画にご理解いただけない地権者等面積4.6%」の内訳の一部開示決定に関する件」 特定工事に係る地権者の居住地について、詳細な住所全てではなく、例えば「町名まで」等個人を識別できない部分のみの開示が求められたが、本件対象文書においては、既に開示されている情報等を踏まえると、「町名まで」等であっても、そのような部分開示を行うことは困難とした例	2 不開示情報該当性について（略） (3) 審査請求人が求める情報の部分的開示について（略） イ 「居住地住所」欄に記載された住所は、誰が「事業計画にご理解いただけない」地権者等であるかが特定される情報そのものであり、また、「計画地住所」の「大字」、「字」及び「地番」の各欄に記載された情報も、土地の場所が特定できれば、誰でも閲覧することができる地方方法務局の不動産登記簿の情報によって当該土地の地権者等を確認することができることから、誰が「事業計画にご理解いただけない」地権者等であるかを明らかにする情報といえる。 審査請求人は、これらのうち、住所については町名までとか、区・大字までの情報だけでも開示すべきとしているが、本件対象文書においては、①既に「4.6%」の根拠として「計画面積（㎡）」欄が開示されていること、②「事業計画にご理解いただけない地権者等面積」は事業計画地の4.6%と限られていることが明らかとなっていること、③場所によっては、「事業計画にご理解いただけない」土地が特定の大字においては1箇所のみのものであることなども認められること、④地権者等の居住地は必ずしも事業地の近隣とは限らず、市区町村等のみからでも一定の範囲の者においては個人が特定可能なものもあること等を踏まえると、「町名までとか、区・大字までの情報だけ」であっても、

		誰が「事業計画にご理解いただけない」地権者等であるかが明らかになるおそれがないとはいえず、そのような部分的開示を行うことが妥当とは認められない。
26-2	答申２６（行情）３７６ 「運転事故等整理表（平成２１年度～平成２５年度上半期分）の一部開示決定に関する件」 ・ 運転事故等整理表の「年齢」及び「性別」について、これまでは開示されていたとして、原処分取消しが求められたが、本来、年齢及び性別を含めた個人識別情報については不開示とすべき情報であったと言わざるを得ず、これまで開示していたという理由のみをもって、今後も開示することが相当とは言えず、不開示としたことは妥当とした例	２ 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略） （２）法５条１号該当性について（略） エ 本件対象文書を見分すると、実際に発生した事故等について、その発生の日時、場所、事故等が発生するに至った現場の状況、関係者の行動・状態等が具体的に記載されており、氏名等直接に特定の個人を識別することができる部分は除かれているとはいえ、諮問庁の説明するように、事故等の日時、場所、発生状況等を踏まえれば、現場に居合わせた一定の範囲の者や関係者の近隣に居住する者等においては、年齢及び性別によって当該者を識別し得る可能性は否定できず、既に自らが把握している情報や本件対象文書で明らかにされている情報と照合することにより、元々特定個人をある程度識別できている場合であっても、更に「年齢」及び「性別」の具体的な情報が加わるにより新たに識別性が高まり、当該個人の権利利益を害するおそれが増すことは否定し得ない。 特に、本件対象文書には事故等の原因者の身体障害の状況や自殺の意思等といった特定の個人の権利利益に関連する機微な情報も記載されており、事故等の原因に関連する情報としてこのような記述までもが開示されていることからすると、個人の識別性を高める「年齢」及び「性別」を開示することにより個人の権利利益を害するおそれは強いというべきである。 確かに、これまで同様の表が年齢及び性別も含め開示されてきたことは事実であり、諮問庁からはこのことにより具体的な支障が生じているなどの説明はされておらず、特段の事情変更もなく判断を変えるのは恣意的であるとの批判を招きかねないが、だからといって本来不開示とすべき情報をこれからも開示し続けることが相当とは認められない。 よって、当該不開示部分については、法５条１号後段に定める個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しないことから、同号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。
26-3	答申２６（行情）４５６ 「特定保険薬局に対する個別指導に係る全資料の一部開示決定に関する件」 ・ 特定保険薬局に係る個別指導による返還金額に	２ 不開示情報該当性について（略） （４）文書４について 文書４は、返還金同意書及び関係資料である。 ア 調剤報酬の控除処理について（依頼）（５６頁及び５７頁） 当該文書は、処分庁が、特定保険薬局Ａに係る個別指導による返還金について、特定県社会保険診療報酬支払基金幹事長及び全

	ついて、その情報が公になり、個人に返還される金額が明らかになったとしても、それらの情報は通常人に知られたくない機微な情報であるとはいえないことなどから5条1号に該当するとした諮問庁の主張を是認できないとした例	国健康保険協会特定支部長宛てに調剤報酬の控除処理を依頼する文書であり、保険薬局名及び返還金額が不開示とされている。 (略) (イ) 返還金額について a 法5条1号該当性について 諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の1(3)ウ(ア)のとおり説明する。 そこで検討するに、当該部分を公にすると、既に公になっている情報等から、自主返還の対象となった事例の患者に対し返還される金額が明らかとなるとしても、当該患者は、返還の原因となった不当な保険請求を行ったのではないことは明らかであり、このような情報は、通常人に知られたくない機微な情報であるとはいえず、また、特定保険薬局Aの関係者等一定の情報を有する者であっても、当該部分の情報から当該患者を特定することは困難であることから、当該部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、諮問庁の説明は是認できない。 b 法5条6号柱書き該当性について 諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の1(3)ウ(ウ)のとおり説明する。 そこで検討するに、当該部分は、本件個別指導の被指導者である特定保険薬局Aが自主点検した結果の返還金額が示されているものであり、これは、特定保険薬局Aが、本件個別指導において指摘された不正・不当な診療報酬の請求に係るものである。すなわち、当該部分の情報は、特定保険薬局Aに対する個別指導で認められた不正・不当な診療報酬の請求に限定された情報である。 他方、個別指導における指摘事項は、事例ごとに様々であるので、仮に、当該部分の情報を公にしても、個別指導の他の被指導者が、当該部分の情報に基づいて、自らの自主返還金額を同程度の金額の返還とすることを企図し、自らの自主点検の結果を正確に記載せず、もって善意の受益者として、その返還義務を果たさなくなるおそれがあり、国の機関が行う個別指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当するとの諮問庁の主張を是認することはできない。 以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。 (注) 第3の1(3)ウ(ア)の説明は以下のとおり。 ウ 本件不開示部分の不開示情報該当性について (ア) 法5条1号該当性 別表1に掲げる部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きないしハのいずれにも該当せず、同号に該当する。 また、文書4の返還内訳書に記載されている「返還金額」欄
--	---	--

		は、返還金額が公になると自己負担割合から個人に返還される金額が明らかとなる情報であり、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の利益を害するおそれのある情報であり、同号ただし書きのイないしハのいずれにも該当せず、同号に該当する。
27-1	答申27（行情）345～349 「「生活の質に関する調査」の調査個票の一部開示決定に関する件」外4件 アンケート調査個票の回答等のうち、公にすると、近親者等が当該回答者を特定できる可能性があり、その回答内容が一般的に他人に知られることを忌避する性質のものであって個人の権利利益を害するおそれのあるものや、公にされる他の回答等を組み合わせることによって同様の結果となるものについて、法5条1号本文後段情報該当性を認めた例（過去の答申で開示すべきとして例示された部分のみを開示し、その余の部分は不開示とした決定に係る審査請求）	3 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略） （2）法5条1号本文後段情報該当性について（略） イ そこで検討するに、本件不開示部分のうち、その回答等を公にすることにより、近親者等が当該回答者を特定できる可能性があり、その回答内容が一般的に他人に知られることを忌避する性質のものであって、個人の権利利益を害するおそれのある回答等や公にされる他の回答等を組み合わせることによって、上記と同様の結果となるものについては、法5条1号本文後段情報に該当すると認められるので、以下検討する。 （ア）文書1の問4のように、東日本大震災での被災経験や避難生活についての質問に対する回答は、その回答を公にすることにより、近親者等が当該回答者を特定できる可能性があり、また、一般的に他人に知られることを忌避する性質の回答と認められる。 また、文書1及び文書2の地点番号のように、公表されている報告書に調査を行った市区町村名が記載されている回答等や、文書3ないし文書5の地点番号のように報告書の記載内容と国勢調査の結果を突き合わせることにより、調査を行った市区町村が判明する回答等は、これを公にすると、市区町村ごとの回答数も判明し、公にされる他の回答等を組み合わせることによって、近親者等が当該回答者を特定できる可能性や当該個人の権利利益を害するおそれを生じさせることとなる回答等と認められる。 さらに、文書3の問19のいじめにあった経験や文書9のQ34の死のうと思った経験などの質問の回答は一般的に他人に知られることを忌避する性質の回答であり、公にされる他の回答等を組み合わせることによって、近親者等に当該回答者を特定できる可能性がある回答といえ、当該情報を開示した場合、回答者の権利利益を害するおそれがある回答と認められる。 （イ）以上の観点から判断するに、別紙3に掲げる項目の回答等は、当該回答者を識別することができないものの、これを公にした場合、回答者の権利利益を害するおそれがあるので、法5条1号本文後段情報に該当すると認められ、また、同号ただし書きイないしハに該当する事情も認められない。したがって、同条6号柱書き及びハについて判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。 （ウ）その余の部分、すなわち別紙2の「開示すべき回答等の項目」欄に掲げる項目の回答等は、同号本文後段情報に該当す

		るとは認められない。
27-2	答申 27（行情）520 「特定事件に係る「請求異議の訴えについて（依頼）」等の一部開示決定に関する件」 民事訴訟事件等の事件番号につき、法5条1号本文前段の個人識別情報該当性を肯定した上で、国等の設置に係るウェブサイト等に現に掲載されている事件番号等については、同号ただし書イの公表慣行が認められるとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 事件番号について ア 法5条1号本文該当性について (ア) 民事訴訟事件の記録については、「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため（民事訴訟法91条1項）、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者である個人を特定できるから、民事訴訟事件の事件番号は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、個人を識別できるもの（以下「個人識別情報」という。）に該当する。 (イ) 他方で、民事執行事件及び民事保全事件の記録は、「利害関係を有する者」に限って閲覧請求をすることができることとされているが（民事執行法17条、民事保全法5条）、本件については、本件潮受堤防の排水門の開閉により影響を受ける漁業者、営農者等は相当広範囲に及ぶと考えられることなど、特殊な事情が存することに鑑みると、記録の閲覧が可能な「利害関係者」が広く認められる可能性は否定できないから、本件の民事執行事件及び民事保全事件の事件番号は、法5条1号本文前段の個人識別情報に該当するものと認められる。 イ 法5条1号ただし書該当性等について (ア) 法5条1号ただし書イが定める公表慣行の有無を検討すると、民事訴訟事件、民事執行事件、民事保全事件等の事件番号は、それが国等の設置に係るウェブサイト等に現に掲載されている場合には、その掲載の趣旨、目的等が情報公開制度と相容れないなど特別な事情がある場合を除き、当該事件番号には公表慣行が認められるものと解すべきである。 当審査会事務局職員をして確認させたところ、不開示とされている事件番号の一部が、法務省のウェブサイトにおいて事件の概要や決定等の要旨と共に掲載されており、かつ、当事者等を匿名化するなどの措置が講じられていることが認められた。 (イ) そこで検討すると、法務省のウェブサイトにて国等が当事者となっている訴訟等が掲載されている趣旨は、行政機関としての活動を国民に周知することであり、情報公開制度と同様であると認められ、当事者等を匿名化するなどの配慮もされていることに鑑みると、法務省のウェブサイトに掲載されている事件番号は、公表慣行が認められるものと解すべきである。 また、一連の訴訟等の事件において、事件の審級や種類ごとに複数の事件番号が付されている場合であって、かつ、ある事件番号が分かれば、他の事件番号も容易に特定し得るようなときには、あえて他の事件番号を秘匿することに意味があるとは通常考えられないから、法務省のウェブサイトに掲載されている事件番号と同一事件の他の審級等の事件番号にも公表慣行が認められるというべきである。 具体的には、①同一事件における各審級の事件番号につい

		て、その一部に公表慣行が認められる場合における他の審級の事件番号、並びに②事件記録の通常の取扱い、事件相互の法律上の関連性及び先後関係等から、類型的にみて、公表慣行が認められる事件番号から特定可能と認められる他の事件番号についても、公表慣行が認められるものと解すべきである。 以上の基準によれば、別紙3の区分1に掲げる部分の事件番号には公表慣行が認められるから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。 (ウ) 他方で、別紙3の区分1に掲げる部分を除く部分の事件番号については、裁判所、法務省等の設置・発行に係るウェブサイトや刊行物への掲載は認められず、上記(イ)①及び②の基準にも該当しないから、公表慣行があるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。 そして、事件番号は、個人識別部分であるから、法6条2項の部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。
27-3	答申27(行情)691 「住宅事情調査に係る調査結果ファイルの一部開示決定に関する件」 国家公務員に対する住宅事情調査に係る調査結果ファイルから職員の居住地が広島市内であるものを抽出した文書の一部を法5条1号により不開示としたことの妥当性は、同号本文前段に該当する職員とその余の職員のいずれについても、同号本文前段に該当する職員の個人識別部分を除き、公にすることによる当該個人の権利利益を害するおそれの有無によって判断されることとなるため、同号本文前段に該当する職員の情報の法6条2項による部分開示の可否と、その余の職員の情報の同号本文後段該当性について、一括して判断した例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 当審査会において見分したところ、本件対象文書には、各職員につき1行の表形式により、A票の調査項目の回答等が記録されていることが認められ、各行がそれぞれ当該職員の個人に関する情報(法5条1号本文)に該当するものと認められる。 (2) 法5条1号本文前段・後段及び同号ただし書該当性について ア 法5条1号本文前段・後段の各該当性について検討すると、まず、①公務員宿舎に入居している職員については、宿舎名及び戸番から当該職員が特定され、②特定の官署において1名しかいない職に就いている職員については、その職名から当該職員が特定されるものと認められる。 したがって、上記①及び②に該当する職員の行については、当該情報に含まれる記述等により当該職員個人を識別することができるため、法5条1号本文前段に該当する(以下、当該職員を併せて「前段該当職員」という。) そして、法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件対象文書には、個々の職員の住宅事情に係る情報のほか、家族、給与、所属等に関する情報が記載されているところ、これらの情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。 したがって、前段該当職員については、法6条2項の適用の余地がない個人識別部分を除き、個々の不開示部分について、同項による部分開示の可否、すなわち当該情報を公にしても、当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるか否かを判断することとなる。 イ 次に、前段該当職員を除く職員について検討すると、上記アに掲げる宿舎名及び戸番又は官職のような個人を識別することができる記述は含まれていないが、下記(3)で後述するよう

		に、回答項目等に含まれる情報によっては、同僚等の一定範囲の者には当該職員を特定する手掛かりとなり、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められるものがある。このような情報については、法5条1号本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものといえる。 そして、当該情報については、上記アと同様の理由から、同号ただし書イないしハに該当するとは認められないため、不開示とすべきこととなる。 そうすると、前段該当職員を除く職員については、個々の不開示部分について、公にすることによる当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるか否かを判断することとなる。 ウ 以上のとおり、上記ア及びイに該当する職員のいずれについても、不開示としたことの妥当性は、前段該当職員の個人識別部分を除き、公にすることによる当該個人の権利利益を害するおそれの有無によって判断されることとなるため、以下、併せて検討する。 (3) 個人の権利利益を害するおそれの有無等について ア 「官署名」、「官署番号」、「所属名」、「省庁」、「財務局」、「地区」、「財務事務所」及び「都道府県」の各欄について (ア) 当審査会において通達を確認したところ、諮問庁が理由説明書において説明するとおり、「官署名」の欄には、職員の所属する官署の名称（一部については、名称及び当該名称を示す数字）が、「官署番号」の欄には、官署の名称を示す数字が、「所属名」の欄には、官署において職員が勤務する局、部、課、係等の最小単位までの名称が、「省庁」の欄には、官署を所管する省庁名及び当該省庁の名称を示す番号が、「財務局」の欄には、官署所在地を管轄する財務局の管轄地域の名称及び当該名称を示す数字が、「地区」の欄には、官署所在地の地区区分に係る地区の名称及び当該名称を示す数字が、「財務事務所」の欄には、官署所在地を管轄する財務局等の名称及び当該名称を示す数字が、「都道府県」の欄には、官署所在地の都道府県名及び当該都道府県を示す数字が、それぞれ記録されていることが認められる。 (イ) まず、前段該当職員について検討すると、原処分において独身の別、同居家族人数及び一人当たり平米数、家賃月額、自宅保有等の計画の有無等、一般に公にされることを望まないと認められる私的な情報が既に開示されているところ、上記（ア）に掲げる各欄に記録されている情報は、これを公にすると、当該職員の同僚等の一定範囲の者にとっては当該職員を特定する手掛かりとなり、上記私的な情報が知られることとなるから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められない。 したがって、当該情報を法6条2項により部分開示することはできず、不開示としたことは妥当である。 (ウ) その余の職員についても、上記（イ）と同様の理由から、
--	--	--

		当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、法5条1号本文後段に該当し、上記(2)イのとおり、同号ただし書イないしハに該当せず、不開示としたことは妥当である。 (以下、略)
27-4	答申27(行情)782 「司法修習生考試結果集計表等の一部開示決定に関する件」 司法修習生が司法修習を終える際の考試結果の集計表等に記載された「優」、「良」、「可」及び「不可」の人員又は割合について、個人識別性はないが、予備試験資格者に係る「不可」の人数が少数である現状においては、関係者の間では特定の科目で「不可」となった個人の特定につながる可能性があり、その結果個人の能力等に関する機微な情報が明らかとなって当該個人の権利利益を害するおそれがあるなどとして、法5条1号本文後段の情報に該当し不開示妥当と判断した例	2 不開示部分の不開示情報該当性について (1) 諮問庁は、司法修習生考試の各科目の成績は、特に他人に知られることを忌避する性質の極めて秘匿性の高い個人情報であるとした上で、特定の司法修習生が予備試験資格者(予備試験合格の資格で司法試験を受験してこれに合格した者)か否かは関係者間では識別容易な事実であるとともに、官報公告される司法修習を終えた者の氏名と照合すること等により司法修習生考試に不合格となった者を容易に特定することが可能であることから、予備試験資格者及びそれ以外の者に係る各科目の「不可」の人数は、法5条1号本文前段の個人識別情報又は同号本文後段の権利利益侵害情報として、同号の不開示情報に該当する旨説明する。 また、原処分で不開示とした部分のうち「優」、「良」、「可」の「人員」又は「割合」のいずれか一部でも開示することとした場合、今後、その余の部分について異なる組合せでの開示請求が繰り返されることによって、結局は「不可」の人数が容易に推測されてしまうこととなるため、部分的な開示もできない旨説明する。 (2) 不開示部分に記載された情報は、いずれも、個人の氏名等といった直接個人の識別を可能とする情報ではないが、予備試験資格者に係る「不可」の人数が少数である現状においては、関係者の間では特定の科目で「不可」となった個人の特定につながる可能性があり、その結果個人の能力等に関する機微な情報が明らかとなって当該個人の権利利益を害するおそれがあり、部分的な開示もできないとする上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条1号本文後段の不開示情報に該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。したがって、不開示部分については法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
27-5	答申28(行情)32 「特定会社等に対する不利益処分の差止め等に関する訴訟の関係書類の不開示決定に関する件」 仮の差止め請求に係る事件番号が法5条1号の個人識別情報に該当するとして不開示とされているところ、民事保全法5条により、仮の差止め請求に係る事件記録を閲覧	2 不開示情報該当性について (略) (6) 文書9及び文書10における特定訴訟の事件番号について ア 民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求をすることができるとされているため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなる。このことを背景に、諮問庁は本件の事件番号について、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する旨説明している。 イ しかしながら、本件の事件番号は、仮の差止め請求に係る事件番号であり、民事保全法5条では、事件記録を閲覧すること

	することができるのは利害関係者に限定されていることから、それ以外の一般の者にとっては、当該事件番号は法5条1号本文前段の個人識別情報に該当せず、また、利害関係者は、訴訟当事者等の個人が本件の事件記録に記載されていることを民事保全の手続の中で既に承知していることから、当該事件番号は同号本文後段の権利侵害情報にも該当せず、開示すべきであると判断した例	ができるのは利害関係者に限定されていることから、それ以外の一般の者にとって、本件の事件番号が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められない。 また、利害関係者が本件の事件記録を閲覧することによって、訴訟当事者又は関係者である個人を特定することになるとしても、当該利害関係者は、特定される当該個人が本件の事件記録に記載されていることを、民事保全の手続の中で既に承知していることから、本件の事件番号は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められない。 したがって、本件の事件番号は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。
28-1	答申28（行情）480 「特定外国法事務弁護士の承認等に関する文書の一部開示決定に関する件」 特定の外国法事務弁護士の承認申請において当該申請者が個々の私的な事情等により提出した文書について、原処分ではページ全体が不開示とされているところ、当該文書の一部でも公にすると、当該文書に含まれる文書の種類等が明らかになり、ひいては、当該申請者の個々の私的な事情等が明らかになるなどとして、法5条1号本文前段の情報に該当し、不開示妥当とした例	2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について (1) 日弁連への求意見に係る決裁文書について (略) シ 日弁連への求意見に係る決裁文書のうち、上記アないしサを除く文書について (ア) 当該文書は、ページ全体が不開示とされていると認められる。 (イ) 諮問庁の説明によると、外国法事務弁護士となる資格に係る承認の申請に際して必要な書類については、法務省のホームページに掲載されている手引等において、申請者の被雇用や単独開業といった予定する業務形態、住居の状況等の申請者の個々の私的な事情等に応じた提出書類例が掲載されているところ、当該文書は、A氏及びB氏が外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるために、①手引において提出書類として記載されているもので申請者の個々の私的な事情等に応じて提出したもの及び②手引には掲載されていないが、申請者が個々の私的な事情等により、参考となる事項について必要な説明を行うために自主的に提出したものであるとのことである。 (ウ) そうすると、当該文書に含まれる文書について、それぞれどのような種類の文書であるか等は、上記のような、申請者の個々の私的な事情と対応しているといえ、不開示部分の一部でも公にすると、当該文書に含まれる文書の種類等が明らかになり、ひいては、A氏及びB氏の上記のような個々の私的な事情等が明らかになることから、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 (エ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、A氏及びB氏に係る上記のような個々の私的な事情等を広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、そのような性質を有するものとも考えられないから、当該不開示部分

		は、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 (オ)したがって、当該不開示部分は、法5条1号本文前段に該当し、不開示としたことは妥当である。
30-1	答申30（行情）109 「人事記録（知的障害の人の分）の不開示決定に関する件」 知的障害者である職員の人事記録の開示請求に対し、その全部を不開示としたことにつき、人事記録（甲）の様式部分を除く部分は、法5条1号に該当し不開示としたことは妥当であるが、人事記録（甲）の様式部分は、特定の個人を識別することとなる記述の部分には該当せず、かつ、公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められるので、同号に該当せず、開示すべきと判断した例	2 本件対象文書の不開示情報該当性について（略） (4) しかしながら、人事記録（甲）の様式部分（記入欄を除く。以下同じ。）は、特定の個人を識別することができることとなる記述の部分には該当せず、かつ、公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。 (5) したがって、本件対象文書のうち、人事記録（甲）の様式部分を除く部分については、法5条1号に該当し不開示としたことは妥当であるが、人事記録（甲）の様式部分は、同号に該当せず、開示すべきである。
30-2	答申30（行情）352 「元島民の手紙」の不開示決定に関する件」 日露首脳会談で総理大臣が露大統領に手渡した、北方領土の元島民が書いた手紙の写しは、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、手紙を書いた元島民の心情等が記載されていることから、これを公にすると、元島民各個人の権利利益を害するおそれがないとは認められない	2 不開示情報該当性について（略） (2) 諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。 ア 本件対象文書の内容は、上記（1）アの諮問庁の説明のとおり、元島民からプーチン大統領に宛てた手紙の写しであって、日本語の手紙及びそのロシア語訳のそれぞれの末尾には、手紙の差出人の氏名等が記載されていることが認められる。 イ 本件対象文書は、一体として法5条1号本文前段に規定する、手紙の差出人の各個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 ウ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、本件対象文書のうち手紙の差出人等の氏名等は、個人識別部分であると認められることから、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、元島民の心情等が記載されていることが認められるところ、これを公にすると、手紙の差出人である各個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示

	ことから、部分開示することもできないとして、不開示とすることが妥当とした例	することはできない。
30-3	答申30（行情）471 「特定年度就労支援促進計画の実績評価の一部開示決定に関する件」 平成27年度就労支援促進計画実績値における事業対象者数、事業参加者数（合計）及び達成者数（合計）等について、当該部分は、0ないし9の数値のみであり、市町村ごとにこれを公にしても特定の個人を識別することができるとは認められないことから、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められず、また、当該部分を公にしても、生活保護受給者の関係者が、特定の者の詳細な保護の状況及び生活保護受給者を対象とする事業対象者の要件の有無まで知り得るとは認められないなどとして、同号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められないとした例	2 不開示情報該当性について （略） （2）平成27年度就労支援促進計画実績値（1）について （略） イ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）。以下同じ。）において、生活保護受給者が当該事業に参加が可能であるかという情報や事業に参加した結果として就労・増収につながった、または就労に至らなかったという情報は個人に関する情報であって、生活保護受給者にとっては他者に知られたくない情報であるところ、対象者数が少ない自治体や参加人数が少ない事業においては、特定の個人を識別されるおそれがある旨説明する。 ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。 （ア）「①事業対象者数」欄、「②事業参加者数（合計）」欄及び「④達成者数（合計）」欄について 諮問庁から、「就労支援促進計画の策定について（平成27年3月31日社援保発0331第22号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」の提示を受け確認したところ、「事業対象者数」とは、「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。）の数」であり、「事業参加者数（合計）」とは、「福祉事務所との連携により公共職業安定所において就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者の就労に関する相談・助言、求職活動への支援等を行う被保護者就労支援事業等に参加した者の数」であり、「達成者数（合計）」とは、「事業参加者のうち、就労した者及び増収となった者（就労・増収により生活保護を廃止した者を含む。）の数」である。 諮問庁は、当該部分を公にすると特定の個人を識別されるおそれがある旨説明するが、当該部分は0ないし9の数値のみであり、市町村ごとにこれを公にしても特定の個人を識別することができるとは認められないことから、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められない。 また、当該部分を公にしても、生活保護受給者の関係者が、特定の者の詳細な保護の状況及び生活保護受給者を対象とする事業対象者の要件の有無まで知り得るとは認められないこと、さらに、公共職業安定所を利用する事業に参加している生活保護受給者と、事業参加者以外で公共職業安定所を利用している者とを外形的に区別することはできないこと、加えて、事業に

		参加したことにより就労・増収等の結果が得られたことを推認できるとは認められないことから、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められない。 したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。
1-1	答申1（独情）81 「特定教授の研究内容に関して設置された予備調査委員会及び本調査委員会に関する文書の一部開示決定等に関する件」 ・ 国立大学の教員が作成し、限定された者に対して行われた発表の際の文書につき、当該教員の自律性に基づく研究活動の一環として作成した未発表の研究内容が記載された研究者個人の文書であるとの諮問庁の説明を認め、法5条1号に該当するとした例	5 本件対象文書の不開示情報該当性について（文書1、文書4、文書7、文書12ないし文書15及び文書18ないし文書22） （略） （5）文書14について （略） エ 第1回調査委員会資料7「プログレスミーティング発表資料」及び同資料8「特定治療法の確立と情報提供についての研究班発表資料」部分 （略） （イ）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 「プログレスミーティング」は、信州大学医学部特定教室における大学院生等の研究発表を主とする研究に関する非公開の意見交換の場であり、「研究班発表」とは、特定教授Aを総括研究者とした研究班の構成員のみが参加した非公開の会合であることから、当該不開示部分は、それぞれ限定された者に対して行われた発表の際の文書であり、学校教育法や教育基本法の規定に照らし、研究と修養に努め、専門分野の研究を深めるための自律性に基づく研究活動の一環として作成した文書であって、仮に、本件に係る調査委員会等が行われなければ、法人として保有することのない研究者個人の文書であるが、調査委員会等に提出されたため、法人文書となっているものであることから、このような性質を踏まえると、未発表の研究内容が記載された当該部分は研究者の法5条1号に該当する個人情報記載された文書であり、同号ただし書イないしハにも該当しない。 一方、これらの文書を用いて発表した際には、当該文書記載の文言をなぞるだけの発表ではなく、口頭により様々な情報を付加している。 このため、発表者が発表した内容を相違なく理解している者は当該発表に出席した者しかおらず、仮に当該文書が一部でも開示されれば、当該文書の読者の理解は、当該文書の断片的な情報によるものでしかなく、発表者の意図した内容から相違するおそれがあることから、部分開示もできない。 （ウ）以下、検討する。 a 本件対象文書を見分すると、資料8には、発表者の氏名が記載されていることから、全体として法5条1号本文前段の特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。また、資料7に

		は、発表者の氏名は記載されていないものの、プロGRESSミーティングが、限定された参加者による会合であることを考慮すると、同号本文前段の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。 b そこで、法5条1号ただし書について検討すると、これらは未発表の研究内容が記載された研究者個人の文書であるとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められないことから、同号ただし書イないしハに該当するとは認められない。また、仮に当該文書が一部でも開示されれば、発表者の意図した内容から相違するおそれがあるとする諮問庁の説明も否定し難いことから、法6条2項の部分開示もできない。 c したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認められるので、同条2号イ、3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
4-1	答申4（行情）554 「特定基地における移転措置に伴う土地の買入れに係る土地売買契約書の一部開示決定に関する件」 特定基地における移転措置に伴う土地売買契約書における土地の所在地、地目及び面積について、法5条1号及び6号の不開示情報に該当するとして諮問庁に対し、当該部分は特定の個人を識別することが可能であるが、不動産登記簿等により何人でも知ることが可能なものであり、また、今後の国による土地等の購入業務の円滑な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性までは認められないとして、開示すべきとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 本件不開示部分について、本件対象文書を確認したところ、当該部分には、移転措置に伴い売買する土地の所在地（地番）、地目及び面積が記載されていると認められる。 本件不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 ア 本件不開示部分に係る土地所有者の所在地等は、他の情報と突合した場合に個人を特定できる情報に該当するため、法5条1号により不開示としたものである。 イ また、防衛省が購入した土地には、購入年度を明記した境界標を設置するため、現地において当該土地の購入年度が明示されている状況である。このため同土地の地目・面積を公表することにより、現地にて特定することが可能であり、それを基に登記簿等を取得することで容易に元の所有者を特定することが可能となり、さらに売買価格と照合することで、同者が得た売買収入についても明らかとなってしまふ。このことは、防衛省に土地を売却すれば、情報開示によりこれらの情報を第三者に知られてしまうことが周知され、土地の所有者に不信感を与えることになりかねず、今後の国による土地等の購入業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したため、同条6号を追加したものである。 (2) 本件請求内容は、「特定基地における移転措置に伴う土地の買入れについて、平成9年度から19年度の間、いつ、誰から、いくらで購入したかが分かる行政文書」である。 移転措置事業における移転対象となる各飛行場等の区域図については、各地方防衛局のウェブサイト上において公表されており、また、同サイトの事業用パンフレットにおいて、対象区域を示した縦覧図についても、管轄する地方防衛局事務所で閲覧可能との掲載があることなどを踏まえれば、これによって、防衛省が購入した土地のおおよその位置ないし範囲は特定することがで

		き、当該土地を管轄する登記所において備え付けてある公図の閲覧により当該土地の地番を特定することができるものと認められる。 そうすると、本件不開示部分については、不動産登記簿を閲覧すること等により、何人でも知ることが可能なものであり、慣行として公にされているものと認めることができる。 また、諮問庁は上記（１）イで地目及び面積部分の不開示理由に法５条６号を追加しているが、同号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実質的、具体的に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要とされている。しかし、更に諮問庁に確認させたところ、旧土地所有者に不信感を与え、国による土地等の購入業務の円滑な遂行に支障を及ぼすような具体的な事例を示すことはできないとのことであった。 したがって、本件不開示部分については、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められ、また、地目及び面積部分については、これを公にしたとしても、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認め難いため、同条６号柱書きにも該当せず、本件不開示部分については、開示すべきである。
--	--	--

【法5条1号ただし書イ関係】

12	答申13（行情）9 「明治39年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 犯罪歴であっても、実際の公表状況等を踏まえ、詳細に判断し法5条1号ただし書イに該当するとしたもの	2 本件対象文書の存否応答拒否の可否 (1) 本件開示請求の対象は、明治39年の検務事件簿中の特定個人である上記故人に係る記載部分であり、その存否を答えることは、上述のとおり、当該故人の犯罪歴の有無を明らかにすると同様の結果が生じることとなるものと認められる。 したがって、本件対象文書につき、その存否の応答を拒否することが許されるか否かは、当該故人の犯罪歴の有無が同号ただし書イに規定する「慣行として公にされている情報」に該当するか否かによることとなるので、以下、この点について検討する。 (2) 上記の「慣行として公にされている」とは、現に公衆の知り得る状態に置かれており、かつ、それが社会通念上慣行と言えるものであることをいう。したがって、過去に記者発表等により公表された情報であっても、時間の経過により、開示請求の時点では公にされているとは認められない場合や、その公表が個別の特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合も、当然にあり得るものと思われる。 しかしながら、法が当該情報を不開示情報から除外することとした趣旨は、一般的に公にされている情報については、敢えて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられたからであって、そのことからすれば、諮問庁の言うように、上記故人の犯罪歴の有無が慣行として公にされているものと認められるためには、本件と同種の情報である著名人の古い前歴が繰り返し公表されていなければならないというものではなく、当該故人の犯罪歴の有無という情報自体が、慣行として公にされているものであるか否かを判断すれば足りる。 そこで、本件について検討するに、当該故人の犯罪歴の有無については、当該故人自身がその著作物の中で捜査機関の取調べを受けた事実を明らかにしているばかりでなく、昭和57年に地元で開催された企画展において、処分庁自ら、出品協力者として本件対象文書を提供したことが認められる。また、このように処分庁が出品提供したことにより、本件対象文書は、その記載内容まで読み取ることのできる状態で写真撮影され、これが当時の新聞記事に掲載されたほか、図録中にも同様の写真が掲載され、図録は、現在でも、地元の図書館や国立国会図書館等に所蔵されており、何人もこれを閲覧することが可能な状態にあることが認められる。さらに加えて、処分庁及びその上級行政庁にあっては、図録が現在まで公衆の知り得る状態にあることを当然に認識しているものと考えられるが、この間、地元の図書館等に対し図録の当該部分の閲覧の禁止を求めるなど、不特定多数の者が当該故人の犯罪歴の有無を知り得る現状を是正するための何らかの措置を講じた形跡も認められない。 以上の事実を総合すれば、当該故人の犯罪歴の有無については、現に事実として公衆の知り得る状態に置かれているというだけでなく、処分庁の行った公表は、事後に当該情報が継続して
----	---	---

		公にされ続けることを前提としていたか、少なくともそれを容認していたものと考えられるのであり、個別の特殊事情に基づく一時的なものにすぎないとは言えない。よって、当該犯罪歴の有無は、慣行として公にされている情報に該当するものと認めるのが相当である。
13	答申14（行情）90 「漁船火災事件の海難審判に係る一件記録（実体編）の一部開示決定に関する件」 ・ 海難審判の公開をもって、1号ただし書イの該当性を認めることはできないとした例 ・ 質問調書は、関係者に供述者が特定される場合、中傷、非難がなされることにより、権利・利益が侵害されるとして不開示	2 不開示情報該当性について （1）受審人等の氏名等の法5条1号該当性について 受審人等の氏名、住所、本籍、印影及び生年月日並びに漁船保険組合の職員（理事を除く。）及び外国会社の代表者の氏名及び印影は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。 異議申立人は、海難審判が公開の審判廷で行われていることを理由に開示すべきであると主張している。これは、受審人等の氏名等が法5条1号ただし書イの情報に該当するとの主張であると理解できる。 海難審判は、公開の審判廷で行われることとなっているが、審判の公開は、裁判の公開と同様、審判の公正を確保するために実施されているものである。その限度において、当該審判の受審人等はプライバシーが開披されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接かかわる個人情報である審判を受けたという事実がいかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであると言うことはできない。したがって、海難審判が公開の審判廷で行われていることを理由に、本件対象文書に記載されている個人情報が法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものと認めることはできない。 また、本事件については、発生当時、地元の新聞に実名入りで報道されたという事実があるが、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、本件開示請求の時点において公知の事実とまで言い得るかどうか疑問である上、当該情報は、あくまで報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、それをもって、当該情報が法5条1号ただし書イの情報に該当すると認めることもできない。 このほかにも、法5条1号ただし書イからハまでに該当するものと認められる事情は存在しない。 したがって、受審人等の氏名等は、法5条1号の規定により不開示とすべきものと認められる。 （2）質問調書等の不開示情報該当性について （略） イ 不開示情報該当性について （略） 本件においては、受審人等の氏名等を不開示としたとしても、船名、船籍港、事故発生日など、海難を特定することができる情報は開示され、また、質問調書等に記載されているそれぞれの供述については、供述者の肩書き（「船長」、「甲板員」

		等)が開示されている。 特に、受審人である船長及び甲板員については、事故発生時に地元の新聞において実名入りで報道されている。 このような状況においては、氏名等を不開示としたとしても、受審人等を取り巻く関係者（家族、親戚、漁業協同組合の関係者、漁船保険組合等）にとっては、供述者を容易に特定することができるということができる。 質問調書等には、供述者が主観に基づいて広範、多岐にわたって詳細に述べた内容が、不正確な記憶に基づくあいまいなものも含めて、そのまま記録されている。このような供述内容は、海難原因についての責任を問われ得る者としての立場から述べられたものであって、多分に主観的なものであり、また、供述者の人格や人間性と深いかかわりを持つものである。一定の範囲の者に供述者が特定できる状況において、これを公にすると、供述内容について、供述者の人格や人間性をも含めて関係者から故なき中傷や非難がなされるなどにより、供述者に受忍限度を超えた精神的苦痛等を与えるおそれがあることは十分に考えられる。 また、審判調書の尋問部分については、公開の審判廷における供述内容が記録されているものであるが、審判が公開でなされるとしても、それは審判の公正及び手続に対する信頼を確保するために行われているものであって、このことから直ちに供述者自身がその供述内容を何人に対しても、また、いついかなる時点においても公開することを容認したものともみなすことは困難であり、質問調書と同様に権利利益の侵害の余地を否定することはできないと言ふべきである。 この点については、供述内容が開示されなければ、受審人等の供述内容について様々な憶測を呼び、かえって受審人等の権利利益を害するおそれがあるということもあり得ないわけではないが、受審人等自身がそのような憶測に対して積極的に自己の供述内容を公にしているのであればともかく、そのような事情が存在するとは認められない本件においては、開示することによる権利利益の侵害のおそれを否定することはできない。 なお、質問調書等に記録された個々の供述は互いに密接に関連しており、各質問調書及び各審判調書の尋問部分は、それぞれ全体として一つのまとまった内容を成すものであって、権利利益を害するおそれがない部分のみを切り離して開示することは困難である。したがって、法6条2項の規定に基づいて部分開示をすべきものとは認められない。
14	答申14（行情）181 「昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定に関する件」 ・ 会談の特異性、半世紀以上経過した国際情勢の	2 法5条3号該当性について 諮問庁は、本件会談記録が法5条3号に該当すると主張する。この点に関しては、上記1において述べた本件会談の特異性や時間的経過、つまり本件会談が既に半世紀以上も前に行われた点に留意することが必要である。 本件会談が行われた後、昭和26年9月にサンフランシスコにおいて「日本国との平和条約」が締結され、翌27年4月にこれが発効

変化に照らし、3号該当性を否定 ・ 会談は天皇が公人として行ったものと認め、ただし書ハの公務員の行動に準ずるとし、ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に当たるとしたものの	したことにより、我が国と米国等大部分の連合国との戦争状態に終止符が打たれ、我が国の占領状態は一部を除き終結し、我が国は、国際社会に復帰した。その当時、国際社会は、連合国同士の対立によりいわゆる冷戦体制に移行していたが、その後、その冷戦体制も崩壊して新たな国際秩序が生まれるなど、国際社会は様々な変化を遂げてきた。その中であって、我が国と米国を始めとする諸外国との関係も、本件会談が行われた半世紀前とでは、既に全く異なる状況になってきていると認められる。 このような状況にかんがみれば、本件会談記録を公にすると、米国を始め諸外国との信頼関係を損なうおそれがあるとした諮問庁の判断には、相当の理由があると認めることはできないと言わざるを得ない。 また、諮問庁は、昭和天皇が生前、本件会談の内容について、マッカーサー最高司令官との間で公開しないと約束したので、これを公にすれば世界の信用を失うと発言したこと及び米国政府が本件会談に係る会談記録を公開していないことを理由に挙げ、我が国が一方的に公開することは慎重を要する旨指摘する。 しかし、上記の約束が、昭和天皇と同最高司令官との個人的な約束であるか、あるいは、双方の政府を拘束する国家間の約束であるかはともかくとして、そのような約束が交わされたとしても、それがいかなる国際関係の変化にも関わらず、いつまでも公開しないとする趣旨のものとは考え難い。また、本件会談が特異な時期、特異な状況の中において行われた会談であって、その後、半世紀以上を経過する間に国際情勢が一変するなどといった上記の事情に照らし、また、昭和天皇もマッカーサー最高司令官も既に他界して相当の期間が経過していることも併せ考えれば、上記約束が交わされていたとしても、我が国が本件会談記録を公開したからと言って米国を始め諸外国との信頼関係を損なうおそれがあるとは認め難い。また、米国が本件会談記録に当たるものを公開していないとしても、我が国が本件会談記録を公開することを妨げる理由とはならないものと言うべきである。 本件会談は、現在の象徴としての天皇の行う諸外国の要人との会談等とは全く性格を異にするものであり、その特異性により、つとにその歴史的な重要性が指摘されるなど国民的な関心も高いものであるが、こうした会談に関する情報であって行政機関が保有するものは、外交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されるように、他に特段の事由がない限り、いずれは公開されるべきものであると考えられる。 したがって、上記諮問庁の指摘は、本件会談記録の法5条3号該当性を裏付けるものとはならないものと言うべきである。 4 法5条1号該当性について (略) 一方、現行憲法の下における象徴としての天皇の有する個人としての立場には、公人としてのものと私人としてのものがあることは明らかであって、これに応じ、その行為に関する情報についても公人としての行為に関する情報と私人としての行為に関するものがある
--	--

		ことが認められる。この場合、全くの私人たる天皇の個人に関する情報を除き、天皇が公人として行う行為である外国の国王・王族、大統領の接遇や外国訪問などといったいわゆる「ご公務」に関する情報については、これをすべて個人に関する情報として不開示とすることが妥当であるとは言えない。天皇が同号ただし書ハに規定された公務員に該当しないことは明らかであるが、このような公人としての行為に関する情報のうちには、その内容・性質にかんがみ、時期の問題は別として、同号ただし書イの規定の適用により開示することが相当とされるものがあると解される。 本件会談記録は、前記のとおり、我が国にとっても、また、我が国と米国との関係においても極めて特異な時期、特異な状況の中で、昭和天皇が公人として行った外国要人との会談に係るものであると認められ、前記のように、つとにその歴史的重要性が指摘されるなど国民的な関心が高いものとなっているものと認められる。 また、同号ただし書ハの規定に照らしても明らかなおと、今日、公務遂行に係る公務員の行動が情報公開の対象となることは当然のことと認識されているが、昭和天皇が行った本件会談は、実質的にはその種の公務員の行動に準ずるものと見るべきである。 さらに、我が国の外交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されてきており、本件会談記録と同時期の外交記録は、我が国政府とGHQの要人による会談記録を含め、既に諮問庁によって、これまで数次にわたり公開されてきたという事実が認められ、他方、半世紀以上を経る間に、当事者も他界していること及びこれまで本件会談の内容について様々な形で取りざたされ、研究者により事実関係の究明や分析などがなされてきているという事実、さらに、一方の当事者であるマッカーサー最高司令官が本件会談を始めとした一連の会談について自己の解釈などを含め回想記に詳述しているといった事実も認められる。 以上の諸点にかんがみれば、本件会談記録は、現時点においては同号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示することが相当と認められる。 なお、参考人は、旧憲法下においては、天皇の国務上のすべての行為について国務大臣の輔弼を必要とし、当該行為の実質的な決定権及び当該行為の結果についての責任も、国務大臣に帰属することとされていたことを理由に、本件会談が行われるに当たって国務大臣の輔弼があったとは認められないので、本件会談は、天皇の国務上の行為に当たらないと説明するが、本件会談が実現するに当たっては、その実施の時期等について当時の外相によるGHQとの事前の協議、調整等が行なわれたことが認められるので、輔弼が全くなかったということとはできない。仮に、輔弼がなかったとしても、輔弼の有無が、天皇の行為の公的な性格を規定する要件になると認めることはできない。
15	答申14（行情）403 「職員の懲戒処分に係る処分説明書（案）の一部開示決定に関する件」	2 不開示情報該当性 （1）法5条1号該当性 （略） 法5条1号ただし書イについて考えると、行政機関に所属する職

	懲戒処分を受けた公務員の氏名についての公表慣行を判断した例	員がその職務に関する行為又は職務外の行為により懲戒処分等の対象となった場合、これに関する情報を法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認める根拠は存しないものと認められるが、一般に行政機関においては、慣行として、その職員に非違行為等があつて懲戒処分等を行った場合、特定の非違行為等につき職員に対する懲戒処分等を行ったこと及び当該職員の氏名等の特定個人を識別し得る事項を公にする場合か否かを、当該職員の役職、非違行為の内容、その他社会的影響等を総合的に勘案した上で個別に審査し、公にすべきものと判断したものに限り、これを公表することとしているものと解される。 そこで、本件非違行為の内容等に則して具体的に検討すると、本件非違行為により処分された個別の被処分者の所属部課、官職、級及び号俸等が処分庁によって公表されたと認めるに足りる資料はなく、当審査会において、本件対象文書を見分した結果によって判断しても、被処分者欄記載の職員の役職、非違行為の具体的内容に照らせば、本件事案においては、被処分者を識別し得る部分について、慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。この点につき、審査請求人は、本件処分のうち停職処分は重い処分であるので、最低限当該処分については、被処分者の氏名を除いて開示すべきである旨主張するが、本件処分につき、処分量定が重いものであることをもって、当該処分を公表する慣行があるものとは認められない。 法5条1号ただし書ハ該当性については、被処分者が公務員であり、本件事案の内容が被処分者の職務に関係する部分を含むとしても、懲戒処分を受けることは当該職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、本件情報が同号ただし書ハに該当すると認めることはできない。さらに、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も存しない。
○	[参考答申] 答申14（行情）453～457 「平成14年1月11日に実施された法曹養成検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件外2件」 録音テープと議事録の違いを踏まえつつも、構成メンバー、会議の性格等により1号イの慣行として公にされるべきものと認定	整理番号127の答申参照
16	答申15（行情）188 「侍従職の庶務関係録の事務日誌（昭和25年1月1	2 不開示情報該当性について （1）法5条1号該当性について ア 本件職位が公務員に該当するものでないことは異議申立人も認

	日から1月10日まで)の一部開示決定に関する件」 特定の職位にある者について、公務員ではないが、公務員に準ずる存在でありその行為は公務員の職務行為に準ずるものとして、法5条1号ただし書イ該当性を認定	めている。しかし、本件職位はその職名自体純然たる私的立場にすぎないことを示すとは言い難く、また、当時の新聞記事や本件個人の事績等に触れた論稿その他公刊物等の資料によると、本件個人の本件職位への就任については公務員である東宮大夫の決定・発令の事実と併せて報道されたこと、本件個人は個人的信念等から東宮大夫への就任を辞退しその代わり本件職位に就任したとされていること、本件個人が本件職位に在る間に行った職務の実態は公的色彩の極めて強いものであったこと等の事実が認められる。これらの事実によると、本件個人の本件職位への就任は東宮大夫への就任に匹敵するような公的なものとして扱われ、その職務は公的なものであるととらえるのが一般であったとみられるばかりでなく、本件個人自身もそのように認識しており、その実際に行った職務の内容も実態は公的なものであったとみることができる。 さらに、本件記述に係る行為についてみると、本件個人が、東宮大夫及び主管という国家公務員の職に在る者と共に長官官舎での打合せ会に同席したというものであり、ここに言う長官とは宮内庁長官を指すことは容易に推察され、その時点は平日の午後2時以後とされ公務員の執務時間内のことであることからすると、具体的な当該行為も公的な色彩を持つものであったと推認することができる。 このようにしてみると、本件記述における本件個人は公務員に準ずる存在であって、当該行為はその職務の遂行に係るものあるいはこれに関連した公的色彩の強いものであったと認めるのが相当である。 イ 上記各資料によると、本件個人の本件職位に在る間の諸活動については、本件個人自らの著作や公刊された手紙、さらには、就任当時の宮内庁長官らの手記等によって広範にわたり公にされていることが認められる。 ウ 本件個人が本件職位に就任したことは、重要な職務に民間人が登用されたことに加え、同人の学問上並びに社会的業績が際立ったものであり、卓抜な人格をもって知られていたことなどから、注目を浴びるとともにその地位にふさわしい人事として大方に受け取られたことは、知られた事実である。そして本件個人の職務は、皇室の一員の身边にかかわるものとしてその内容のすべてが必ずしも公表に適するものではないとしても、日本国の象徴、日本国民統合の象徴としての天皇ないし皇位継承者を含む皇室の在り方は、広く国民の正当な関心の対象であり、本件個人の職務の在り方及びその内容も、深くこれにかかわりを有するものであることから、同様に正当な関心の対象であるということが出来る。このように、本件個人の本件職位への就任及び本件職位における職務の在り方並びにその内容は、いずれも社会の注目ないし関心を呼ぶものであると言える。 エ 本件個人に係る当該行為は、昭和25年1月10日におけるものであり、本件開示決定の時点では52年余を経過しており、本件個人も既に死亡している。
--	--	---

		以上の諸点に照らすと、本件記述中の本件不開示部分は、現時点においては法5条1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当すると認めるのが相当である。
17	答申15（行情）324 「国内希少野生動物種捕獲等許可申請等の一部開示決定に関する件」 ・ 種の保存法に基づく捕獲許可の性格、捕獲事務が県の委託調査の一環であったこと、一部の者の氏名はその分野の有識者としてすでにホームページ等で明らかにされていることを踏まえ、特定個人の氏名は「慣行として公にすることが予定されている」情報と判断したもの	2 不開示情報該当性について 本件対象文書には申請者・被許可者の氏名等が記載されていることから、本件対象文書の情報は、全体として、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。 (1) 法5条1号ただし書イ該当性 法5条1号は同号ただし書イからハマでのいずれかに該当する情報は不開示情報に当たらないとしていることから、同号ただし書イ該当性につき以下検討する。 諮問庁は、種の保存法に基づく国内希少種の捕獲等許可は、学術研究等の目的で種の保存法の要件を満たすものであれば、だれでも得ることが可能であり、特定の個人・団体にのみ付与される性格のものではなく、また、捕獲等の許可申請は、全く申請者の任意に基づいて行われるものであり、本件においても、申請者は、いずれも個人の調査研究の目的のため申請したものであって、このような個人に関する情報は、種の保存法の法令上の規定はもとより慣行上も公表することにはなっていないと主張する。 種の保存法10条に定める捕獲等許可は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全するという種の保存法の目的を実現するために行われるものであり、そのため捕獲等の目的が学術研究又は繁殖等の目的に限定されている。さらに、同条は、許可の条件として、捕獲等の目的が学術研究、繁殖、教育、生息・生育状況調査、保存に資するのいずれかに適合すること、捕獲等によって種の保存に支障を及ぼすおそれがないこと、捕獲等をする者が個体を適切に取り扱うことができることの各要件をすべて満たさなければならないとしている。諮問庁は、学術研究等の目的に適合すればだれでも許可を得ることが可能と説明するが、基本的には捕獲が禁止されている国内希少種の捕獲を特別に許可をするものであるから、もともと、かなり限定された場合にのみ申請がなされ、それに対する許可がなされているものと考えることができる。現に、オオタカの捕獲申請・許可件数は年間数件であり極めて少ない実態である。また、その目的が学術研究、教育等に限定されているものであるから、被許可者が任意に個人的な研究のために捕獲等を行うという場合であっても、種の保存法の趣旨に照らせばその地位を用いて種の置かれている状況を把握するなどの公益的な意味合いの強い研究を行っていると考えられるものである。したがって、種の保存法に基づく国内希少種の捕獲等許可は、一般の狩猟許可とは異なり、いわば国から特別の許可を与えられた公益的性格を有するものと考えられる。 上記に加え、本件捕獲等許可に関する地域については、静岡県の委託を受けて静岡空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討する静岡空港オオタカ保護対策検討委員会が、知事にオオタカの生態等調査の報告と保護対策についての提言を行ったこと等の事

		情があることが、静岡県ホームページに公表されている。この生態等調査には電波発信器を使用した行動圏調査が含まれているが、そのような調査のためにはオオタカの捕獲が必要なことは明らかであり、この検討委員会がまとめた報告書の調査年度及び調査地域が本件捕獲等許可の時期及び区域と重なっていること、当該検討委員会に申請者・被許可者の一部が野鳥の専門知識を有する有識者として参加していること等を踏まえると、当該有識者が当該生態等調査の際にオオタカの捕獲等許可を得て捕獲を行ったということが推認される。そして、当該有識者の氏名については、静岡空港オオタカ保護対策検討委員会の委員として静岡県のホームページに掲載されていることが認められる。 このように、本件の場合は、静岡県からの委託を受け、静岡空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たものであると考えられることから、本件捕獲等許可は公益的な性格が強いものであると認められる。よって、静岡空港オオタカ保護対策検討委員会に委員として参加した申請者・被許可者（以下「委員会に参加した申請者・被許可者」という。）の氏名は法5条1号ただし書きの「慣行として公にすることが予定されている」情報に該当すると認めるのが相当である。委員会に参加した申請者・被許可者は、平成8年12月及び平成9年12月付けの許可申請書中職業欄に建築士と記入されている者であることが認められ、その申請者・被許可者の氏名は、開示すべきである。
18	答申16（行情）33 「特定個人の身柄拘束事件を巡る来往電計12件」の不開示決定に関する件」 ・ 個人の要請書について公表慣行を認めたもの	2 本件対象文書の不開示情報該当性について (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところによれば、本件対象文書に記載された情報を分類すると、(a) 在イスラエル大使館がイスラエル政府当局及び外国政府使節との間で行った邦人保護業務及び情報収集のための活動（以下「邦人保護業務等」という。）に関する情報、(b) 当該身柄拘束事案に関連した個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報並びに(c) 電信システムの内部の処理・管理に係る情報という三つの類型に大別される。 (略) (2) (a) 及び (b) の類型の情報の不開示情報該当性について (略) イ (b) の類型の情報は、①在イスラエル大使館が邦人保護業務を遂行する過程で特定個人から聴取したもの、②在イスラエル大使館の特定館員にあてた特定個人の書信に記載されたもの並びに③在イスラエル大使館の不特定の館員にあてた特定個人からの依頼文書及び本件要請書に記載されたものに区分できる。 (略) (ウ) 上記③のうち、本件要請書について、諮問庁は、筆跡等から個人の識別が可能となる情報であり、私信であることから、個人の人格と密接に関連し、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、また、既に公にされているものと内

		容が完全に同一でなく、個人識別性は保持されているものである。法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ロ及びハに該当しないことは明らかであるので、不開示とした旨説明している。 上記③の当該依頼文書及び本件要請書は、共に、(i)本文部分及び(ii)上記(c)の種類の情報が記載された部分から成っている。(ii)は、当該依頼文書及び本件要請書がFAX公信として外務省に送付された時に、記入されたものであり、その不開示妥当性については、下記(3)において判断する。 そこで、当該依頼文書及び本件要請書の本文部分に記載された内容について、以下検討する。 当該依頼文書及び本件要請書の本文部分には、特定個人が外務大臣に対して本件要請書を提出したということ及び特定個人の当該身柄拘束事案に係る要請内容が記載されており、これらは一体のものと認められる。 このような記載内容については、本件要請書と同旨のものが、平成14年からインターネット上の異議申立人のウェブサイトに掲載され、また、同時期に、特定の雑誌に、本件要請書が提出された経緯についての簡潔な説明及び特定個人の氏名とともに掲載されていることから、既に、明らかにされており、かつ、何人も知り得る状態にあるものと認められる。 さらに、異議申立人は、当審査会に提出した意見書において、本件要請書は公開することを前提として書かれたものである旨明らかにしている。 以上のことを考慮すると、当該依頼文書及び本件要請書の本文部分に記載された内容及び氏名は、既に、公にされているものと考えられるので、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当せず、開示すべきであるものと認められる。 しかしながら、氏名以外の個人を識別できる記述部分である住所、電話番号、生年月日及び年齢については、公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。
19	答申16(行情)312 「医薬品副作用・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件」 ・ 医薬品副作用・感染症症例報告書の記載について公表慣行を認めたもの	3 不開示情報該当性について (1) 患者に関する情報(法5条1号該当性)について (略) イ 諮問庁は、本件文書①の症例は、医薬品の適用を受ける患者の安全を確保し適正使用を図ることを目的として、医師、薬剤師等に対して必要な情報を提供するために製薬企業が作成する添付文書の改訂の根拠となった症例及び添付文書の改訂後に同様の症例として報告されたものではないことから、ホームページ等で公にする予定もなく、人の生命、健康等に対する被害が発生又は再発することを防止するために、個人の権利利益を害するおそれを侵してまで公にすることが必要な情報とは判断されないとして、法5条1号ただし書イには該当しない旨説明する。 そこで検討すると、本件文書①から本件文書⑨までの症例票に記載されている情報のうち、「副作用・感染症名」欄に記載さ

		れている患者の副作用名はいずれも原処分において開示されている。「副作用・感染症名」欄には、通常、製薬企業に報告を行った担当医の意見に基づく「副作用・感染症名」が記載されているものと考えられるところ、本件文書①の症例票の「担当医等の意見」欄を見ると、担当医が当該症例の副作用である「発熱、痙攣重積状態、右半身麻痺、失語症」の一部については、「主な既往歴、患者の体質等」欄記載の疾病の存在が関与した可能性が大きいと判断していると認められる。このような事実及び当該症例に係る諮問庁の説明を勘案すると、本件文書①の症例票に係る患者の副作用については、担当医が「主な既往歴、患者の体質等」欄記載の疾病と密接に関連するものと判断し、これらを一体のものとして報告していると考えられることから、本件における「主な既往歴、患者の体質等」欄の疾病名の記載は、「副作用・感染症名」欄に記載されている患者の副作用名と一体のものとして、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると認められ、開示すべきである。 また、本件文書①を見ると、「主な既往歴、患者の体質等」欄に記載されている疾病名と同質の情報が別紙の1の（2）から（4）までに掲げる部分に記載されていることから、これらの部分も同様に開示すべきである。
20	答申16（行情）382，383 「東京社会保険事務局における特掲診療料の施設基準に係る届出書の一部開示決定に関する件外1件」 医師の経歴のうち手術に関する経験年数について公表慣行を認めたもの	3 不開示情報該当性について （1）法5条1号該当性について （略） イ 10年以上の経験を有する常勤医師について 本件対象文書のうち、様式47の2を見分すると、10年以上の経験を有する常勤医師に係る経歴（経験年数を含む）欄に当該常勤医師の医籍登録年月日、特定手術等に関する経験年数等の経歴（学歴、職歴等が詳細に記載されているものもある。）が記載され、不開示とされている。 10年以上の経験を有する常勤医師の経歴は、当該常勤医師の氏名が、上記2（2）のとおり、開示することとされているため、当該常勤医師個人に関する情報であって、法5条1号にいう特定の個人を識別することができるものと認められる。 審査請求人は、出版物やインターネットなどで経歴を公開している医師も多く見受けられるとして、法5条1号ただし書イに該当する旨主張する。 施設基準告示及び施設基準通知を見ると、特定手術のうち、手術1から手術4までの手術等については、当該手術等に関し、10年以上の経験を有する医師が1名以上常勤していることが当該基準に適合するか否かの要件の一つとして規定されている。この規定の内容を踏まえると、常勤医師の経歴のうち、当該手術に関する経験年数については、上記1（3）のとおり、地方社会保険事務局における特掲診療料の施設基準に係る届出書の受理・不受理の審査事項になっていると認められる。このような事情にかんがみると、当該届出書の受理により上記

		1 (1) のとおり算定告示の所定点数により算定できることとなる本件のような場合においては、上記の経験年数の記載は、慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると言ふべきである。したがって、常勤医師の特定手術に関する経験年数の記載は、法5条1号ただし書イに該当すると認められることから、開示すべきである。
21	答申16（独情）20，21 「新潟県社会保険診療報酬支払基金審査委員会名簿の不開示決定に関する件外1件」 ・ 社保審査委員の名簿は、公にすることが予定されている情報に該当し、その公開の審査業務への支障を認めなかったもの	2 不開示情報該当性 (1) 法5条1号該当性 ③審査委員名の欄に記載された審査委員の氏名については、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、以下、同号ただし書イ該当性について検討する。 審査委員は、公務員には該当しないものの、法律上の明文の根拠に基づき任命される者であって、上記審査委員についても、いずれも医療における各専門分野に関する一定の知見・学識を有する医師であり、社会的責任の大きい高度な専門職の地位にある者であると認められる。 また、審査委員は、年間約8億件、10兆円以上にも及ぶ診療報酬請求について、直接にその審査を担当してその適否等を公正中立に判断すべきことが求められている者であって、国民に対する適正かつ円滑な医療給付を実現する医療保険制度ひいては社会保障制度の安定的運営において極めて重要な役割を果たす支払基金制度上、重要な地位を占める存在であり、公的性格の強い立場と言わざるを得ない。 このような審査委員の職務及びその地位の重要性並びに医療保険制度の効率的、安定的運営のためには透明性の確保が不可欠であると考えられ、現に支払基金と同種の審査機関である国保連合会診療報酬審査委員の名簿が公表されている県があることなどの事情を考慮し、かつ、支払基金が開示決定等の時点において独立行政法人等として情報公開法の実施機関とされていたことにかんがみれば、審査委員の氏名を明らかにすることは、国民に対する独立行政法人等の説明責任を果たす上でも求められていると言ふべきである。 以上によれば、本件対象文書に記載されている審査委員の氏名は「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。 なお、諮問庁は、不開示情報該当性の判断の根拠として、厚生省通知を引用するが、不開示情報該当性の判断は、法の規定に基づいて行われるものであることから、厚生省通知の内容は、当審査会の判断を左右するものではない。 また、諮問庁は、先例答申において、審査委員の氏名が法5条1号の個人情報に該当するとされたことを受けて、法5条1号の主張をする旨説明するが、先例答申は、議事録中に記載された特定個人である審査委員の氏名について不開示とすることが妥当としたものであり、本件対象文書のような審査委員の氏名等の一覧表とはその情報の性質を異にすることから、本件諮問事件とは事

		案が異なるものである。
22	答申17（行情）283 「朝鮮総督府高等官級関係書類の不開示決定に関する件」 同様の記載が国立国会図書館等で閲覧できる職員録や朝鮮総督府官報に掲載されていることから公表慣行を認めたもの	2 不開示情報該当性について (3) 朝鮮総督府高等官の昇等に関する文書について ア 決裁文書の鑑 決裁文書の鑑のうち、決裁権者及び起案者の署名又は印影の部分は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。 決裁権者又は起案者である朝鮮総督府の高等官及び判任官の氏名は、朝鮮総督府発行の「朝鮮総督府及所属官署職員録」に記載されており、現存する当該職員録は国立国会図書館において閲覧できる状況となっていることから、発行当時においても慣行として公にされている情報であったと推察され、決裁権者及び起案者の署名又は印影は同号ただし書イに該当すると認められる。 また、その余の部分は、昇等決定のための伺いにすぎず、同号に該当する情報とは認められない。 したがって、決裁文書の鑑については、開示すべきである。 イ 昇等が決定された文書及び各部署から人事担当部署に提出された調書 これらの文書は、朝鮮総督府高等官の昇等が決定された文書及びこれを検討するために各部署から人事担当部署に提出された調書であり、これらの文書には、朝鮮総督府高等官の氏名、官職、等級、懲戒の記録等が記載されていることから、当該文書の記載内容は、全体として法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。 (ア) 法5条1号ただし書該当性について 昇等が決定された文書（7枚目（本件対象文書の表紙から数える。以下同じ。）の文書の欄外の括弧書きの記述、12枚目、13枚目及び14枚目の各文書の欄外の記述、13枚目の文書の最後の列の記述並びに14枚目の文書の3列目の記述を除く。）について、法5条1号ただし書イ該当性を検討すると、当該文書の内容は、その欄外の記述から朝鮮総督府官報に掲載されたものであることが分かり、現に、昇叙官等、官職及び氏名の記載は、同官報に掲載されているもので、現在においても国立国会図書館等で閲覧ができる状況となっており、また、それらの記載以外の現官等年月日及び経過年月の記載も他の時期に発行された同官報から知ることができるものである。 したがって、当該文書は慣行として公にされているものと認められ、同号ただし書イに該当すると認められることから、開示すべきである。
23	答申17（行情）315 「処分説明書の一部開示決定に関する件」	2 平成15年3月28日付け名古屋地検処分説明書以外の文書の不開示情報該当性 (1) 法5条1号該当性 ア 法5条1号ただし書イ該当性

	・ 処分説明書のうち、公表に係る事案について、公表から開示請求までの期間の長短により公表慣行の有無を判断したもの	(エ) 本件対象文書に係る事案の公表慣行の有無 上記のとおり、本件対象文書の内容の一部については、過去において公表されていたものと認められる。 そして、かかる情報が、現に「公に…されている情報」と認められるか否かについては、当該事案の内容、公表から開示請求までに経過した期間、懲戒処分を行った行政機関における当該情報の取扱 状況等を考慮し、判断すべきものと認められる。 そこで、本件対象文書について検討すると、平成15年処分説明書に係る各事案については、法務省等による処分の実施及び公表から本件開示請求までの期間はいずれも1年に満たないものであり、その内容において特に別途の扱いをすべきものも見当たらないことから、平成15年処分説明書の不開示部分（異議申立人が開示すべきとする部分に限る。）のうち、上記公表に係る別紙1記載の部分は慣行により公にされているものと認めることができる。 また、平成14年処分説明書に係る各事案のうち、平成14年5月9日法務大臣処分発令に係る事案及び同月31日処分発令に係る事案については、本件開示請求の時点において、法務省のウェブページ上で公表されていたと認められることから、平成14年処分説明書の不開示部分（異議申立人が開示すべきとする部分に限る。）のうち、上記ウェブページ上で公表されていた別紙2記載の部分は、慣行により公にされているものと認めることができる。なお、平成14年5月31日処分発令に係る事案については、上記ウェブページの公表内容に照らしても、異議申立人が開示すべきとする事項に関し、更に開示すべき部分は認められない。 次に、平成14年処分説明書に係る各事案のうち、上記ウェブページで公表されたものを除いた事案については、処分時に一部の事案について公表されたことを除けば、その後、法務省の各部局又は検察庁において、被処分者の氏名等が公にされたことはないと認められること、法務省における公表資料の保存期間の最長期も経過するなど、既に相当期間を経過していると認められること、その内容において公表慣行の継続を特に長く認めるべき特段の事情も見出し難いことがそれぞれ認められ、これらの点にかんがみると、平成14年処分説明書に係る各事案のうち、上記ウェブページで公表されたものを除いた事案については、それが過去の一時期において公表されたことがあったとしても、現に「公に…されている情報」と認めることは困難と言うべきである。
24	答申17（行情）458 「敦賀労働基準監督署に提出された原子力発電所で発生した労災事故に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件」	2 法5条1号及び6号の不開示情報該当性（略） (2) 別表のNo.2の文書（2頁）（略） ア 法5条1号該当性及び6条2項の適用について (ア) 被災労働者の個人情報について

	既に公表されている被災労働者の傷病名、傷病部位等につき、1号ただし書イ該当性を認めたものの	(略) 本件は公表された異常事象に係る文書であるが、諮問庁は、地方自治体において公表された情報について、公表目的が限定されたものであり、諮問庁が把握しないうちに公表されたものであることを踏まえ、被災者の傷病名等の個人情報を重ねて国が公にすれば当該個人の権利利益を害することとなるため、これらの情報を地方自治体が公にしていたという事実は、必ずしも法5条1号ただし書イに規定する「慣行」に該当するとは言いがたいと説明する。 しかしながら、上記1で述べたように、福井県原子力環境安全管理協議会及び福井県等は、周辺環境の安全の確保という公益目的から、異常事象の概要について、被災労働者の傷病名、傷病部位も含めて、公表しているところであり、そこで公表された情報については、慣行として公にされていると認められ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。
25	答申17（行情）561 「特定地番に係る旧土地台帳の写しの一部開示決定に関する件」 本件対象文書は、旧土地台帳法上の土地台帳とは認定できないとしても、その使われ方から、何人にも閲覧等が認められている旧土地台帳法上の土地台帳と同様に取り扱われるべきものであるとして、1号ただし書イ該当性を認めたもの	3 不開示情報該当性について (略) 本件対象文書と旧土地台帳法上の土地台帳が同一のものであると認定することは現時点では困難であるとの処分庁の判断及びそのような認識から原処分を妥当とする諮問庁の判断は、あながち否定できないところである。 しかしながら、本件対象文書は、戦災により滅失した小笠原村の登記簿の回復に当たって、その基礎資料として使用されており、しかも、諮問庁の説明によれば、昭和35年に不動産登記法が改正され、土地台帳が不動産登記簿へ一元化された際には、税務署から移管された土地台帳の地目、地積等の表示の部分のみが使用されたのに対し、本件登記回復においては、本件対象文書は表示の部分のみでなく、権利の部分も含み全体を回復するための資料として使用されており、本件対象文書のこのような、いわば旧土地台帳法上の土地台帳よりも踏み込んだ使われ方からすれば、本件対象文書については、これを旧土地台帳法上の土地台帳とは認定できないとしても、その開示については旧土地台帳法上の土地台帳と同様に取り扱われるべきものというべきである。 一方、旧土地台帳法上の土地台帳は、36年通達に基づき、現在も、何人にも閲覧等が認められている。 以上のことから、本件対象文書に記載された情報については、公にすることが予定されている情報と言うことができ、法5条1号ただし書イの情報に該当すると認められる。 したがって、本件不開示部分については、開示することが相当である。
26	答申17（行情）596 「特定時期の叙勲受章者名簿の一部開示決定に関する件」 叙勲受章者名簿に記載	3 不開示情報該当性について (1) 受章者の年齢 (略) しかしながら、一方、諮問庁は、各受章者の年齢は、平成16年以前においても、また、平成17年春の叙勲においても、処分庁による受章者の発表以後、新聞各全国紙におおむね掲載されて

	された受章者の年齢及び性別について公表慣行を認めたもの	いと説明しており、このことからすれば、受章者の年齢は、公にされている情報と解されるところであり、また、春秋叙勲の対象年齢は、前記懇談会報告書において、「春秋叙勲は、原則として、一生に一度、生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるもので、受章年齢については、生涯における功績がある程度固まった時期をとらえて顕彰するという考え方に基づき、原則70歳以上とされている」としていることから、功労概要や主要経歴を公表しているのと同様に、顕彰をするにふさわしい時期であることを明らかにするために受章年齢を公表することは考えられるところであり、受章者個々の生涯にわたる功績を広く国民に知らしめるという叙勲制度の趣旨にかんがみれば、殊更秘匿すべき情報であるとは解されない。 したがって、受章者の年齢は、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報として、開示すべきである。 (2) 受章者の性別 (略) しかしながら、受章者の性別については、受章者の氏名が公にされるものであることから、一般的には、その氏名から、当該個人の性別は容易に推察されるところであり、また、受章者の性別は、受章者個々の生涯にわたる功績を広く国民に知らしめるという叙勲制度の趣旨にかんがみれば、殊更秘匿すべき情報であるとは解されない。 したがって、受章者の性別は、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報として、開示すべきである。
27	答申18（独情）52 「特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書等の一部開示決定に関する件」 ・ 公的性格を有する受託業務の責任者の氏名について、一定の透明性が求められるとして1号ただし書イに該当し、開示すべきとしたもの ・ 特定の民間企業の定款の写しについて、当該企業の担う公的性格に照らしてその組織運営につき一定の透明性が求められる等として、法5条2号イの不開示情報に該当しないと判断したもの	2 不開示情報該当性について (4) 文書4について 当該文書は、当審査会において見分したところ、特定企業の定款の原本の写し（以下「文書4-1」という。）及び公証人が当該定款を認証した証書の写し（以下「文書4-2」という。）から成っていると認められ、原処分において、その全部が不開示とされている。 ア 文書4-1について (略) 本件特定企業は、国の住宅政策の一環として、一定の基準を満たす良質な住宅の建設及び購入に対して、公庫が財政投融资を原資として金利等が優遇された融資を行うために、当該住宅が公庫の定めた技術基準に適合しているか否かを審査するという公的な業務を公庫に代わって行うことを受託している法人であり、上記1のとおり、建築確認や住宅性能評価という公的な業務を国土交通大臣から指定を受けて行っている法人である。このような本件特定企業の性格にかんがみれば、その組織運営について一定の透明性が求められるところであり、また、文書4-1を当審査会において見分したところ、その一部について、原処分において全部開示されている履歴事項全部証明書及

		び一部を開示されている「出資又は出捐している者の名称及び出資の価格を記載した書類」（文書１１）などにおいて既に公にされている部分と同じ内容の情報が記載されており、その余の部分についても、経営上の秘密に当たるような特段の機微な情報が記載されているとは認められないことから、これらの内容が公になるとしても、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、法５条２号イに規定する不開示情報に該当せず、開示すべきである。 （略） （１４）文書１４について 当該文書は、「責任者職名及び公印報告書」との標題がある公庫が定めた様式の文書で、特定企業が公庫業務を受託するに当たり、当該業務の特定企業における責任者の職名、氏名及び当該責任者が使用する印鑑の印影を公庫に報告するものであり、受託団体名、使用開始年月日、設計審査用及び現場審査用それぞれの責任者職名（責任者職氏名）、公印（使用印鑑）、責任者の管轄区域及び備考の各欄から成る表形式の文書である。 当審査会において見分したところ、原処分において、責任者職名（責任者職氏名）欄に記載されている職・氏名及び公印（使用印鑑）欄に押印されている印影が不開示にされていると認められる。 諮問庁は、責任者職名（責任者職氏名）欄について、特定企業の代表取締役及び取締役の氏名のみは、特定企業の商業登記簿謄本により公になっているが、それ以外の情報については公となっておらず、不開示部分を開示した場合、特定の役職員が公庫業務の責任者であることを公にすることになるとして、法５条１号本文の規定に該当するとし、公印（使用印鑑）の印影については、上記（１）と同様の理由により、法５条２号イの規定に該当すると説明する。 特定企業が受託している公庫業務は、上記１のとおり、公庫の審査業務という公的な業務であり、当該業務を受託できるのは、地方公共団体又は住宅金融公庫法施行令に定める条件を満たす法人に限られており、さらに、当該業務に従事する者は、住宅金融公庫法により刑法その他の罰則の規定の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすとされているものである。当該文書の責任者は、このような公的業務の特定企業における責任者であり、当該責任者の名の下に当該公庫業務を遂行するものであることから、その職責の重要性、公益性にかんがみれば、一定の透明性が求められるところであり、したがって、当該責任者職名（責任者職氏名）欄に記入された職・氏名は、「慣行として公にすることが予定されている情報」と言うべきで、法５条１号ただし書イに該当することから、開示すべきである。
28	答申１９（行情）３２ 「採用面接評定票（様式）等の一部開示決定に関する件」	２ 不開示情報該当性について （３）文書９について 文書９は、本件採用試験からの職員採用者数について、公安調査庁総務部人事課長から処分庁あての通知文書であり、原処分に

	公安調査庁の職員採用事務に携わる一般職員（国家公務員）の氏名に関し、法5条1号ただし書イに該当しないとして、不開示を認めたもの	においては、当該文書の上部に設けられた決裁欄に押された印影のうち2名分の印影が不開示とされている。 （略） そこで、当該印影の法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、前記申合せは、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとする公表慣行について、各行政機関が申合せをしたものであり、特段の支障とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなる場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。公安調査庁設置法3条により、公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とすると定められ、公安調査庁設置法14条2項により、公安調査官は、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制措置の実施に関する事務に従事するものとされている。さらに、諮問庁から当審査会に提示された資料によると、調査対象団体から公安調査庁あるいは公安調査官個人等に対する攻撃などの一端をうかがい知ることができる。このような公安調査官の職務の特殊性にかんがみると、公安調査官の氏名が公になると、公安調査庁の適正な調査事務に支障を及ぼすおそれがあるのみならず、公安調査官やその家族又は公安調査官が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあることから、公安調査官の氏名を公にすると、申合わせに言う特段の支障を生じるおそれがあり、公にする慣行はないとする諮問庁の説明は首肯できるものである。また、諮問庁によると、公安調査庁の全職員の9割以上が公安調査官として調査事務に従事しており、一時的に、あるいは併任として総務などの管理事務に就いている職員も、いずれは調査事務を担当する可能性も高いことから、本件対象文書の採用事務担当職員なども、公安調査官と同様の取扱いとしているとのことから、この説明に不自然、不合理な点は見当たらず、以上のことから、当該印影は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。 したがって、当該印影は、法5条1号ただし書のいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。
29	答申19（行情）129 「特定期間内に公示を開始した旧相続税法49条の規定による申告書記載事項が記載された文書の不開示決定に関する件」 法令により又は慣行と	（2）不開示情報該当性について イ 情報公開法5条1号ただし書イ該当性について 確かに、旧相続税法等による公示書については、情報公開法施行後の平成13年4月から17年3月までの期間は、公示期間後も情報公開法に基づく開示請求に応じていた事実があったが、 ①本件対象文書の開示請求時点では、公示制度そのものが、上記（1）アに記載のとおり既に廃止されていたこと、②公示制度の廃止は、公示制度を設けた本来の意義が薄れ、個人情報の保護を

	して公にされていた情報であっても、その後における制度の廃止等の事情の変更により、開示決定等の時点では「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらないとしたもの	より優先すべきであるという趣旨によるものであること、③平成17年4月以降、諮問庁における情報公開法に基づく当該公示書の開示請求に対する取扱いの変更が、上記（1）イ（イ）に記載のとおり、すべての税務署で一斉に行われていたこと、④当該取扱いの変更に関する開示請求者に対する周知もすべての税務署の掲示板、窓口等で行われ、その期間も相当であることを考慮すれば、旧相続税法による公示書の情報公開法に基づく開示請求に対する取扱いの変更の背景には、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務の状況等、相応の事情の変更があったものと認められる。 したがって、諮問庁が本件対象文書について過去に情報公開法5条1号ただし書イに該当するとして開示していた事実はあるものの、本件対象文書の開示・不開示を判断する開示決定等の時点では、本件対象文書に記載されている個人識別情報が、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められない。
30	答申19（行情）542 「控訴状等の一部開示決定に関する件」 事件番号について、本件対象文書に記載された事件番号についてはホームページへの掲載事実が確認できなかったが、その原審の事件番号については、ホームページへの掲載事実が認められ、一連の訴訟に関する事件番号である本件対象文書に記載された事件番号についても、公表慣行があるとしたもの	3 法5条1号ただし書イ該当性（略） しかしながら、最高裁判所のホームページに現に掲載されている事件番号については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該事件番号には公表慣行があると解すべきである。また、一連の訴訟事件において、事件の審級や種類ごとに複数の事件番号が付されている場合に、その一部の事件番号が分かっている場合、当該事件を特定することは可能であると考えられ、そのような中であえて他の事件番号を秘匿することに意味があるとは通常考えられないから、最高裁判所のホームページに掲載されている事件番号に公表慣行が認められる場合には、他の審級等に関する事件番号についても、公表慣行があると言うべきである。 そこで、当審査会において、事務局職員をして最高裁判所のホームページに登載された判例検索システムを確認させたところ、本件対象文書に記載された、控訴提起事件としての事件番号及び控訴事件としての事件番号については、いずれもホームページへの掲載事実が確認できなかったが、その原審である大阪地方裁判所の特定訴訟事件の事件番号については、ホームページへの掲載事実が認められ、原処分においても当該事件番号については開示されている。しかも、これについては、上記判例検索システムを利用することにより、誰でもその内容を容易に検索・閲覧することが可能である上、その検索の結果得られた当該事件の判決書においては、訴訟当事者の氏名が登載されていないなど、個人情報に一定の配慮がされており、かかる状況に照らせば、当該事件番号や判決書について、情報公開制度と基本的に共通の趣旨・目的の下に情報を登載し、個人情報に対する配慮もされているものと認められるから、当該原審の事件番号はもとより、一連の訴訟に関する事件番号である、本件対象文書に記載された事件番号についても、公表慣行があると認められ

		る。 よって、本件対象文書の不開示部分のうち、事件番号に関する部分については、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。
31	答申20（行情）6 「特定会社について記載された産業再生委員会議事録の一部開示決定に関する件」 国会議員の氏名について、1号ただし書イに該当し、開示すべきとしたもの	3 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 法5条1号該当性について イ 法5条1号ただし書該当性について 以上に加え、別表に掲げる部分には、特定地方公共団体の長及び国会議員の役職名及び氏名が記載されている部分（別紙2の2（2）の部分）が含まれていることが認められる。当該部分については、その前後の記述内容からすると、当該地方公共団体の長及び国会議員の職務の遂行に係るものとして記載されているものであると認められ、当該部分に記載された氏名は、当該部分に記載された役職名等と一般に公にされている情報と照合することにより、ほぼ特定することが可能であり、また、地方公共団体の長及び国会議員の地位が、極めて公共性の高いものであることにかんがみると、当該部分に記載された役職名が同号ただし書ハの情報に該当し、開示すべきことが相当であると認められる以上、当該氏名についても同様に公にすることが相当であり、当該氏名は同号ただし書イの情報に該当すると認められる。
32	答申20（行情）58 「社会保険労務士試験委員の選任に関する届出について」等の一部開示決定に関する件」 他の多くの主要な国家資格において試験委員の氏名が慣行として公にされている状況等を踏まえ、社会保険労務士試験委員の氏名について、公表慣行を認めたもの	2 不開示情報該当性 本件対象文書は、社労士試験委員の氏名等が記載されており、全体として各試験委員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであると認められる。 このため、不開示部分について、法5条1号ただし書該当性及び法6条2項による部分開示の可否を検討するとともに、法5条2号イ、4号及び6号該当性についても検討する。 (1) 社労士試験委員の氏名 ア 法5条1号ただし書該当性 社労士試験委員は、社労士法25条の41第1項により社労士試験の問題作成及び採点を行う役割を担っており、同法に基づく国家資格である社会保険労務士の制度上、重要な役割を果たしていると認められる。 社労士試験委員の氏名については、社労士法等の法令において公にすべきとの規定はなく、また、諮問庁の理由説明書によると、社労士試験委員を選任した連合会においても公表しない取扱いとされていることから、法令の規定により又は慣行として公にされている情報であるとは認められない。 しかしながら、当審査会において確認したところ、他の国家資格である弁護士、公認会計士、司法書士等に係る試験委員の氏名は、官報又は試験事務を所管する行政機関のホームページで公表されており、また、社労士試験と同様に特定の試験機関において試験事務を行っている行政書士及び中小企業診断士の試験についても、試験委員の氏名は各試験機関のホームページで公表されていることが認められる。

		このように、他の多くの主要な国家資格において試験委員の氏名が慣行として公にされている状況や、社会保険労務士制度における社労士試験委員の役割の重要性を踏まえると、社労士試験委員の氏名を不開示とすることに合理的な理由があるとは認められず、社労士試験の公正な実施の観点から、社労士試験委員の氏名を公にすることが求められていると言うべきである。 したがって、社労士試験委員の氏名は、法5条1号ただし書イの「慣行として公にすることが予定されている情報」とであると認められ、同号の不開示情報に該当しない。
33	答申20（独情）27 「郵便・貯金・保険事業に関する部内犯罪一覧（監査部門保有分）の一部開示決定に関する件」 ・ 新聞報道された犯罪金額の欄について、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、1号ただし書イに該当し、開示すべきとしたもの	2 不開示情報該当性について （2）法5条1号ただし書イ該当性 （略） 法5条1号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示請求時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるところ、部内者犯罪について当該個人の氏名それ自体、あるいは当該個人の所属する発生局の部分等の当該個人が誰かを知る手掛かりとなる情報が過去のある時点で報道発表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、氏名それ自体については、当然に特定の個人が識別され、また、発生局等の手掛かり情報については、一定範囲の者に当該個人が特定されることとなり、公表内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、公表によりその者の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。それにもかかわらず報道発表がされるのは、同種非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって諮問庁に対する国民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。 これに対し、情報公開法では、行政機関の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、一方で、法5条1号及び6条に基づき開示することにより、個人の権利利益を侵害する程度との均衡を図りつつ、開示を行うことが求められている。したがって、過去の一時点において部内者犯罪が報道発表された場合、当該部内者犯罪のうち、犯罪行為者が誰であるかの部分を除いた部分すなわち犯罪種目、犯罪金額等の客観的態様については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。 したがって、本件異議申立部分のうち、犯罪金額の欄は、法5条1号ただし書イに該当すると認められるため、開示すべきである。
○	[参考答申] 答申20（独情）61 「飲食を含む会議に関わる決裁文書の一部開示決定に関する件」	整理番号44の答申参照

	・ 国会議員の独立行政法人職員との飲食を含む会議出席に係る情報を、職務遂行に係る情報であると認めたもの	
34	答申２０（独情）６５ 「脳死判定委員会議事録等の一部開示決定に関する件」 ・ 診療情報等について、公表「事例」として加工された情報とその基となったカルテ等に記載されている情報とは同一のものではないと判断したものの	２ 不開示情報該当性について （１）患者に関する情報 ア 臓器提供患者に係るもの （イ）法５条１号ただし書イ該当性 ところで、脳死下での臓器提供事例については、厚生労働省が、有識者で構成される検証会議により検証作業を行い、当該検証の結果を公表しているところ、本件事例の検証結果についても、厚生労働省のホームページに掲載されていることから、当該公表されている情報と上記不開示部分との関係について検討する。 この検証作業は、臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定措置として行われているものであり、諮問庁から提示を受けた「脳死下での臓器提供事例に係る検証項目及び検証手続について」（平成１２年３月２２日脳死下での臓器提供事例に係る検証会議決定）によれば、脳死下での臓器提供事例に係る検証会議は、①臓器提供者に対する救命治療の状況、②臓器提供者に対する臨床的脳死診断、法的脳死判定から臓器摘出に至るまでの状況及び③社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の行ったあっせん業務の状況について検証することとされ、検証結果については、厚生大臣（当時）に報告し、当該報告した内容を公表することとされている。ただし、公表する内容については、「事前にドナーの家族の承諾を得る。」とされている。 厚生労働省のホームページで公表されている本件事例に係る検証結果報告を見ると、特定患者の氏名、住所、年齢等特定の個人を識別することができる情報は公表されておらず、当該患者に対する治療、診断、脳死判定に至る経過やその評価が具体的なデータと共に記載されている。 そうすると、検証結果としてホームページに掲載されている患者に関する情報は、現に公にされているものとして法５条１号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとも考えられる。 しかし、当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば、公表されている検証結果は、あくまでも検証作業の結果を明らかにするために、個人識別性を排除した上で「事例」として別途取りまとめられたものであって、具体的には、その検証作業に使用された本件対象文書等の記録を基にしつつも、当該記録の一部を抽出したり要約するなどの加工を施して、特定患者の情報という性格を持たない文書として作成されたものであり、検証会議の報告書としての形式の限りにおいて、事前にドナーの家族の承諾を得て公表されたものであると

		のことである。 このことを踏まえれば、診療情報という極めて機微な個人情報については、「事例」として別途加工された情報とその基となった文書に記載されている患者の診療等の情報は同一のものとは認められず、当該「事例」において各種のデータが公表されているからといって、本件対象文書に記載された特定患者の診療情報が公にされているということとはできない。 以上のことから、本件対象文書に記載されている特定患者に関する情報について、これを公にし、又は公にすることを予定する慣行等があるとは認められないので、法5条1号ただし書イには該当しないものと認められる。
○	〔参考答申〕 答申21（行情）3 「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（2万円以下：平成12年度）の一部開示決定に関する件」 ・ 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の	整理番号45の答申参照

	情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの	
35	答申21（行情）330 「指定紛争処理機関の指定申請書の一部開示決定に関する件」 紛争処理委員の氏名について、紛争処理委員が、罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなすとされているとしても、その役割は、保険契約という私法上の権利・義務に係るものであり得ることから、法5条1号ただし書イに該当しないとして、不開示を認めたもの	2 不開示情報該当性について （4）文書7について （略） ア（略） 紛争処理委員の名簿に記載されている情報は、各紛争処理委員に関する情報であり、それぞれ全体として法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであると認められる。 そこで、当該部分の法5条1号ただし書該当性について、以下、検討する。 異議申立人は、自賠法23条の9第2項の規定により、すでに特定法人の役員及び職員で紛争処理業務に従事する者（委員を含む）は、法令により公務に従事する職員とみなされている旨主張しており、当該主張は、紛争処理委員の名簿に記載されている情報が法5条1号ただし書イに該当するとの趣旨を含むものと解される。 たしかに、特定法人は、自賠責保険金等の支払いをめぐる紛争について、中立公正な立場から審査を行い、調停案を提示し紛争解決を図るという公共性の高い業務を担っており、専門家として業務に参画している紛争処理委員の役割も重要であると言わざるを得ない。（そのため、特定法人に対する行政処分については、国の機関、地方公共団体等と同様に行政手続法の適用が除外され（行政手続法4条3項）、特定法人の役員（紛争処理委員を含む）、職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすとされている。） しかし、紛争処理委員が重要な役割を果たしているとしても、それは、保険契約という私法上の権利・義務に係るものであり、行政処分等に関与するものではないことが認められる。また、自賠法には、紛争処理委員の氏名を公にすべきとの規定はなく、委員の任免の事実が特定法人から公表されたこともない。 このような点からすると、紛争処理委員の名簿に記載されている情報は、その職務の重要性を根拠として、法令の規定により又は慣行として公表され、又は公表が予定されているものとすることはできず、法5条1号ただし書イには該当しないと言うべきである。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。
36	答申21（行情）658 「特定事件に係る調査報告書の一部開示決定に関する件」 第9次イラク復興支援	2 不開示情報該当性について （1）法5条1号該当性について エ 調査官及び書記に係る個人識別情報について 諮問庁は、調査官の階級及び氏名を公にした場合、調査官である自衛隊員及びその家族が、自衛隊の海外での活動に反対する者等によるテロの標的になるなど、公共の安全と秩序の維持に

群内で発生した拳銃弾盗難事案に係る調査報告書のうち、調査官である自衛隊員の階級及び氏名について、職務遂行情報に含まれるものであるが、イラク派遣に対する国内外の世論、国際テロ組織の動向等を踏まえると、平成17年申合わせの「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当するとして、公表慣行を否定したもの	支障を及ぼすおそれがあると説明している。 (略) まず、当該部分は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の自衛隊員を識別することができるものに該当する。 (略) 次に、上記の職名を除いた部分の法5条1号ただし書に該当性について検討する。 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）は、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとしており、申合せに言う特段の支障とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなる場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。 関係法令及び防衛白書の記載によれば、自衛隊員が、海外に派遣され、活動する形態としては、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく地震、津波等の大規模災害の被災国における国際緊急援助活動、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく武力紛争の停止、武装解除等のために国際連合の活動として行われる国際平和協力業務等があるところ、これらの活動は、被災国政府の要請又は国際連合事務総長の要請に基づいて行われるものである。 これに対し、第9次イラク復興支援群の行った活動は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下「イラク特措法」という。）という臨時かつ特例の法律に基づき行ったものであり、被災国又は国際連合の意思表示を受けた活動の一環ではなく、我が国の主体的な判断に基づく独自の活動であるところに、その特色がある。 また、諮問庁が口頭説明するように、イラク特措法を根拠とする我が国自衛隊の派遣については、同法が失効し、活動が終了した現在でも、ある種の破壊活動を企図する者による国際的なテロ行為、又は妨害活動が発生するおそれは、なお存続しているものと認めざるを得ない。 このようなイラクにおける人道復興支援活動の特殊性にかんがみると、本件対象文書に記載された第9次イラク復興支援群の一員であった自衛隊員の階級、氏名及び印影を開示した場合、当該調査官及び書記並びにそれらの家族が、上記のような者によるテロの標的になるおそれがあるとする諮問庁説明を否定することはできず、これらを公にすると、申合せに言う特段の支障を生じるおそれがあるものと認めざるを得ない。 したがって、上記の職名を除いた部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、法5条1号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当である。
---	--

37	答申 2 1 (独情) 1 0 「首都高速中央環状新宿線新設に伴う用地の買収等に係る土地売買契約書等の一部開示決定に関する件」 公共用地取得のための買収等に係る売買契約書における土地単価、売買代金の額等につき、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に基づき客観的な価格として算定されたものとして、1号ただし書イ該当性を認め、開示すべきとしたもの	2 個人との契約に係る契約金額等について (略) 本件対象文書における契約金額等は、契約者の氏名と一体として当該契約者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(法5条1号本文前段)と認められる。 当該情報は、法5条1号ただし書ロに該当するとする事情は存せず、また、同号ただし書ハにも該当しないことから、以下、同号ただし書イ該当性について検討する。 ア 契約金額等の記載及び開示・不開示の状況 当審査会において本件対象文書を見分したところ、土地売買契約書においては、①実測面積、土地単価及び両者を乗じて算出された売買代金の額が記載されている場合と、②実測面積、土地単価及び両者を乗じたものに係数を乗じて算出された売買代金の額が記載されている場合があると認められる。いずれの場合においても、これらの数値のうち、実測面積は土地登記記録から明らかであることから開示され、実測面積以外の数値が不開示とされている。 また、土地交換契約書においては、交換に係る2つの土地のそれぞれの実測面積、土地単価及び両者を乗じて得られた価額並びに当該2つの土地の価額の差額(差引補足金額)が記載されており、このうち、土地登記記録から明らかである実測面積以外の数値が不開示とされている。 イ 単価について (ア) 各土地の単価の算定方法等について、諮問庁からの口頭説明及び参考人1からの意見陳述を聴取したところ、以下のとおりとしている。 i) 買収等する土地の評価は、公共事業の用地の取得における対価や損失補てんのための金額の考え方等に係る政府全体の方針として制定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)、これを受けて公共事業施行者の任意団体である用地対策連絡協議会が定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に準拠した内規「事業の施行に伴う損失補償基準を定める準則」等に基づき、当該基準に定められた諸要因の評価方法に従って公平に行っている。 ii) 各土地の評価に当たっては、不動産登記記録の確認はもとより、現地での関係者からの聞き取り調査等を綿密に行って、各土地の権利関係を確認した上で、個々の土地の状況に応じて適正に行っている。 本件事業の対象地区は、JR駅に近接し、商店や住宅が密集した市街地であり、また、土地の形状、利用状況等も様々で、借地権等土地に関する権利関係が錯綜した地域であり、算定された各土地の単価は、公示価格と単純に比較できるものではない。 (イ) 当審査会において、諮問庁から本件事業において旧公団が用地買収等を行った際の内規「首都高速道路公団の事業の施行に伴う損失補償基準を定める規程」等の提示を受けて確認したところ、各土地の単価は、標準地を選定し、近傍類地の取引事例を基
-----------	---	--

		に不動産鑑定評価結果と調整し、公示価格との均衡を図って評価額を算出することとされ、各土地の客観的価値に作用する諸要因についても、定められた手順で評価・算定することとされており、「公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格」として算定されたものと認められる。 (ウ) 最高裁判所は、最高裁判決１のほか、平成１７年７月１５日判決（最高裁平成１５年（行ヒ）第２５０号。以下「最高裁判決２」という。）、平成１８年７月１３日判決（最高裁平成１６年（行ヒ）第１１７号。以下「最高裁判決３」という。）において、公共事業用地の取得価格等に関して、各地方公共団体の条例に定める不開示情報該当性について判断を示しており、いずれの判決も、公拡法の適用又は「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づいて、公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格であれば、一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的なものであって、公表することがもともと予定されている情報であるとして、又は当該価格をもって土地を買収されたことは、個人地権者にとって、私事としての性質が強いものではなく、性質上公開に親しまないような個人情報ではないとして、買収価格等は不開示情報に該当しないとしてその開示を命じている。 (エ) 上記（イ）のとおり、本件不開示部分の土地の単価は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に基づき公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格として算定されたものであり、上記最高裁判決１ないし最高裁判決３において「一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的なもの」とされた各事件における買収価格等とその情報の性質が異なるところがなく、最高裁判決１ないし最高裁判決３の考え方に照らせば、本件に係る土地単価は、法５条１号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。
○	[参考答申] 答申２２（行情）４０６ 「朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」 ・ 対象文書である「報告書」を集計した「調査集計」が国立公文書館で保管、公開されていることを踏まえ、国立公文書館文献により公になっている部分を開示すべきとしたもの	整理番号８８の答申参照
38	答申２２（独情）４８ 「特定団地に係る緊急連絡	2 不開示情報該当性について (略)

員業務委託契約の一部開示決定に関する件」 緊急連絡員担当者の連絡先等について、管理事務所に掲示されていたとしても、広く公にしていたものではないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定したもの	(3) 緊急連絡員担当者の氏名及び連絡先等（号棟・号室、電話番号、自治会における役職） 本件対象文書を見分したところ、文書2及び文書4には、緊急連絡員の氏名及び連絡先（号棟・号室、電話番号）並びに自治会役員と兼務している場合にはその役職が備考欄に記載されている。 （略） これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、一体として法5条1号本文前段に該当すると認められる。 ア 法5条1号ただし書イ該当性について 当審査会事務局職員をして諮問庁に、緊急連絡員の業務内容及びその周知状況等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。 （ア）緊急連絡員の業務内容について 緊急連絡員は、管理センターの窓口業務時間外に、団地において緊急事態が発生したときの都市再生機構と居住者とを結ぶ連絡役であり、その具体的な業務内容は、団地内の管理サービス事務所の窓口業務時間外における緊急時の通報・連絡及び防火管理者の補助、集会所を緊急に使用する場合の受付及び鍵の受渡し等である。 なお、集会所は、本来、団地居住者の利便施設として設置されたものであることから、団地外の者の利用について一定の制限を設けており、集会所の受付及び鍵の受渡し等については、平成21年度の実績はない。 （イ）緊急連絡員の周知について 管理サービス事務所には、火災、人身事故、ガス事故等の緊急事故が発生した場合の連絡先として、都市再生機構により緊急連絡員の氏名、号棟・号室が記載されたものを掲示している。 なお、この掲示には、自治会における役職の記載はなく、また、自治会役員が緊急連絡員を兼務していることを公にはしていない。 以上のことを踏まえると、都市再生機構は、緊急連絡員の氏名、号棟・号室について、団地内における火災・事故等の発生に備え、管理センター窓口に掲示することにより周知を図っているが、これは、あくまで団地内で発生する緊急の事態に備えたもので、当該団地内には外部の者が入ることができる状況にあるとはいえ、これらの情報は広く不特定多数の者に公にし、又は公にすることが予定されている情報とまでは言えない。 また、緊急連絡員業務の一つである防火管理者の補助者については、緊急連絡員1名を防火管理者の補助者として管轄の消防署に届け出ているが、当該消防署では、防火管理者の補助者を当該団地外に周知するようなことは行っていないことから、当該情報についても、広く不特定多数に公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。 これらを踏まえると、緊急連絡員の氏名及び連絡先等は、法5
--	--

		条1号ただし書イに該当するとは言えない。 (略) 以上のことから、文書2及び文書4で不開示とされている緊急連絡員の氏名及び連絡先等（号棟・号室、電話番号、自治会における役職）は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当せず、また、当該不開示部分は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。
39	答申23（独情）5 「処分説明書等の一部開示決定に関する件」 ・ 処分の公表等から開示請求までの期間が1年に満たないものの、当該処分の効力を停止させる新たな状況変化が生じたことを踏まえ、法5条1号ただし書イ該当性を否定したもの	2 不開示情報該当性について (1) 処分説明書（別紙の1の(1)） (略) ア 法5条1号該当性について 処分説明書は、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分又は措置に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属及び職名と共に記載されていることから、各被処分者に係る文書ごとに、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 イ 法5条1号ただし書該当性について (ア) 法5条1号ただし書イ該当性について (略) 本件対象文書として特定された「懲戒処分の公表資料」を見分したところ、東北大学において、当該懲戒処分に係る被処分者の所属、職名、性別、年代、処分日、処分の種類及び非違行為の概要が、本人が特定されない形で公表されていることが認められる。 法5条1号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示決定等の時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるところ、非違行為事案の概要が、所属部課、職名、処分の理由など、当該職員が誰かを知り手がかりとなる情報と共に過去のある時点で報道発表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、一定の範囲の者にとっては、当然に、特定の個人が識別され、その個人情報公にされることとなる。それにもかかわらず報道発表が行われるのは、同種非違行為の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって、独立行政法人等の職員に対する国民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。 その一方で、法においては、独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお、個人情報については、法5条1号及び6条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。 そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が報道発表された場合、当該概要のうち、被処分者が誰であるかの部分を除いた部分、すなわ

		ち、非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示決定等の時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被処分者が誰であるかという情報については、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れ、報道媒体や報道年月日が特定されない限り、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくとも認められる。それゆえ、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、報道発表された情報のうち、被処分者が誰かに関する情報及び処分歴に係る情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。 これを本件について見ると、処分庁による処分の実施及び公表から本件開示請求までの期間が1年に満たないものが3件あり、これらは、公表から相応の時間が経過したとは認められない。 一方、諮問庁は、補充理由説明書において、当該処分については、処分公表時以降、処分の効力を停止させる新たな状況変化が生じており、現時点において、かつて公表した範囲内でその内容を開示することは、新たに被処分者の権利利益を侵害するおそれがあるので、法5条1号ただし書イに該当せず、不開示を維持すると説明する。 処分庁による処分の実施及び公表から本件開示請求までの期間が1年未満の処分説明書については、上記のとおり、特段の事情のない限り、法5条1号ただし書イに該当し、処分庁において公表された公表文の範囲内で開示すべきである。しかし、諮問庁の補充理由説明にある状況の変化に鑑みれば、開示すれば、新たに被処分者の権利利益を侵害するものと認められることから、本件については特段の事情がある場合に該当すると認められ、開示請求時においては既に公表慣行が失われていた状態となっていたものと認められるので、非違行為の客観的態様の部分についても、同号ただし書イに該当するとは認められない。
23-2	答申23（行情）231 「口蹄疫・現地対策本部（日報）を作成及び閲覧した職員の人事記録の一部開示決定に関する件」 ・ 表現として適切を欠く	2 文書1について（不開示情報該当性） （略） （2）（略） ア （略） また、氏名については、処分庁は、原処分において、文書1は、法5条1号ただし書イに該当しないとしているところ、当審査会事務局職員をして、文書1に係る職員の処分の有無及び

	忽々の間に作成した文書の作成者としての職員の氏名について、公表することによってその者が非難を受けるおそれがあり、そのことによって出張者等がその場の雰囲気率直に記録することを差し控えるなどの事態を生じさせ、ひいては諮問庁の事務の遂行に著しい影響を与えるおそれがあるとして、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」の「特段の支障を生ずるおそれがある場合」に該当すると認めた例	氏名の公表の有無について諮問庁に確認させたところ、当該職員に対する処分はなく、また、氏名は公表していないとのことであった。そこで、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該職員の氏名が本件日報に係るものとして公にされている事実は認められなかった。 一方、申合せにおいては、特段の支障がある場合を除き、職務遂行に係る公務員の氏名を公表することとされており、処分庁は、原処分において、当該文書に係る職員の氏名を公にすることは、この特段の支障がある場合に該当するとしているところ、特段の支障について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該職員の氏名を公にすると、当該職員がひぼう、中傷又は攻撃の対象となる危険性があること、また、今後、各職員が電話対応の内容を記録する場合などにおいて、率直な見解を記録することを差し控えるなどの事態を生じさせ、ひいては諮問庁の事務の遂行に著しい影響を与えるおそれがあるとのことであった。 衆議院経済産業委員会の議事録中の高市議員の引用によれば、本件日報の議事録の問題とされた記載は、副大臣等に対し熱心に対応を要望する町長の態度を、補足して描写したもので、作成した職員の受けた印象を措辞に充分配慮することのないまま報告したものであると認められる。このような表現として適切を欠く忽々の間に作成した文書の作成者として当該職員の氏名を公表することによって、その者が非難を受けるおそれがあり、そのことにより、出張者等が現地の状況を即時報告する等に当たって、表面的な事象のみではなく、その場の雰囲気を率直に記録することを差し控えるなどの事態を生じさせ、ひいては諮問庁の事務の遂行に著しい影響を与えるおそれがあり、当該職員の氏名を開示することは、特段の支障があると認められる。 以上のことから、当該職員の氏名については、法5条1号ただし書イに該当しない。
23-3	答申23（行情）473 「平成21年度指導医の名簿の一部開示決定に関する件」 保険指導医の氏名について、保険指導医は非常勤ではあるが個々の行政指導に直接関与しているというその職務の重要性から、5条1号ただし書イに該当し、また、それぞれの専門科目についても医師が通常一般に公にしているものであり、同	4 不開示情報該当性について （略） （1）氏名等情報 ア （略） （ア）（略） a 氏名について 諮問庁は、保険指導医は非常勤の国家公務員であるが、その氏名等について、公にすべきとの法令の規定はなく、一般に販売されている職員録にも登載されているなど慣行として公にされている状況も認められず、また、本件対象文書に記載された情報は単なる名簿として保有されているものであり、保険指導医の職務の遂行に係る情報とは認められないと説明する。 保険指導医は法律上の明文の根拠を持った身分ではないが、前記1のように、個別の保険医療機関等への指導・監

	号ただし書イに該当する とした例	査に直接従事するという重要な役割を担っているものである。 各行政機関は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。）により、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされている。 このような観点からすると、非常勤ではあるが個々の行政指導に直接関与しているというその職務の重要性から、本件対象文書に記載されている保険指導医の氏名は「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」と言うべきである。 したがって、保険指導医の氏名は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。 b 専門科目について 専門科目について、当審査会の事務局職員をして、本件対象文書に掲載されている医師に関してインターネット上で確認させたところ、多数の医師について、その専門科目を公表していることが確認された。 こうした状況を踏まえれば、専門科目は、保険指導医としての業務に限らず、医師が通常一般に公にしていると認められるので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、法5条1号ただし書イに該当する。 したがって、保険指導医の専門科目は開示すべきである。
23-4	答申23（行情）560 「くらし・行政相談所」相談事案処理票等の一部開示決定に関する件」 ・ 行政相談を受けた行政相談委員が、苦情の内容について、委員自身の意見や判断を付加することなく、評価事務所に通知した文書の中の行政相談委員の氏名及び担当市区町村名の部分については、行政相談委員法上、これが公にされることが予定されているものというべきとして、5条1号ただし書イに該当するとした例	3 不開示情報該当性について （略） （2）行政相談委員の氏名及び担当市町村名 （略） ウ 検討 （ア）上記アのとおり、行政相談委員法2条2項により、行政相談委員に対する総務大臣からの委嘱は、その委嘱をしようとする者の担当する市町村の区域を定めることとされ、同法3条1項により、委嘱をした行政相談委員の氏名は、関係住民に周知させるため適切な措置をとるものとされている。 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政相談委員の委嘱をしたときの周知方法については、一般的には、市町村広報紙等を通じて行われているとのことである。 また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、宮崎評価事務所においては、行政相談委員は、名札を付けて相談をすることとされ、申出人から求められた場合には名刺を交付しているとのことである。 以上の事情に鑑みると、行政相談委員の氏名及び担当市町村名については、制度上、原則として公にすることが予定されているものというべきである。

		(イ) さらに、上記アのとおり、行政相談委員は、行政機関等の業務に関する苦情の相談に応じて、申出人に必要な助言をするほか、総務省又は関係行政機関等にその苦情を通知するなどされ（行政相談委員法２条１項）、相談業務を通じて得られた様々な行政上の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることができる（同法４条）とされている。 したがって、行政相談委員が申立人に助言をすることや関係行政機関等に苦情内容を通知することは、行政相談委員法上の権限に基づく行為であって、行政相談委員がこのような権限を行使すること自体は、制度上、当然に予定されているものというべきである。 (ウ) そこで、本件対象文書を見分すると、本件不開示部分のうち、行政相談委員の氏名及びその担当市区町村名は、文書２－①、文書２－②及び文書２－④に記載されているところ、当該各文書の原処分における開示部分からは、以下の事実が認められる。 A 特定担当市区町村（担当市区町村名は本件不開示部分）を担当する特定行政相談委員（氏名は本件不開示部分）が、申出人から苦情の相談を受け、文書２－④にその内容を記載し、これを宮崎評価事務所に報告した。 B 宮崎評価事務所は、上記Ａの報告を受けて所要の検討を行い、文書２－①及び文書２－②を作成した。 C 文書２－①及び文書２－②中の特定行政相談委員の氏名（本件不開示部分）及び担当市区町村名（本件不開示部分）は、行政相談委員法２条１項に基づき同行政相談委員が同事務所に申出人の苦情を通知した事実に関して記載されている。 上記ＡないしＣに鑑みると、本件において、特定行政相談委員は、申出人からの苦情の内容について、同委員自身の意見や判断を付加することなく宮崎評価事務所に通知したものと認められる。 したがって、本件不開示部分のうち、行政相談委員の氏名及び担当市区町村名の部分については、行政相談委員法上、当然に予定された権限を行使した旨を表しているものにすぎないというべきである。 (エ) 上記（ア）ないし（ウ）を踏まえると、本件不開示部分のうち、行政相談委員の氏名及び担当市区町村名の部分については、行政相談委員法上、これが公にされることが予定されているものというべきであるところ、本件において、これを覆すに足りる事情は見当たらない。 したがって、当該部分（別紙３に掲げる部分）については、法５条１号ただし書イに該当するので、開示すべきである。
23-5	答申２４（行情）５１ 「日中首脳会談の会談記録の不開示決定に関する件」	２ 不開示情報該当性について （１）法５条１号該当性について 本文３行目及び４行目の不開示部分には、外国政府職員の氏名

	局長級以上ではない外国政府職員の氏名等について、公表慣行がないとして、５条１号ただし書イ該当性を否定した例	及び肩書が記載されている。 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、外務省は、外国政府の職員については、局長級以上の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているとのことであった。 当該職員は局長級以上には該当しておらず、当該職員の氏名及び肩書は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。 さらに、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述であり、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示とすることが妥当である。
25-4	答申２５（行情）１６０ 「平成２３年度の大阪地検及びその管内支部・区検に所属する職員の監督上の措置に関する嚴重注意書等の一部開示決定に関する件」 情報公開条例に基づき開示された個人に関する情報は、５条１号ただし書イに該当するとした例	２ 不開示部分の不開示情報該当性について （略） （１）文書１，文書３，文書５，文書７，文書９，文書１１，文書１３及び文書１４について ア 標記各文書は、それぞれ特定の職員個人を名宛人とした「嚴重注意書」、「注意書」又は「訓告書」である。 （略） （イ）法５条１号ただし書該当性及び部分開示の可否について （略） Ｄ 文書１３及び文書１４について 標記各文書で不開示とされているのは、被処分者の氏名、官職、所属、勤務形態、非違行為の日付、行為当日の職務内容、関係者（被疑者）に関する情報（罪名、逮捕の種類、送致元警察署の名称及び犯行日（正誤とも））である。 （Ａ）法５条１号ただし書該当性について まず、法５条１号ただし書イ該当性について検討すると、審査請求人が、意見書において、大阪府警察本部長宛ての開示請求をしたところ、文書１３及び文書１４に係る事案と同一事案についての警察官の報告書が一部開示されていると主張しており、意見書に添付された当該報告書を確認すると、送致元警察署の名称、関係者の罪名、逮捕の種類、日付、勾留場所が開示されていることが見受けられる。 当審査会事務局職員をして諮問庁に公表の有無について確認させたところ、各文書に係るいずれの処分事案についても、公表の事実はないとのことであった。 また、当審査会が情報公開・個人情報保護審査会設置法９条４項の規定に基づき、大阪府警察本部に対し、上記意見書に添付された報告書の開示状況の照会をしたところ、「今後同一文書を対象とした行政文書公開請求が提起された場合も、公開及び非公開に変更はない。なお、大阪府情報公開条例３２条の解釈では、「公開請求により既に公開した行政文書に記録された情報と同一の情報の

		求めがあった場合については、本条例に基づく公開等の判断が既になされていることから、事情のある場合や特段の事由のある場合を除き、原則として公開の手続をとることなく、当該情報を提供し、公表するよう適切な措置を講じなければならない（抜粋）」とされており、当府警察において、今後同一文書を対象とした行政文書公開請求が提起された場合は、公開請求の手続をとることなく、情報提供の手続により対応する」との回答があった。 そのため、大阪府情報公開条例に基づき開示されている情報については、法5条1号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることからこれらの情報（別紙2の4に掲げる部分のうち、文書13及び文書14に係る部分）については、開示すべきである。 (略) (2) 文書2, 文書4, 文書6, 文書8, 文書10, 文書12及び文書15について 標記文書は、上記(1)の「厳重注意書」等に記載された各処分の要否等について、検察庁において検討されたことを示す文書（内議書）であり、 (略) カ 文書15について 文書15は、特定職員3名について処分の要否を検討するために作成された文書であり、うち2名が文書13及び文書14に係る被処分者である。 (略) A 法5条1号該当性について 職員の氏名、所属、官職等個人を識別できる情報を含む形で記載されていることから、それぞれが、全体として当該職員に係る法5条1号本文前段の情報であると認められる。 B 法5条1号ただし書該当性について 「文書13及び文書14について」で検討したとおり、大阪府情報公開条例に基づき開示されている情報については、法5条1号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。
25-5	答申25（行情）211 「原爆被爆者対策基本問題懇談会議事録の一部開示決定に関する件」 ・ 原爆被爆者対策基本問題懇談会議事録における発言者等の姓、氏名等について、立場や状況等により5条1号ただし書イ	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 別紙1及び別紙4に掲げる特定個人の氏名等 ア 法5条1号該当性について (略) (イ) 特定個人H, 同I及び同eの氏名等 当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、当該個人は、いずれも、当時又は懇談会開催時の国家公務員であるものの、原処分において開示されている発言

	該当性を判断した例	内容によれば、職務を遂行した国家公務員の姓ではなく、原爆投下地における自らの被爆等に関する体験を語り伝えた者の姓として、引用又は言及されていることが認められる。 そうすると、このような私的な体験を語り伝えた当該個人の姓が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 (略) しかしながら、別紙4に掲げる敬称については、開示したとしても、個人を特定する手掛かりとなるとは言えないことから、当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められる。 (ウ) 特定委員α及び同βの氏名等 当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、当該個人は、後述する懇談会委員であるものの、原処分において開示されている発言内容によれば、健康上の理由で懇談会を欠席した委員として言及されていることが認められる。 そうすると、このような私的な事情を言及された当該個人の姓が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 (略) しかしながら、別紙4に掲げる敬称については、開示したとしても、個人を特定する手掛かりとなるとは言えないことから、当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められる。 (略) (2) 別紙2及び別紙4に掲げる特定個人の氏名等 ア 法5条1号該当性について (ア) 特定個人A、同D、同E、同F、同J、同K、同L、同N、同a、同g、同h、同j及び同kの氏名等 当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、原処分において開示されている発言内容には、当該個人の調査・研究活動又は言論・著作活動のあらましが述べられており、公に刊行されている当該個人の著作物及び公開されているインターネット・ホームページ上の当該個人の調査・研究成果を照合することにより、当該個人の所属、姓、氏名及び敬称は、慣行として公にされている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当する。 (イ) 特定個人b、同c及び同iの氏名等 当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する
--	------------------	--

		情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、原処分において開示されている発言内容及び公開されているインターネット・ホームページ情報において、発言内容中の当該個人の研究活動が、国の科学研究費補助により行われたことが確認できる。 国の科学研究費補助により行われた研究成果がその研究者名とともに慣行として公表されている現時点においては、当該個人の氏名等は、慣行として公にすることが予定されている情報であると言うべきであり、法5条1号ただし書イに該当する。 (ウ) 特定個人B, 同G, 同M及び同Qの氏名等 当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、当該個人は、原処分において開示されている発言内容及び公開されているインターネット・ホームページ情報において、当時又は懇談会開催時の国家公務員であることが確認できる。 平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せにより、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名は、原則として、公にするものとされていることから、当該個人の姓、氏名及び敬称は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当する。 (エ) 特定個人P, 同f及び同1の氏名等 当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、当該個人は、原処分において開示されている発言内容において、当時又は懇談会開催時の国会議員であることが確認できる。 職務を遂行した国会議員の姓、氏名及び敬称については、国会議員の地位が極めて公共性の高いものであることにかんがみると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当する。 (略) (3) 別紙3及び別紙4に掲げる発言者の氏名等 (略) ア 法5条1号該当性について まず、当該部分の法5条1号該当性について検討すると、これらは、同号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。 そして、当該個人は、厚生大臣から委嘱され懇談会において発言した委員及び懇談会において委員に対し意見を陳述した関
--	--	--

		係者である。 これらの発言者の氏名については、「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議資料）において、各府省は、「懇談会等行政運営上の会合の議事録等における発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開するものであることに留意する」としている。 そうすると、別紙3に掲げる発言者の姓、氏名及び敬称は、いずれも、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当する。
25-6	答申25（行情）393 「いわゆる飯塚事件の再審請求について（参考報告）等の一部開示決定に関する件」 確定裁判被告人の氏名及び罪名について、法務省ホームページから削除されてから、開示請求までの期間が1年未満であることから、まだ公衆が知り得る状態に置かれていたと認められるとして、5条1号ただし書イに該当するとした例	3 審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について 当審査会において本件対象文書のうち、別紙2の文書1ないし文書4を見分したところ、再審請求人の氏名、確定裁判被告人の氏名、本籍、住居、職業、確定裁判結果の罪名（該当法条）、第一審の日付、裁判所名等が不開示とされている。このうち、審査請求人が開示を求めているのは、確定裁判被告人の氏名、住居及び罪名（該当法条）についてである。 まず、法5条1号該当性について検討すると、本件対象文書には、確定裁判被告人に係る情報が、当該確定裁判被告人の氏名、本籍等を含む形で記載されていることから、全体として、当該確定裁判被告人に係る法5条1号本文前段の情報に該当すると認められる。 以下、審査請求人が開示を求めている氏名、罪名（該当法条）及び住居に分けて、法5条1号ただし書該当性及び法6条2項による部分開示の可否について検討する。 (1) 氏名及び罪名（該当法条）について 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該確定裁判被告人に係る法務大臣記者会見の内容が法務省ホームページから削除された後、本件開示請求に至るまで1年に満たないとのことである。これによると、時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていくとしても、法務省ホームページ上において公表されていた当該確定裁判被告人の氏名、罪名及び事件の概要については、本件開示請求時点では公衆が知り得る状態に置かれていたと認められる。 したがって、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされている情報に該当すると認められるため、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。 (注) 別紙3に掲げる部分とは、本件対象文書の文書1ないし文書4のうち、「1 確定裁判被告人欄の氏名」及び「2 確定裁判結果欄の罪名（該当法条）」である。
25-7	答申25（行情）452 「「懸案事項等」の一部開示決定に関する件」 自殺した自衛官の自殺	2 不開示情報該当性について (略) (2) 文書2「開示請求された文書の開示・不開示について 平成20.5.15決裁（「懸案事項等（首席法務官付法務室）」に該当する部分のみ）について

の年月日・手段に関する情報及びいじめを行った特定自衛官に係る有罪判決に関する情報について、社会一般の関心や記憶、控訴審継続中の事情変化、報道状況等を考慮して、5条1号ただし書イ該当性を判断した例	当該文書を見分したところ、「優先度」欄の全て並びに「懸案事項」欄、「内容（現状の概要）」欄及び「処置方針」欄の一部を開示としていることが認められる。 (略) エ 別表1の一連番号8（別表2の一連番号4）に掲げる部分について 当該不開示部分は、自殺した自衛官に係る法5条1号の個人に関する情報であって、当該個人の氏名は記載されていないものの、自殺した年月日及び自殺の手段に関する情報が記載されており、既に開示されている部分も併せみれば、これを公にすることにより、当該個人の知人等一定の範囲の関係者には自殺した自衛官が誰であるかを特定できる可能性があり、自殺した自衛官の権利利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当する。 次に、同号ただし書イ該当性について検討するに、「番号3」に掲げられている国家賠償訴訟については、平成23年1月26日に横浜地方裁判所において一審判決が言い渡され、原告（遺族）側はこれを不服として、同年2月4日、東京高等裁判所に控訴し、現在、控訴審係属中であり、本年4月23日に判決言い渡しが予定されている。 そして、控訴審係属中に、それまで国側が存在を否定してきた、護衛艦「たちかぜ」全乗員に対して実施された自殺事故に関するアンケートが発見されたことから、それに関連して本件国家賠償訴訟についても繰り返し報道されており、今後の控訴審判決についても引き続き高い注目が集まることが予想されるものである。 前記の状況を踏まえれば、一審判決に当たり、その判決内容が広く報道されてから1年以上が経過しているものの、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶が薄れているとは言えない。また、当審査会において確認したところ、民間の法律情報データベースには、当該不開示部分に係る情報を含む一審判決の全文が、個人が識別できる記載を除いたかたちで掲載されていることが認められた。 したがって、別表2の一連番号4に掲げる部分は、法5条1号ただし書イの「公にされている情報」又は「公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。 オ 別表1の一連番号9ないし11に掲げる部分について 当該不開示部分は、いじめを行った特定元自衛官に係る情報であって、特定元自衛官の氏名は記載されていないものの、一連番号9ないし11には、特定元自衛官の階級が、さらに、一連番号11には、刑事裁判の有罪判決に関する情報が記載されていることが認められる。 (ア) 刑事裁判に関する情報 i 別表1の一連番号11のうち、下記の（イ）iiを除く部分には、特定元自衛官の有罪判決に係る情報が記載されているところ、当該不開示部分を公にした場合、知人、同僚等
--	---

		の関係者にとって、特定元自衛官を特定する手掛かりの一端となることが否定できず、当該不開示部分は、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報であるから、特定元自衛官の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条1号本文後段の情報に該当する。 ii 次に法5条1号ただし書イ該当性について検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定元自衛官に係る情報については、平成17年に有罪判決を受けたことから、事件の概要、氏名及び階級については、公表を行ったとのことであるが、既にその公表から1年以上経過しており、公表の時点から時間が経過するにしたがって、事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、報道年月日等が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められるので、当該不開示部分である有罪判決に係る情報は、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められず、法5条1号ただし書イに該当しないと認められる。
25-8	答申25（行情）457 「特定作業船衝突事件における海難審判の裁決書の証拠の一部不開示決定に関する件」 公開で行われた海難審判の審判廷に係る記録であっても、公開されている裁決書に記載されていない個人情報、5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当せず、不開示が妥当とされた例	2 不開示情報該当性について (略) (2) 不開示情報該当性について (略) ウ 法5条1号ただし書該当性について (ア) 諮問庁は、特定作業船衝突事件の裁決の内容を公表しているが、受審人及び証人の氏名等及び具体的供述内容を公表した事実はないと説明しており、この説明は、公開の審判廷以外の場においてこれらを明らかにしていないとするものである。 当審査会において既に公表されている特定作業船衝突事件の裁決を確認したところ、受審人及び証人の氏名等及び具体的供述内容について記載されておらず、上述の諮問庁の説明は是認できる。 (イ) また、裁決書の標目に掲げられた証拠については、海難審判法等の関係規定に、その閲覧に関する定めは認められず、当審査会において既に公表されている特定作業船衝突事件の裁決を確認したところ、当該証拠に関する記載は認められない。 したがって、海難審判が、公開の審判廷においてなされ、その限りにおいて受審人、証人等の供述等が傍聴人に対して公にされたとしても、このことをもって、受審人、証人等の供述等の内容を記載した本件調書が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているとは認められない。 (ウ) こうしたことからすれば、海難審判が公開でなされることをもって、直ちに受審人及び証人の氏名等及び個々の供述内容の記録までもが、何人に対しても、また、いついかなる時点においても公にされることを容認したものとはいえない。

		(エ) よって、別紙の２列記の部分については、法５条１号ただし書イに該当すると認めるべき事情は存しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。 (注) 別紙２の列記の部分とは、文書７「特定作業船衝突事件の第１回審判調書」に記載された「(１) 審判調書に記載された受審人の氏名、生年月日、本籍、住所及び供述内容の部分」、(２) 理事官意見書に記載された受審人及び証人の氏名及び供述内容の部分」及び「(３) 審判廷の録音記録に記録された受審人及び証人の尋問部分（人定尋問等に対して受審人及び証人が氏名、生年月日、本籍、住所、所属及び役職を供述する部分を含む。）」である。
25-9	答申２５（行情）４７１ 「医師法及び歯科医師法上の行政処分事案に関し特定日に開催された医道審議会医道分科会の議事録等の一部開示決定に関する件」 ・ 医師等に対する行政処分に係る医道審議会医道分科会に関し、被処分者たる医師等の氏名等の情報について、法令の規定に基づく公表状態等を考慮して、５条１号ただし書イ該当性を判断した例	３ 不開示情報該当性について (１) 文書１、文書３及び文書４の不開示部分について ア これらの文書のうち、文書１は、厚生労働大臣から関係都道府県知事への被処分者に対する意見等聴取依頼文書及び元医師又は元歯科医師（以下「元医師等」という。）の再免許に関する意見書提出依頼文書、文書３は、医道審議会医道分科会への諮問書、文書４は、医道審議会医道分科会からの答申書である。 これらの文書の不開示部分について、諮問庁は、法５条１号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明する。 そこで検討すると、これらの部分には、被処分者である医師等の氏名及び住所、再免許申請をした元医師等の氏名、生年月日、住所、医師免許取得（取消）年月日、医師免許取消理由（罪名、判決内容及び判決年月日）及び当時の就業先並びに医道審議会医道分科会長の署名及び印影並びに処分の原因となる事実のあった年月日及び免許取消の原因となった事実が記載されており、これは、被処分者である医師等及び再免許申請をした元医師等もしくは医道審議会医道分科会長に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 イ 次に、法５条１号ただし書該当性について検討すると、当該被処分者である医師等及び再免許申請をした元医師等に係る事件の中には、実名で新聞報道された事件も含まれているが、いずれも新聞報道されてから本件開示請求までに１年以上が経過しているものと認められるので、上記新聞報道された情報がいまだに「慣行として公にされている」とはいえない。 また、被処分者である医師等及び再免許申請をした元医師等に係る行政処分の公表状況について、当審査会事務局職員に確認させたところ、行政処分決定時に、当時の所属医療機関の所在地、医療機関名、氏名、年齢、処分内容が報道発表されていることが認められたことから、報道発表と本件原処分との関係について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 文書３及び文書４に掲載されている医師等の氏名のうち、行政処分で「免許取消」となった医師等の氏名の公表については、違法に無資格で医業を行うことを防ぐため、取り消された

		事実が確認できるよう医師の住所、氏名、年齢、事件当時の医療機関名等を公開している。しかし、公開し続けると本人の権利利益が害されるおそれがあるため、免許取消後5年を経過した場合は、非公開とすることとしているが、当該医師等については、5年を経過していないことから、法5条1号ただし書イに該当すると認めて開示した。 また、文書3及び文書4に掲載されている医師等の氏名のうち、行政処分で「医業停止」又は「戒告」となった医師等の氏名の公表については、医師法施行令14条3号及び4号又は歯科医師法施行令14条3号及び4号（以下、医師法と歯科医師法においてそれぞれ同様の規定内容である場合は、医師法と歯科医師法を併せて、「医師法等」という。施行令についても同様である。）に規定されており、開示決定時点で医業停止期間が経過している医師等の氏名については、同号ただし書イに該当せず、不開示とした。 そこで検討すると、医師法等は、医師等の氏名その他政令で定める事項を公表するものとする規定し、同法施行令において、医師等が戒告又は医業の停止の処分を受けた場合で再教育研修を修了していない者について、その処分に関する事項を公表するものとしている。これらの法令に基づき、厚生労働省は、医道審議会において処分が決まると、被処分者の住所、氏名、医療機関名、事件の概要、司法処分等についての一覧表を報道機関に資料配布している。この資料はその後要望があれば配布しているが、その間に再教育研修が修了した医師等に関する記載は、氏名等個人を特定できる情報を不開示にしたものを配布している。また、厚生労働省のホームページ上で利用できる医師等資格確認システムにおいても、行政処分に関する情報については、医業等停止期間が経過した後は、再教育が未修了の場合を除き表示されないことになっている。 このように、医師等に対する行政処分に関する情報については、法令の規定に基づき公にされ又は公にすることが予定されているものといえる。ただし、再教育研修を修了した者（医業等停止については停止期間を経た後再教育研修を修了した者）については、公表しないものと施行令において明記されており、現に個人を特定できる記載は公表しない扱いとなっていることから、法令の規定に基づき公にされることが予定されているのは、かかる制限の範囲内にとどまる。 そうすると、医師等に対する行政処分に関する情報については、法5条1号ただし書イが適用されるが、再教育研修を修了した者（医業等停止については停止期間を経た後再教育研修を修了した者）については、公表を制限している法令の趣旨に照らし、その時点で同号ただし書イの適用はなくなると解される。 しかしながら、別紙4の1に掲げる部分は、行政処分で免許取消となった医師等に係る情報であり、原処分で既に開示されている情報と同一の情報であるから、法5条1号ただし書イに
--	--	---

		該当し、開示すべきである。 (略) (3) 文書5の不開示部分について ア 当該文書は、医道審議会医道分科会の資料であり、このうち、行政処分関係の資料の不開示部分には、①被処分者である医師等の氏名、住所（関連部分を含む。）、本籍、生年月日（事件当時の年齢を含む。）、（歯科）医籍登録内容及び処分の原因となる事実のあった年月日並びに被処分者である医師等以外の者の氏名、②医療機関等の名称、所在地、開設者等の情報及び事件の現場、③類似事案の前例（司法処分等、行政処分）、④事件の概要、聴取の概要及び団体等の意見等が記載されている。 (略) (ウ) 上記③の部分について a 当該部分について、諮問庁は、理由説明書において、法5条1号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない、また、これを公にすると、被処分者が、個々の事案の概要又は司法処分等と行政処分の対応関係のみに着目し、自らの事案と比較することにより、上記意見聴取において、事案の比較に関する質問に終始するなど、医師等に対する行政処分に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きにも該当する旨説明する。 (略) c 次に、法5条1号該当性について検討する。 (a) 当該部分は、「類似事案の前例」「司法処分等」及び「行政処分」の3つの項目からなり、「類似事案の前例」の項目には、年月、被処分者の氏名及び類似事案の要旨、「司法処分等」の項目には、罪名及び宣告刑、「行政処分」の項目には、行政処分の内容がそれぞれ記載されている。 当該部分は、前例の事案ごとに被処分者の氏名が記載されていることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 (b) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、以下のとおりである。 当該個人の氏名、事案の要旨及び行政処分の内容については、処分時には公表されているが、このことからただちに、類似事案の前例（司法処分等、行政処分）の部分に当該個人の氏名及び事案の要旨等が記載されているとは認められず、他の者の処分の際の類似事案として公にされる慣行があるとまでは言えないし、その他法令の規定により又は慣行として公にされるものとはいえない。よって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 (c) さらに、法6条2項による部分開示について検討する
--	--	---

		と、以下のとおりである。 i) 免許取消となった医師等に係る各項目の記載については、原処分において当該医師等の氏名が既に開示されていることから、部分開示の余地はない。 ii) 次に、免許取消以外の行政処分となった医師等に係る記載について検討する。 まず、「類似事案の前例」の項目にある、被処分者の氏名の記載は、個人識別部分そのものであるから、部分開示の余地はない。 その余の、「類似事案の前例」の項目の年月及び類似事案の要旨、「司法処分等」並びに「行政処分」の項目の記載については、これらすべてを公にすると、一定期間は、氏名とともに、住所、医療機関名、事件の概要、刑罰及び行政処分等が公表され、その後も、氏名、住所、医療機関名等を除き公表されていることからすれば、年月とともに公にすることにより、当該個人の周辺の者には当該個人が識別される可能性があり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示をすることはできない。 これに対し、年月を除き、「類似事案の前例」の項目の類似事案の要旨、「司法処分等」及び「行政処分」の項目の記載のみを公にする場合は、これをもって、当該個人が識別される可能性があるとは認められないことから、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるので、法6条2項に基づき、部分開示すべきである。
26-4	答申26（行情）203 「護衛艦たちかぜに関する訴訟に関して横浜地方法務局が防衛庁・自衛隊から取得した文書の一部開示決定に関する件」 民事訴訟の事件番号の5条1号ただし書イの公表慣行について、当該事件番号が付された訴訟の周知度、性質及び種類、他の制度の利用などによる情報へのアクセスの容易性、当該情報が掲載された民間の刊行物等に関する一般の周知度、情報の作成主体、期待される説明責任の程度、公務員の職務との関連性の程度	3 本件対象文書1の不開示情報該当性について (1) 当審査会において、本件対象文書1を見分したところ、文書1は、国を当事者とする訴訟や訴訟告知を受けた事件について、訴訟を進行する法務大臣や指定代理人が、行政庁に対し、当該訴訟に係る事実関係や相手方主張の当否、訴訟進行に関する行政庁の意見等を照会したことに対する海上自衛隊からの回答（調査回報書）であり、当該調査回報書を基に検討及び協議を行い、国側の主張・立証を組み立てるなどするものであると認められ、文書2は文書1に関連する検討資料であることが認められる。 ア 文書1の事件番号について (ア) 当該不開示部分について、諮問庁は、理由説明書において、「訴訟記録は一般の閲覧に供されており（民事訴訟法91条1項）、当該番号を知ること、訴訟記録を閲覧し、当該訴訟記録に記載された原告らの氏名等から特定の個人を識別することができるから、当該事件番号は、法5条1号本文の個人識別情報に当たるといふべきである」と主張するところ、当該番号が明らかになると、訴訟記録の閲覧制度を利用して、当該事件記録を閲覧することが可能になり、これによって、訴訟関係者である個人を特定することが可能であることから、事件番号は、法5条1号本文前段の個人に関する情報で

	等を総合的に考慮して判断が行われるべきものとし、現時点では公表慣行があるとはいえないなどとした例	あつて、特定の個人を識別できるものに該当する。 (イ) 次に、法5条1号ただし書イの該当性について検討する。 A そもそも、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるか否かの判断は、実際に知り得べき情報であるかという点について、社会通念に従い評価されるべき性質のものである。例えば、事件番号に関するかかる判断は、単一の指標で形式的に行われるべきものではなく、当該事件番号が付された訴訟の周知度、性質及び種類（民衆訴訟であるか否か等）、他の制度の利用などによる情報へのアクセスの容易性、当該情報が掲載された民間の刊行物や民間のウェブサイトに関する一般の周知度、情報の作成主体、期待される説明責任の程度、公務員の職務との関連性の程度等を総合的に考慮して行われるべきものである。当審査会における従来の答申においても上記指標を踏まえた判断が示されており、最高裁判所や国の機関のウェブサイトへの掲載などは単独の指標により比較的容易に公表慣行を判断できる点に特色があるが、そうした事案においても上記の総合的考慮が行われていることがうかがわれる。他方、民間の刊行物や民間のウェブサイトへの掲載により「直ちに」公表慣行が認められるわけではないとする答申も上記総合判断を前提としたものである（当審査会答申平成19年度（行情）第65号、同第73号、同第541号、平成22年度（行情）第565号等参照）。 B そこで、本件について、上記視点から公表慣行が存在するか判断する。 まず、民事訴訟記録を閲覧するには、当事者名及び事件番号の双方あるいはいずれかを明示するなどして、事件を特定する必要があるが、当事者氏名及び事件番号が分からない状態では、現実には当該事件記録を閲覧することは困難であるから、何人も訴訟記録を閲覧できるという制度があることをもって、事件番号について公表慣行があるということとはできない。 また、本件については、当審査会事務局職員をして、ある民間有料判例検索システムを確認させたところ、本件判決を検索することができ、これにより事件番号も知ることができたが、民間の有料判例検索システムは複数存在し、それぞれ有料の会員資格のある者のみが利用できるものであり、広く普及しているとまではいえないことから、現時点で、これをもって公表慣行があるとは認め難い。 そして、最高裁判所のウェブサイト に現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨、目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、その情報中の事件番号についても、公表慣行があると解する余地もあるが、当審査会事務局職員をして、最高裁判所ウェブサイトを確認させたところ、本件判決は掲載さ
--	---	---

		れていなかった。 その他に公表慣行の存在を認めるに足りる事情も存しない。 よって、法5条1号ただし書イの公表慣行があるとは認められない。 (略) 5 付言 訴訟事件の事件番号の開示について、審議経過を踏まえて問題点を指摘する。 (1) 事件番号は、それ自体から直ちに特定の個人を識別することができるものではなく、むしろ特定の事件の呼称として、一定の範囲内では相応に流通し、利用されている事実があるといえる。こうした性質を踏まえつつ、事件の特殊性などから公表慣行を認めて事件番号の開示を答申した例もある（当審査会答申平成19年度（行情）第73号参照）。本答申では、事件番号について公表慣行を認めなかったが、上記3（1）ア（イ）で述べた総合判断により、事件番号について公表慣行が認められる場合があることを否定するものではない。 (2) 本件では、ある民間有料判例検索システムで本件判決を検索することにより、事件番号を知ることができたものの、これをもって公表慣行があるとは認められないと判断した。しかし、今後、裁判例の検索は、電子システムによる判例検索が中心になると推測され、そこで提供される判例は匿名化等の情報公開制度と共通の配慮がなされるものと考えられる。このように、民間の判例検索システムが広く普及し、安価かつ容易に利用できるようになり、上記配慮もなされているならば、これにより検索可能であることをもって公表慣行を認める余地があろう。
26-5	答申26（行情）216 「特定保険医療機関に係る個別指導等に関する文書の一部開示決定に関する件」 公務員が職務遂行上の行為において記載した氏名の「自署」について、活字による氏名と同様に開示すべきとした例	3 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 文書2について (略) ウ (略) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定社会保険事務局（当時）職員の活字による氏名部分は、当該職員の職務の遂行に係る情報に含まれるものであり、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）に基づき、特段の支障が生ずるおそれがない場合は公にすることとされていることから、また、特定県職員の活字による氏名部分についても、通常、公にすることが予定されていることから、いずれも法5条1号ただし書イに該当するものとして開示したが、これらの者の自署による氏名についてまで、公にすることが予定されているものとはいえず、同号の不開示情報に該当すると判断したとしている。 なお、監査の聴取調書及び実地調査の調査書を作成する上での聴取者の自署による記名や個別指導選定委員会の議事録を作成する上での署名委員とされている職員の署名について、自署とすることを必要とする旨の定めはなく、これらの文書におけ

		る記名は、ワープロソフトで印刷した活字によるもので差し支えないとのことであった。 エ 確かに、自署による氏名については、契約文書における自署などのように押印と同様の認証的機能を持つ場合があるものの、一般的な行政文書において、公務員が職務の遂行に関して氏名を自署する場合は、当該職務の遂行者又は責任者として氏名が記録されるにすぎず、諮問庁において必ずしも自署とすべき必要性があるものではないとしていることから、活字により記載された氏名に比して、自署の固有の形状等が単なる氏名の記録以上の特段の意味を持つものとは認められず、本件の場合、その固有の形状等が明らかになることにより、悪用され、当該個人の権利利益を害することとなるなど、上記申合せにおける特段の支障が生ずるおそれがあるとも認められない。 オ したがって、本件不開示部分１のうち、監査の聴取調査及び実地調査の調査書における聴取者並びに特定県指導対象保険医療機関等選定委員会議事録における署名委員の氏名の自署部分（別紙の２の①ないし③）については、上記申合せにより、活字により記載されている氏名と同じく、法５条１号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当すると認められ、同号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。
27-6	答申２７（行情）４４３ 「職員別給与簿の一部開示決定に関する件」 ・ 経済産業大臣等の職員別給与簿の記載内容について、「特別職の職員の給与に関する法律」等の規定により明らかな部分については、法５条１号ただし書イに該当し、開示すべきであるとした例	２ 不開示情報該当性について （略） そこで、法５条１号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分のうち、下記に掲げる部分を除く部分については、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分である氏名が開示されていることから、法６条２項の適用の余地はなく、不開示とすることが妥当である。 しかしながら、国務大臣及び大臣政務官については、「特別職の職員の給与に関する法律」２条により国会議員から任命された者の受ける給与は俸給、地域手当及び期末手当とされ、それ以外の手当等は支給されないこと、同法３条（別表１）に俸給月額の規定、同法７条の２に地域手当の規定があり、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」１７条に俸給月額の減額の規定、「国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律」７条に公務員を兼ねる歳費の規定があり、これらにより、俸給月額及び俸給支給額が判明し、人事院規則９－４９の附則別表により地域手当の支給割合が判明することから、別紙の番号１に掲げる部分は、法５条１号ただし書イに該当し、開示すべきである。 また、事務次官については、「一般職の職員の給与に関する法律」１９条の８により各種手当等の規定の適用が除外されていること、同法６条（別表１１）に俸給月額の規定、人事院規則９－４２の別表に号俸の規定、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」９条に俸給月額の減額の規定があり、これらにより、俸給月額及び俸給支給額が判明し、人事院規則９－４９の附則別表により地域手当の支給割合が判明することから、別紙の番号２に掲げる部分は、法５条１号ただし書イに該当し、開示すべきである。

		さらに、経済産業省本省局長については、同省の指定職の人事異動は公表されていること及び「一般職の職員の給与に関する法律」19条の8により各種手当等の規定の適用が除外されていることから、別紙の番号3に掲げる部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。 別紙 1 国務大臣及び大臣政務官について (1) 1枚目 「任免事項」欄、「扶養手当」欄、「異動に伴う手当」欄、「通勤手当」欄、「住居手当」欄、「宿舍費」欄及び「単身赴任手当・基礎額」欄 (2) 2枚目 「職員コード」欄、「期末手当」欄及び「給与支給累計 給与支給総額」欄を除く部分 2 事務次官について (1) 1枚目 「任免事項」欄（事務次官発令日前の「級号俸」欄及び「俸給月額」欄を除く。）及び「住居手当」欄 (2) 2枚目 「職員コード」欄、「俸給支給額」欄（事務次官発令日前）、「広域異動手当 地域手当」欄（事務次官発令日前）、「期末手当」欄、「勤勉手当」欄、「通勤手当」欄及び「給与支給累計 給与支給総額」欄を除く部分 3 経済産業省本省局長について (1) 1枚目 ア 1人目、2人目、4人目及び7人目 「任免事項欄（「級号俸」欄、「特別調整額」欄及び「俸給の月額」欄を除く。）の1行目ないし3行目及び「住宅手当」欄（「変更月日」欄を除く。） イ 3人目 「任免事項欄（「級号俸」欄、「特別調整額」欄及び「俸給の月額」欄を除く。）の2行目及び「住宅手当」欄（「変更月日」欄を除く。） ウ 5人目、6人目及び8人目ないし10人目 「任免事項欄（「級号俸」欄、「特別調整額」欄及び「俸給の月額」欄を除く。）の1行目及び2行目並びに「住宅手当」欄（「変更月日」欄及び6人目については1行目を除く。） (2) 2枚目 「職員コード」欄、「俸給支給額」欄、「広域異動手当 地域手当」欄、「期末手当」欄、「勤勉手当」欄、「通勤手当」欄及び「給与支給累計 給与支給総額」欄を除く部分
28-2	答申28（行情）510	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

	「海事補佐人の一覧表の一部開示決定に関する件」 ・ 海事補佐人になるためには一定の資格を有することが必要であるとされているところ、弁護士については、日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録され、氏名等が公表されているから、資格欄の弁護士との記載は、原処分で開示された海事補佐人の氏名から当然知り得る情報といえ、また、弁護士事務所の住所、郵便番号、電話番号及びFAX番号についても、公表されているから、氏名欄が既に開示されている海事補佐人の一覧表の資格欄、郵便番号（事務所）欄、事務所（住所）欄、電話番号（事務所）欄及びFAX番号欄の各欄の記載のうち弁護士に係るものは、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきであると判断した例	(略) (3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。 (略) イ 諮問庁は、上記(2)エのとおり、本件不開示部分①の資格欄の記載について法5条1号ただし書イに該当しない旨説明するが、弁護士については、日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録され、氏名等が公表されているから、原処分で開示された海事補佐人の氏名と照合すればその者が弁護士であるかどうかを容易に知ることができる。したがって、資格欄の弁護士との記載は、海事補佐人の氏名から当然知り得る情報といえるから、公にされているものと認められる。そして、弁護士については、事務所の住所、郵便番号、電話番号及びFAX番号が公表されているから、本件不開示部分①、⑧、⑨、⑩及び⑪の各欄の記載のうち弁護士に係るものは、公にされている情報であって、法5条1号ただし書イに該当するので、開示すべきである。 (注) 本件不開示部分⑧は郵便番号（事務所）欄、⑨は事務所（住所）欄、⑩は電話番号（事務所）欄、⑪はFAX番号欄の各欄の記載である。
28-3	答申28（行情）729 「特定の情報公開の開示決定に関与した公務員等全員の出勤簿の開示決定に関する件」 ・ 「特定の情報公開請求の開示決定に関与した情報公開窓口職員の出勤簿」の開示請求について、諮問庁が説明する本件開示請求の経緯及び審査請求人の言動からすると、職員の氏名及び印影については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（情	2 不開示情報該当性について (略) (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件開示請求の経緯及び本件対象文書を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 本件開示請求の経緯 (ア) 本件は、審査請求人からの別件行政文書開示請求事案（以下「別件事案」という。）について、開示請求書に開示文書の写しを送付するよう記載して郵便切手を同封していたものの、国土交通省ではそのような便宜的取扱いをしていないことから、大臣官房広報課情報公開室の職員がこれを使わずに返送し、原則どおり開示の実施方法等申出書とともに郵便切手を送付するよう求めたことに端を発したものである。 (イ) 審査請求人は、職員の上記対応に激高し、複数回にわたり情報公開室に電話をかけ、応対した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず、「開示請求書にこちらの希望を書いてあるだろう。なぜできないのか。お前らは無能か。公務員

	報公開に関する連絡会議申合せ)にいう「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、また、法5条1号ただし書きに該当しないなどとして、出勤簿の全てを不開示としたことは妥当であると判断した例	なら国民のために働くだろう。」などと一方的に罵詈雑言を浴びせ、「俺は、お前を刑事告発してクビにさせることができるんだぞ」、「お前は公務員職権濫用罪で死刑だぞ」などと暴言を繰り返した。また、職員が提出を求めた別件事案の開示の実施方法等申出書に「郵便切手を2回郵送しなければならない理由を1週間以内に書面で回答せよ。回答がない場合は、関係者等を刑事告訴する。」などと記載して提出した。 (ウ)そして、審査請求人は、別件事案を担当した職員を「仕事が出来ない」と批判して「別件事案を処理した仕事ができない公務員等全員の出勤簿」の開示請求を行い、不開示決定を受けると、(i)同不開示決定の手續に関与した職員等の出勤簿等、(ii)同不開示決定に対する行政不服申立事件について当審査会に諮問時に提出した理由説明書の作成に関与した公務員等の出勤簿、(iii)同理由説明書に「当方」等と記載されている職員の出勤簿及び(iv)特定期間に国土交通省情報公開担当部署で職務を遂行していた公務員等全員の出勤簿(責任者を含む。)と立て続けに開示請求を行った。そして、いずれも不開示決定を受けると、(iv)の開示請求に対する不開示決定(平成28年4月28日付け国広情第23号)に関与した公務員等全員の出勤簿(本件対象文書)の開示請求を行ったものである。これらの開示請求は、同じ情報公開室に所属する職員の出勤簿の開示を繰り返し求めるものと認められる。 (エ)このように、審査請求人は、情報公開室の職員の行為があたかも犯罪に当たるかのように因縁を付け、刑事告発するなどと威圧的な言動を行った上、職員の出勤簿の開示を執拗に求めていることからすると、本件開示請求の意図、目的には、職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。 イ 法5条1号該当性 (ア)本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 (イ)情報公開室の職員は公務員であるところ、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(以下「申合せ」という。)によれば、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。 (ウ)上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書に記載された各職員の氏名及び印影を公にすると、各職員があたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃
--	---	---

		の対象となる危険性があり、各職員の権利利益を害するほか、今後、各職員が開示請求者の威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、諮問庁の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。 したがって、本件対象文書の各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びびハに該当する事情も認められない。 (略) (3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。 ア 本件開示請求の経緯をみると、諮問庁が説明するとおり、別件事案を端緒として、審査請求人から情報公開室の職員の出勤簿の開示請求が立て続けに行われ、更に本件対象文書の開示請求に至ったことが認められる。 イ また、審査請求人が電話等で、職員の行為が犯罪に当たるから刑事告発するなど威圧的な言動を行ったという上記諮問庁の説明は、これを否定できない。 ウ 本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 エ 本件対象文書の①欄及び②欄の各職員の氏名及び印影については、諮問庁の説明する本件開示請求の経緯及び審査請求人の言動からすると、これらを公にすると上記(2)イ(ウ)に記載した特段の支障の生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は、これを否定し難い。そうすると、各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びびハに該当する事情も認められない(印影は、当該職員が特定日に出勤して職務に従事したことを示すものではあるが、職務遂行の内容に係る情報とはいえない)。さらに、当該氏名及び印影は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。 オ 次に、本件対象文書の③欄ないし⑥欄には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報や異動に係る情報が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、これらの情報を公にすると、知人、同僚等であれば当該職員を特定することが可能であり、その場合、当該職員の私生活の内容を知られる結果となることから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示をすることはできない。 カ したがって、本件対象文書の①欄ないし⑥欄に記載された情
--	--	---

		報は、全て法5条1号の不開示情報に該当し、これらを除いた様式部分に有意の情報が記載されていないとの諮問庁の説明も首肯することができるから、本件対象文書の全部を不開示としたことは、同条6号柱書き及び権利の濫用の点について判断するまでもなく、妥当である。
28-4	答申28（行情）768 「H27年度 開示請求人が来省した時に忙しいことを理由として文部科学省における窓口対応をすることなく後日文書特定のため補正依頼をした行政文書開示請求書」の一部開示決定に関する件 異議申立人が、不開示とされた個人の住所のうち、都道府県部分のみの開示を求めたことについて、法6条2項が部分開示を認めた趣旨に照らすと、当該住所のうち、都道府県部分をそれ以外の住所の詳細部分と切り離して部分開示の対象とすることはできないというべきであるとして、これを認めなかった例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 本件不開示部分について (略) イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、原処分においては諮問庁が上記において説明するとおり、上記1の①ないし③の部分が不開示とされていることが認められ、本件不開示部分は、開示請求者が個人である場合の行政文書開示請求書の住所又は居所欄に記載されている住所の都道府県部分であると認められる。 (2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略) イ 次に、本件不開示部分の法6条2項による部分開示の可否を検討すると、まず、開示請求者の住所全体については、開示請求者の氏名、電話番号等と一体となって「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、部分開示の余地はない。 また、法6条2項が個人情報について部分開示を認めた趣旨は、個人識別情報のうち、個人識別部分と個人の権利利益を侵害する部分を除いた部分について開示を認めることにより、個人情報の保護に支障のない範囲で情報の公開を図ろうとするものであるから、かかる趣旨に照らすと、開示請求者の住所のうち、都道府県部分をそれ以外の住所の詳細部分と切り離して部分開示の対象とすることはできないというべきである。 ウ したがって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当するので、これを不開示としたことは妥当である。
28-5	答申28（独情）97 「特定地区に係る建築物の建設義務について」の一部開示決定に関する件 建築基準法93条の2及び同法施行規則11条の4の規定により、閲覧の請求があった場合にはこれを閲覧させなければならないとされている建築計画概要書により判明する特定会社の担当者氏名について、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきと判断した例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略) (2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。 ア 別紙の3に掲げる部分について 当該部分は、各特定会社の担当者の氏名の記載であることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 建築基準法93条の2及び同法施行規則11条の4の規定により、建築計画概要書については、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないとされている。この点、諮問庁は、当該部分について、建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧及び交付の実施は各特定行政庁の運用で行われており、特定地方公共団体のホームページにおいて「閲覧制度の趣旨に沿わないと判断する閲覧請求には応じられません」との記載があることから、法5条1号ただし書イには該当しないと判

		断した旨説明する。 しかしながら、地方公共団体における建築計画概要書の閲覧制限は、制度の趣旨を逸脱して明らかに営業目的で請求する場合や建築物を特定せずに大量の請求を行う場合については当該請求を拒否しても違法ではないとする、国土交通省住宅局建築指導課長名での技術的助言に基づき例外的に行われているにすぎないものであることから、建築計画概要書に記載された情報は「法令の規定により」公にされ、又は公にすることが予定されている情報と解すべきものであり、したがって、当該部分は法5条1号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。
29-1	答申29（独情）53 「起案文書「個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修の実施について」の一部開示決定に関する件」 起案文書等の日常の職務で作成される文書に押印された印影について、職務遂行者の氏名を表示する以上に、その形状等に認証的機能があるものとは一般的に認め難いとして、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきであると判断した例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略） （2）以下、検討する。 本件不開示部分は、起案文書に押印された係長級以上の職員の印影であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そこで、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、神戸大学においては、従来から、起案文書における係長級以上の職員の印影について、氏名と同様に「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示する取扱いをしてきたことが認められる。 ところで、起案文書等の日常の職務で作成される文書に押印された印影については、職務遂行者の氏名を表示する以上に、その形状等に認証的機能があるものとは一般的に認め難く、現に行政機関及び多くの独立行政法人等において、起案文書等に押印された職員の印影を氏名と区別せずに取り扱っていることからすると、神戸大学の上記取扱いは、正当なものであって、何ら誤りはないというべきである。そして、神戸大学の上記取扱いを変更すべき実質的な理由は何ら示されていないのであるから、本件開示請求を審議した情報公開・個人情報保護審査委員会の判断で従来の公表慣行がなくなったとする上記諮問庁の説明は、是認し難い。 したがって、本件対象文書についても、神戸大学の従来の取扱いに従って開示・不開示を判断すべきところ、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イ（慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当し、同号の不開示情報には該当しない。
30-4	答申30（行情）199 「行政文書ファイル「終戦に伴う書類焼却処分等対連合国関係書類綴」に含まれる文書の一部開示決定に関する件」	2 不開示情報該当性について（略） （2）特定の5名の旧軍人の履歴について ア 当該部分を不開示としたことについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において以下の旨を説明し、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。 （略）

	特定の5名の旧軍人の履歴について、防衛省防衛研究所戦史研究センター（資料室）において管理し、公開している史料と同じ記載が認められる部分は、公表慣行があると認められ、法5条1号ただし書イに該当するとした例	(イ) 本件対象文書は、旧陸軍軍人の履歴を含むものであり、法5条1号の特定の個人を識別できることにあたるほか、特定の個人を識別することができないとしても、懲罰に関する事項、疾病や罹病に関する事項など個人のプライバシーに係る事項が含まれている場合があることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるといえる。 また、上記の部分のみ不開示とした場合、不開示部分には、懲罰、疾病・罹病に関する事項などの個人のプライバシーに係る機微な情報の記載があることが容易に判断でき、その記載があるということ自体を公にすることとなり、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえるため、履歴部分を包括的に不開示とすることが、法5条の趣旨に照らし、妥当である。 さらに、そもそも本件対象文書は、上述のように個人の権利利益を害するおそれのある旧陸軍軍人の履歴を含むものであり、そのような文書の性格にかんがみれば、当該文書を公にすべきではないことはもとより、公にする慣行も存在しないものである。審査請求人が主張するように、公開されている資料によって部分的に情報を知りうる状態にあるとしても、かかる事由をもって、法令の規定により又は慣行として公にされたものと解することはできない。よって、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。 イ 法5条1号本文該当性について (ア) 当該部分は、本件対象文書における掲載順に、特定の5名の旧軍人A、B、C、D及びEの履歴の部分である。原処分では、当該旧軍人の氏名及び階級が開示されている。 (イ) 本件対象文書を見分したところ、当該部分には、当該旧軍人の旧陸軍に関する履歴が記載されていることが認められる。 当該部分は、原処分が開示された氏名及び階級と併せると、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 なお、当該部分には、上記ア(イ)で述べられている「懲罰、疾病・罹病に関する事項」が記載されているとは認められない。 ウ 法5条1号ただし書該当性について (略) (イ) 法5条1号ただし書イ該当性 a 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2(3)）において、インターネット上の「アジア歴史資料センター」（国立公文書館において運営）では、資料が多数公開されていること、防衛省防衛研究所が所蔵している旧陸軍軍人の名簿には、膨大な数の旧軍人の詳細な情報が収録されていること、旧軍人らの情報を集めた各種の人物辞典も刊行
--	---	---

		されていること等を掲げ、特定の旧軍人に関する情報は公になっている旨を述べていることから、当該部分についての法5条1号ただし書イ該当性を主張しているものと解されるので、以下、検討する。 b 民間の出版業者による旧軍人らの情報を集めた各種の人物辞典等刊行物については、当該出版業者による独自の取材・編集に基づいて発行されるものであるから、そこに登載された情報が直ちに公表慣行を基礎付けるものとはいえない。 c 当審査会事務局職員をして、インターネット上のアジア歴史資料センター及び防衛省防衛研究所戦史研究センター（史料室）（以下「戦史研究センター」という。）について確認させたところ、以下のとおりであった。 (a) インターネット上のアジア歴史資料センターについては、軍歴、履歴、人名等で検索したものの、該当する履歴等は見つからなかった。 (b) 戦史研究センターにおいて管理し、公開されている史料の確認結果は、以下のとおりである。 i 史料名「旧陸軍将校（122名）履歴綴」には、旧軍人のA、C及びEの3名についての履歴が記載されており、当該履歴は、本件対象文書に記載される同3名の履歴と比較すると、年月日及び記載事項が全て同じであることが確認された。 ii 史料名「軍歴綴（別冊）」には、旧軍人のB及びCの2名についての軍歴が記載されており、当該軍歴は、本件対象文書に記載される同2名の履歴と比較すると、記載事項が全て同じではないが、階級への任官、配属部隊等について本件対象文書と一致することが認められた。 iii 旧軍人Dの軍歴、履歴が記載されている史料は見つからなかった。 d 上記c（b）の戦史研究センターの史料の確認結果について、以下、検討する。 (a) 戦史研究センターは、公文書等の管理に関する法律施行令3条1項に定める「保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定した」施設に該当し、また、当該施設の資料の管理については、同令4条3号において、同号に定める場合を除き、一般の利用の制限が行われていないことと定められている。 (b) さらに、防衛省防衛研究所の「戦史史料等の閲覧利用規則」においても、戦史研究センターが管理する史料等は、同規則に定める場合を除き、公開するものとしてされている。 また、上記規則では、公開に関する業務として閲覧、複写、参考調査、貸出し（公の機関等に限る。）、展示が定められており、上記c（b）i及びiiに掲げる史料は、閲覧可能
--	--	---

		なものとして取り扱われていたことから、同規則に基づき公開されている史料であると認められる。 (c) 上記 (a) 及び (b) から、本件対象文書のうち、上記 c (b) i 及び ii に掲げる史料と同じ記載が認められる部分は、公表慣行があると認められ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。 エ 上記イ及びウから、当該部分のうち、別紙に掲げる部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。
1-2	答申1 (行情) 132 「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」に記載がある死亡事故等に係る報告書の一部開示決定に関する件」 本件対象文書のうち、「自治体名」欄は、原処分の時点において、事故の検証結果が各地方公共団体により公表されていたことから、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、同号に該当せず、開示すべきとし、また、原処分の時点後に保護者の要望によりその公表が地方公共団体により中止された検証結果については、本来、公表すべきではなかったものとも考えられるため、当該部分については、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号に該当し、不開示とすべきとした例	2 不開示情報該当性について (略) (3) そこで、当審査会において、諮問庁から提示を受けて、平成28年度から開始された重大事故の事後検証制度に関する通知である「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日府子本第191号・27文科初1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号通知)を確認したところ、①検証の実施主体は都道府県又は市町村であること、②死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行うこと、③各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきであること、④公表の際には国に報告書を提出すること等とされていることが認められる。 (4) 上記 (3) の通知の内容を踏まえ、本件対象文書に記載されている各事故の事後検証結果の公表状況について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書の8頁、13頁及び16頁に記載されている事故については、原処分の時点において、その検証結果が各地方公共団体のウェブサイトで公表されており、検証結果の報告書も厚生労働省に提出されているが、その余の事故については、原処分の時点では、各地方公共団体のウェブサイトで公表されていなかったとのことである。 また、本件対象文書の16頁に記載されている事故については、原処分の時点より後の平成30年12月に、事故に遭った子供の保護者の要望により当該地方公共団体のウェブサイトから削除され、公表が中止されているとのことである。 (5) 上記 (1) ないし (4) を踏まえ、以下、検討する。 (略) エ また、本件対象文書の16頁に記載されている事故については、原処分時点においてその検証結果が地方公共団体のウェブサイトに掲載されていたとしても、上記 (3) のとおり、検証結果の公表は「事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮」して行うべきとされていることに照らすと、その後、事故に遭った子供の保護者の要望により掲載が中止されていることを重く見るべきであり、当該検証結果は、本来、公表すべきもので

		はなかったものとも考えられる。このため、当該頁の「自治体名」欄の記載につき、原処分の時点における法5条1号ただし書イ該当性が認められると断ずるには疑義があるといわざるを得ない。 したがって、当該部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びびハに該当する事情も認められないため、同号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
1-3	答申1（行情）185 「特定課特定業務担当者等の出勤簿の不開示決定に関する件」 事件名の文書の開示請求につき、当該出勤簿の職員の氏名は、審査請求人の威圧行為からすると、職員の権利利益を害するおそれがあることから、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められ、法5条1号ただし書イには該当せず、同号に該当するとした例	2 不開示情報該当性について (略) (2) 諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2）において、本件対象文書を不開示とすべき理由について、おおむね以下のとおり説明する。 (略) イ 審査請求人は、特定企業における燃費不正事案に関し、処分庁への電話を繰り返し、その中で、訴える、告訴をするという言葉を出発し、執拗に担当者の氏名を聞き出そうとしたり、大声を上げて30分近く怒鳴り続けるなどの威圧行為を続けている。 ウ 審査・リコール課の職員は公務員であるところ、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）によれば、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合としている。 エ 上記イに記載した審査請求人の威圧行為からすると、本件対象文書に記載された各職員の氏名及び印影を公にすると、各職員があたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、各職員の権利利益を害するほか、今後、各職員が威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、処分庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。したがって、本件対象文書の各職員の氏名及び印影は法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びびハにも該当しない。 (略) (3) 以下、検討する。 (略) イ 本件対象文書の①欄及び②欄の各職員の氏名及び印影については、諮問庁の説明する審査請求人の言動からすると、これらを公にすると上記（2）に記載した特段の支障の生ずるおそれ

		があるとの諮問庁の説明は、これを否定し難い。そうすると、各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない（印影は、当該職員が特定日に出勤して職務に従事したことを示すものではあるが、職務遂行の内容に係る情報とはいえない）。さらに、当該氏名及び印影は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。 したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。
4-2	答申4（行情）519 「ゲーム依存症等に関する特定国会議員とのやり取りが分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 「特定国会議員に対して、厚生労働省が行ったレクチャー、資料提供等のやり取りがわかる一切の文書」に係る開示請求について、当該国会議員が自らの特定ウェブサイトチャンネルにレクの模様を詳細に話した動画を投稿していることを踏まえ、当該動画に公表慣行がある等として存否応答拒否を認めなかった例	2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について（略） (2) 本件存否情報の法5条1号該当性について（略） イ 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。 (ア) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、特定国会議員は、自身の特定ウェブサイトチャンネルにおいて厚生労働省とのレクを行ったことを公言しているとし、関係する特定ウェブサイトの動画URL等を掲げている。 (イ) 当審査会事務局職員をして上記動画を確認させたところによると、当該動画は、本件開示請求時点で既に公開されているものであり、当該動画の中で特定国会議員は、自身が厚生労働省の職員からゲーム依存症に関して説明を受けた際の状況について、一定の時間発言していることが確認された。 (ウ) 本件開示請求時点で、特定国会議員自らが、特定ウェブサイトチャンネルにおいて上記（イ）に掲げる発言をしていたことを踏まえると、本件存否情報は、既に明らかになっていたものであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。 ウ したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとは認められない。 (3) 本件存否情報の法5条6号柱書き該当性について（略） イ 本件対象文書は、別紙に掲げるとおり、「ゲーム依存症ならびに嗜癖障害に関し、特定国会議員に対して、厚生労働省が行ったレクチャー、資料提供等のやり取りがわかる一切の文書」であり、本件対象文書の存否を答えることは、こうした文書の有無を明らかにするにすぎず、また、上記（2）イ（イ）のとおり、特定国会議員自身が厚生労働省から説明を受けた旨発言していることを踏まえると、今後、厚生労働省における各種の政策立案に関し、国会議員との忌たんのない意見交換等を困難とする情報まで明らかにするとはいえず、その結果、厚生労働省の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認

		められない。 ウ したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとは認められない。
5-1	答申5（行情）119 「特定期間に届出のあった土砂等運搬大型自動車使用届出書（甲）の一部開示決定に関する件」 ・ 過去に同種の事案が開示されていても、その後当該情報は本来開示すべきものではなかったため不開示とすることが適当である旨が通知等によって周知徹底されているのであれば、5条1号ただし書イ該当性は認められないとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について （1）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 本件対象文書の「使用者の氏名または名称」欄には、届出者が個人の場合、個人の氏名が記載されることとなっており、「使用者の住所」の欄には、基本的にその個人の自宅の住所が記載されることとなる。 イ 平成28年4月27日付け（平成28年度（行情）答申第32号）事件名「特定会社等に対する不利益処分差止め等に関する訴訟の関係書類の不開示決定に関する件」において、個人タクシー事業者については、原則として住所と営業所が同一であることから法5条1号該当性を認めた上で、市町村の区名までの表記に限った住所について公表慣行があると認められることから開示すべきとされているが、本件対象文書に関しては、届出者の住所について公表等を行う慣行はない。 ウ 審査請求人が主張する、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるかについて、本件不開示部分は、法の定めるところにより何人に対しても公にすることが必要であると認めべき事情は認められず、法5条1号ただし書ロには該当しない。 エ 諮問庁としては、以上のとおり、本件不開示部分は法5条1号に該当し、不開示を維持すべきと考える。 オ 審査請求人から、事業を営む個人の「使用者の住所」について、過去に他の運輸局から開示を受けた等との指摘がなされているが、当該情報は本来開示すべきものではなかったといえ、この点については、原処分の直前に、国土交通本省自動車局（所管課）から、地方運輸局等に対し、使用者が個人の場合には住所については不開示とすることが適当である旨の周知も行っていた。なお、本事件について審査会の結論を得た段階で、改めてその内容に沿って周知を行う等の対応を執ることとした。 （2）本件不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、上記（1）アないしエの諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該情報について同号ただし書イ及びロに該当するとすべき事情は認められず、また、同号ただし書ハに該当するとも認められない。
5-2	答申5（行情）223 「特定年の日本学術会議の会員任命に関して行われた打合せ等の記録の一部開示	4 不開示部分の不開示情報該当性について （1）本件対象文書に記載された、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3（1）のとおりに説明する。

	決定に関する件」 日本学術会議の会員に推薦されながら、任命されなかった候補者について、法5条1号ただし書イに該当することを理由に、氏名等を開示すべきとした例	これに対し、審査請求人は、上記第2の2（4）ア及びイ（イ）のとおり、任命されなかった会員候補者の氏名等については、報道記事にとどまらず、国会会議録にも記録されて公開されており、既に公知の情報であるから、法5条1号ただし書イに該当するとともに、同条6号ニには該当しない旨主張する。 そこで、当審査会事務局職員をして国会会議録を確認させたところ、任命されなかった会員候補者であるとして6名の個人の氏名等に言及している質疑者の発言の外、令和2年任命に関する質問に対して、個人の氏名に言及している答弁が認められる。また、令和2年任命に係る報道等の状況を確認させたところ、任命されなかった会員候補者として6名の個人の氏名等が報道され、当該6名の個人が任命されなかった会員候補者として記者会見等において意見を表明したことが報道された等の状況が認められる。 以上を踏まえ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。 ア 会員の氏名、専門分野（日本学術会議に置かれている分野別委員会の30区分の専門分野をいう。以下同じ。）及び所属・職名等の情報は、日本学術会議が公表しているが、任命されなかった会員候補者を含む、日本学術会議が推薦した会員候補者の氏名等の情報については、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ人事に関する情報であることから、内閣府及び日本学術会議のいずれにおいても公にしていない。 イ 令和2年7月の日本学術会議総会において、令和2年任命に向けた会員候補者の承認について審議がなされたが、審議は非公開とされ、傍聴は認められていなかった。当該審議の資料は、同総会に出席した会員に席上配布された後、総会散会后に回収され、また、オンラインで参加した会員は、審議中は当該資料をオンラインで閲覧できたが、その複写はできないものであった。 ウ 6名の個人による公表等の事情があるとしても、法に基づく開示請求において、個人情報の自己コントロール権について参照するものとは考えていない。また、審査請求人が主張する報道等の事情があるとしても、不開示部分に記載された、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名の情報が、報道機関等が独自の取材に基づいて報道している情報により、法令の規定により又は慣行として公にされたとはいえない。なお、不開示部分に記載された、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名が、当該6名のものを、当該6名や報道機関等が確定的に知っているわけではない。 エ 上記の国会審議について、質疑者が述べた事柄があったとしても、それをもって「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。 また、上記の答弁は、質疑者が質問の中で氏名を示した者とのやり取りの内容に関する質問に対し、当該やり取りの内容に
--	---	--

		係る答弁者の認識を答えたものや、委員会での配布資料に記載されていた個人を前提として、当該個人を知っていたか否かを答えたもの及びそうした前提を答弁したものであり、いずれの答弁も、当該答弁の中で、任命されなかった会員候補者の氏名という秘匿すべき事項を直接的に明らかにしたものではない。 このような国会における政府の答弁者の答弁について、事後に前後の質疑者の発言等を併せて読むこと等により、答弁で直接的に述べられたこと以外のことを推測等できる者がいたとしても、それをもって「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。 オ 上記アないしエから、不開示部分に記載された、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名の情報は、法5条1号ただし書イに該当しない。 カ 不開示部分に記載された、任命されなかった会員候補者が、当時、それぞれ法5条1号ただし書ハの「公務員等」に該当していたとしても、当該規定は、当該個人が公務員等である場合において、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するところ、日本学術会議により同会議の会員候補者として推薦され、会員候補者となること自体は、それぞれが現に従事するいかなる他の職の職務の遂行にも当たることではないため、それぞれの職務の遂行に係る情報であるとはいえない。 したがって、不開示部分に記載された、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名の情報は、法5条1号ただし書ハに該当しない。 キ 一般論として、人事においては、任命手続が完了するまでの間に、候補者又はその他の者の協力を得て当該人事の検討に要する資料を作成・取得しつつも、最終的に任命に至らない場合があり得る。 仮に、今般、会員に任命されなかった会員候補者の情報を公にすれば、今後の同種の人事において、公務員として任命に至らない場合においても事後に開示請求への対応等により氏名が公になる可能性があることを忌避して、候補者となることを辞退する者が現れたり、候補者又はその他の者が候補者の情報を任命権者へ提供することをちゅうちょしたりする可能性がある。 したがって、不開示部分に記載された、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名の情報は、法5条6号ニに該当する。 (2) 以下、検討する。 ア 当審査会において、諮問庁から上記2(2)ウ(ア)ないし(エ)の各文書の提示を受けて、国会会議録と併せて確認したところ、上記2(2)ウの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。 イ そうすると、令和2年任命において任命されなかった会員候補者は、日本学術会議(事務局を含む。)からの文書・電話で
--	--	---

		の連絡により、自身が、日本学術会議から総理に推薦された会員候補者に含まれていたこと及び任命されなかったことを承知していることが認められる。 ウ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、「外すべき者（副長官から）」及び「R 2. 9. 24」との記載の下の本文の全てが不開示とされており、不開示部分には、上記3（2）アの諮問庁の説明及び本件開示決定通知書の記載のとおり、任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名（以下「本件氏名等」という。）が記載されていると認められる。 本件氏名等は、それぞれの個人ごとに、その氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 エ 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。 （ア）本件氏名等は、日本学術会議法その他の法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められない。 （イ）当審査会事務局職員をして、内閣府及び日本学術会議のウェブサイトを確認させたところ、本件氏名等が掲載され、又は報道発表されている等の事情は認められない。 （ウ）当審査会において国会会議録を確認したところ、令和2年任命に関する国会審議において、通常の公務員の任命と同様に、個別の人事や個人の任命の有無についての答弁は差し控える旨の答弁が繰り返しなされていることが認められる。 （エ）一般論としても、国家公務員の職に任命されなかった候補者の氏名等の個人情報については、行政機関が通常これを広く一般に公にするとした性質のものとは認められない。 （オ）そうすると、内閣府及び日本学術会議は、任命されなかった会員候補者の氏名等を公にしていない旨の上記（1）アの諮問庁の説明は、上記（ア）ないし（エ）の観点からは、不自然、不合理な点は認められない。 （カ）他方、審査請求人は、本件氏名等は、報道記事や国会会議録において公にされている旨主張している。 一般に、法5条1号の個人に関する情報について、報道機関等により報道等されたことをもって直ちに同号ただし書イの公表慣行があるものとは認められないものと解されるが、当審査会において、令和2年任命に係る報道等の状況を確認したところ、以下のとおりであると認められる。 すなわち、令和2年任命以降、原処分以前の時点で、複数の全国紙の朝刊一面等（インターネット上の報道を含む。）において、任命されなかった会員候補者として6名の個人（以下「本件6名」という。）の氏名等が報道されたこと、本件6名のうち一部の者が、任命されなかった会員候補者として国会内で開催された会合に参加し発言したことが報道さ
--	--	---

		れたこと、本件6名のうち一部の者の氏名・役職について、それぞれの所属機関の長等により、任命されなかった会員候補者であるとして各機関のウェブサイトで公表されたこと、国会質疑において、質疑者により本件6名の氏名等が言及されたこと、本件6名が、任命されなかった会員候補者として、日本外国特派員協会の記者会見において口頭又は文書で見解を表明したことが報道されたこと等の事情が認められる。 なお、原処分以降も、本件6名が、全員の共著の書籍を出版し、またそれぞれ報道機関による取材や書籍・雑誌・インターネット等において見解を表明する中で、自身が任命されなかった会員候補者であることを明らかに又は前提にしていることが認められる。さらに、別件諮問事件において当該事件に係る審査請求人から提出された資料によれば、本件6名は、自身が任命されなかった事実及び自身の氏名等について、内閣府等が保有する情報を公開することに同意する旨の同意書を、内閣府等に提出したことが認められる。 (キ) 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちからその候補者を日本学術会議が選考して総理に推薦し、当該推薦に基づいて総理が任命することとされており（日本学術会議法7条2項及び17条）、当該選考の手続においては、会員候補者の名簿に基づき、最高議決機関である総会の承認を得ることとされている（日本学術会議会則8条3項）。 このように、総理による会員の任命行為の前提として、法律上、日本学術会議による会員候補者の選考・推薦行為が定められているから、総理に推薦された会員候補者は、その時点で行政機関による一次的な意思決定を経ている点で、一般的な国家公務員の職の候補者とは異なるとともに、上記イのとおり、令和2年任命において任命されなかった会員候補者は、日本学術会議（事務局を含む。）からの連絡により、自身が任命されなかったことを承知していると認められる。 ところで、上記2（1）オによれば、令和2年任命においては、日本学術会議から105名の会員候補者が推薦され、そのうち99名が任命されたことが認められるから、任命されなかった会員候補者が6名であることは自明である。 そして、これと同数の本件6名が、上記（カ）の各公表行為により、自身が任命されなかった会員候補者であることを、自身の氏名や所属機関等の情報も明らかにして継続的に公表していることが認められるところ、このような行為を、無関係の第三者が示し合わせるなどして、立場を詐称して行うことはおよそ想定し得ない。なお、当審査会において、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するデータベース型研究者総覧や国立情報学研究所が公開する科学研究費助成事業データベースその他のウェブサイトを確認したところ、本件6名に関する情報の外に、本件6名と誤認し得るような他の個人に関する情報は確認されなかった。
--	--	--

		以上を踏まえれば、原処分時点で、本件6名は令和2年任命において任命されなかった会員候補者であると事実上広範に知られており、公知の事実となっていたものと認められ、これを覆すに足る事情は認められない。 (ク) 上記3 (2) アの諮問庁の説明を踏まえれば、本件対象文書に記載された本件氏名等の情報は、任命権者である総理の判断結果の情報であると認められるから、その性格において、その後の決裁手続を経た意思決定の結果の情報と実質的に同一であると認められる。 (ケ) 国家公務員の職に任命されなかったという情報は、通常人に知られたくない機微な情報であり、一般的には、当事者の正当な権利利益の保護が要請される性質の情報であるといえる。 しかしながら、本件においては、上記(カ)及び(キ)のとおり、法律上定められた推薦の時点で、行政機関による一次的な意思決定を経ていること及び日本学術会議(事務局を含む。)からの連絡により自身が任命されなかったことを承知していること並びに報道・公表という特段の事情(以下「本件特段の事情」という。)が存在し、それにより、原処分時点で、本件6名が任命されなかった会員候補者であることは公知の事実となっていたのであるから、行政機関が公にする行為とは性格が異なるものであることを考慮しても、本件特段の事情により、上記(ク)の性格を有する本件氏名等の情報は、原処分時点における公知の事実及び当該事実から容易に推測可能なものであると認められるから、慣行として公にされていると認められ、これを開示しても、個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。 したがって、不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。 オ 次に、法5条6号ニ該当性について検討する。 諮問庁は、不開示部分を開示した場合、上記(1)キのとおり、今後の同種の人事において、公務員として任命に至らない場合においても、じ後に開示請求への対応等により氏名が公になる可能性があることを忌避して、候補者となることを辞退する者が現れたり、候補者又はその他の者が候補者の情報を任命権者へ提供することをちゅうちょしたりする可能性がある旨説明する。 しかし、本件特段の事情が認められる本件において、上記エ(ケ)のとおり公知の事実等である不開示部分を開示したとしても、それにより、このような事情がない候補者に関する情報を開示しなければならないものではなく、諮問庁が説明する公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが、法的保護に値する蓋然性にまで達しているものとは認められないから、不開示部分は、法5条6号ニに該当するとは認められない。 カ したがって、不開示部分は、法5条1号及び6号ニのいずれ
--	--	--

		にも該当せず、開示すべきである。
5-3	答申5（行情）565 「特定期間に特定課に所属していた職員の出勤簿の一部開示決定に関する件」 ・ 出勤簿に記載された職員の氏名について、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により5条1号ただし書イに該当するとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について （1）本件不開示部分は、審査・リコール課所属の各職員の出勤簿に記載された、当該職員の氏名であることから、それぞれ、各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 （2）出勤簿は、各職員が職務に従事したことの記録として、出勤や出張の別等を記載するものであることから、当該職員の氏名（本件不開示部分）は、国家公務員である当該職員の職務の遂行に係る情報であると認められ、本件不開示部分は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられる。 （3）そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記申合せを踏まえた説明を求めたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 ア 審査請求人は、特定事案に関し、審査・リコール課への電話を繰り返し、その中で、訴える、告訴をするという言葉を出発し、執拗に当時の担当者の異動先部署名や現在の担当者の氏名を聞き出そうとしたり、大声を上げて30分近く怒鳴り続けるなどの威圧行為を続けている。 イ 上記に記載した審査請求人の威圧行為からすると、本件対象文書に記載された各職員の氏名を公にすると、SNS等の公の場において各職員があたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、各職員の権利利益を害するほか、本件不開示部分が開示されるとなると、現在の審査・リコール課職員の氏名も開示することにつながりかねず、今後、現在の審査・リコール課職員が威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、処分庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。 （4）以下、検討する。 ア 上記諮問庁の説明によると、容易に氏名を知られる立場にある特定事案当時又は現在の管理職にある職員等が、原処分時点において、SNS等の公の場において誹謗、中傷等を受けているといった事情は確認できないことから、原処分において氏名を不開示とされた審査・リコール課職員につき、職務上許容すべき範囲を超えて不当な干渉を受ける、あるいは抑圧を受けるといった権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は直ちには認め難い。 また、審査・リコール課において、特定事案に関する電話を繰り返し受けているとのことであるが、特定事案に関する照会に対しては、特定事案当時の担当者の異動先部署名や現在の担当者の氏名を聞き出そうとする問合せといったものも含め、審査・リコール課としてどのように対応するかを判断すべきもの

		であって、その対応は、既にある程度の期間を経過した過去の特定の時点における職員の氏名を相手方が知っているか否かに左右されるべきものではないと考えられる。 イ なお、当審査会において、本件開示請求書、本件審査請求書及び意見書（上記第2の2（2））を確認したところ、諮問庁の説明するとおり、審査・リコール課の職員を、特定事案に関わった犯罪者である等の持論を審査請求人が展開していることは確認できるものの、これをもって当該職員の権利利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明を是認するには至らない。 ウ そうすると、原処分を行った令和4年9月時点において、本件不開示部分を公にすることにより、平成28年1月ないし6月に審査・リコール課に在籍していた職員の権利利益を害することとなるおそれ及び威圧的な要求に対し正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、国土交通省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は、是認し難い。 エ さらに、本件不開示部分を公にすることにより、他の情報と照合して、特定事案当時に審査・リコール課に所属していた職員の現所属先を特定し、当該職員に対し、特定事案に関する問合せがされたとしても、現時点では担当外となる問合せ等への対応はできない旨伝える以上のことはできないはずであるから、当該問合せに忙殺される等により、国土交通省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、その他、法5条2号ないし6号の不開示情報を公にすることとなるべき特段の事情も認められない。 (5) よって、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められ、同号に該当せず開示すべきである。
5-4	答申5（行情）730及び731 「特定月に行われた懲戒処分に係る処分説明書の一部開示決定に関する件」 公表から開示請求までの期間が1年に満たない事案に係る処分説明書の不開示部分のうち、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分については、原処分の時点においてなお公表慣行を認めるべきとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略） (2) 検討 本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容並びにこれに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 ア 法5条1号ただし書イ該当性について（略） (ウ) これを本件についてみると、本件対象文書に記載された2件の非違行為事案については、それぞれの非違行為事案が与えた社会的影響に違いはあるものの、いずれも職員個人の処分歴に関する情報である。 （略）

		b 諮問庁の説明によれば、本件対象文書のうち、文書1に係る事案は、職務執行上の行為に係る戒告処分であり、人事院通知を踏まえ、処分決定時に、特定の個人を識別することができる情報を除き、非違行為当時の官職、処分内容及び処分理由の概要について報道機関へ公表したとしている。 当審査会において、諮問庁から当該報道発表資料の提示を受けて確認したところ、上記の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。また、文書1に係る事案はその公表から本件開示請求までの期間が1年に満たないものであると認められるところ、当該期間の経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、当該文書における不開示部分のうち公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分は、原処分の時点においてなお公表慣行を認めるべきであるから、当該文書における不開示部分のうち別表に掲げる部分については、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当せず、開示すべきである。
6-1	答申6（行情）220 「特定職員の職務経歴を記載した文書の不開示決定に関する件」 ・ 水産庁を含む農林水産省では略歴を公表していない特定職員について、著作物等によって知り得る情報から職員の経歴の一部を知ることができるとしても、このことをもって人事記録に記載された特定職員の詳細な経歴等が慣行として公にされ又は公にすることが予定されているとはいえないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定した例	2 本件対象文書の不開示情報該当性について（略） （4）本件対象文書のうち、上記（2）及び（3）の部分を除く部分について ア 職員の略歴の公表慣行等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、以下のとおり説明する。 水産庁を含む農林水産省では、本省課長級以上の職員については略歴を公表しているが、特定職員はその対象に該当せず、特定職員の略歴は公表していない。なお、水産庁を含む農林水産省で人事異動が行われた場合、その情報を報道機関に提供しているが、各職員の過去の経歴をまとめた略歴を提供するものではない。 イ 本件対象文書を見分したところ、特定職員は本省課長級以上の職員には該当しないと認められる。また、水産庁において特定職員の略歴は公表していない旨の諮問庁の上記アの説明に不自然、不合理な点は認められない。 なお、審査請求人は、特定職員の水産庁職員としての役職や異動の事実が著作物等によって知り得る情報となっている旨主張するが、そうした情報から職員の経歴の一部を知ることができるとしても、このことをもって人事記録に記載された特定職員の詳細な経歴等が慣行として公にされ又は公にすることが予定されているとはいえない。 したがって、本件対象文書のうち、上記（2）及び（3）の部分を除く部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

6-2	答申6（行情）280 「特定個人の人事記録の一部開示決定に関する件」 「ガイドブック厚生労働省」と題する刊行物に特定職員の氏名・役職等が登載されているとしても、その発行主体、発行目的、記載内容等はおよそ人事記録とは異なるものであって、人事記録の一部としてその勤務経歴等を記載した本件不開示部分の公表慣行を基礎づけるものとはいえないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定した例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略) (2) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。 (略) ウ なお、審査請求人は、「ガイドブック厚生労働省」と題する刊行物に、特定職員の所属部署や氏名・役職が記載されていること等を理由に、本件不開示部分が法5条1号ただし書イに該当する旨主張すると解される。 しかしながら、上記の刊行物は、厚生労働省の職員の配置等をその氏名・役職等により記載したものであって、年に1、2回程度、内容を改定しつつ出版されていることがうかがわれるが、その発行主体、発行目的、記載内容等はおよそ人事記録とは異なるものであって、これに特定職員の氏名・役職等が登載されているとしても、人事記録の一部としてその勤務経歴等を記載した本件不開示部分の公表慣行を基礎づけるものとはいえず、本件不開示部分を開示すべき根拠となるものではない。
6-3	答申6（行情）433ないし436 「社会保険労務士の懲戒処分について（令和元年度分）」の一部開示決定に関する件」 厚生労働省ウェブサイトに掲載されない情報は、一般に公表慣行があるとはいえず、また、ウェブサイト掲載が終了した情報も、懲戒処分という情報の性質に鑑みれば、過去にウェブサイトに掲載されたという事実のみをもって、原処分時点で直ちに公表慣行があるとはいえないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定した例	2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について (略) (2) 法5条1号ただし書イ該当性について 当審査会において、社会保険労務士法の規定及び厚生労働省ウェブサイトを確認したところ、諮問庁の上記第3の2（3）アの説明に不自然、不合理な点は認められず、社会保険労務士の懲戒処分に際しては、官報及び厚生労働省ウェブサイトにおいて、社会保険労務士に関する一定の情報が公表されることが認められる。 そうすると、原処分時点でのウェブサイト掲載情報は、慣行として公にされている情報と認められ、法5条1号ただし書イに該当する。他方、ウェブサイトに掲載されない情報は、一般に公表慣行があるとはいえず、また、ウェブサイト掲載が終了した情報も、懲戒処分という情報の性質に鑑みれば、過去にウェブサイトに掲載されたという事実のみをもって、原処分時点で直ちに公表慣行があるとはいえない。 本件不開示維持部分の情報は、厚生労働省ウェブサイトにおいて公表されておらず、この他に、当該情報が法令又は慣行により公にされているといった事情も認められないので、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。
6-4	答申6（行情）631及び632 「処分説明書の一部開示決定に関する件」 標記懲戒処分に関する	2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について (略) (2) (略) イ 検討 (略)

	報道発表資料には、当該懲戒処分の処分説明書の官職の記載内容と同様の記載が存することが認められるが、当該報道発表日から原処分時点までの期間は約２年半であり、既に相応の期間が経過しているものと認められるなどとして、不開示部分のうち、当該官職の記載内容部分については、法５条１号ただし書きに該当するとは認められないとした例	(イ) 本件対象文書２のうち、通しページ番号３及び４に記載の懲戒処分の不開示部分について (略) ｂ 諮問庁から、標記懲戒処分に関する報道発表資料の提示を受け、当審査会において確認したところ、当該懲戒処分の処分説明書の官職の記載内容と同様の記載が当該報道発表資料に存することが認められるが、当該報道発表日から原処分時点までの期間は約２年半であり、既に相応の期間が経過しているものと認められる。そうすると、本件不開示部分のうち、当該官職の記載内容部分については、当該期間の経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、既に開示されている情報等と併せることにより、個人を識別することができる部分であることから、これについては、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められない。 その余の当該懲戒処分の処分説明書で不開示とされている部分については、当該報道発表資料では公表されていないことが認められる。 (略) (オ) そうすると、本件不開示部分は、法５条第１号ただし書きに該当するとは認められない。
--	---	---

【法5条1号ただし書口関係】

40	答申14（行情）5 「医薬品製造承認申請書及び 医薬品副作用・感染症症例票 の一部開示決定に関する件」 ・ 副作用症例票について、 初めて法5条1号ただし書 口による公益開示を認めた 例	2 不開示情報該当性 （略） （2）症例票 （略） イ 不開示情報該当性 （ア）法5条1号該当性 医薬品の安全性確保に関する情報は、人の生命、健康等にかかわる重要な事柄であることから、一般的には人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要な情報と言い得る。厚生労働省においても、その重要性にかんがみ、医薬品の安全対策の一環として、副作用に関する情報の収集、情報の評価、評価結果に基づく使用上の注意の改訂及び製品回収の指示等の措置を行っており、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ医療機関の医師等から報告のあった医薬品・医療用具等安全性情報や医薬品製造業者等から報告のあった副作用が疑われる症例の情報については、インターネット提供を推進してきている。 （略） 他方、本件症例票の副作用症例については、呼吸困難という症状の重い症例であること、異議申立人から提出された資料によれば、本件医薬品の製造業者が使用上の注意を速やかに改訂することとしていること及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の救済給付事業において本症例について本件医薬品が「副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品」とされていることから、これまで厚生労働省が公にしている安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に準ずるものと考えられ、本件医薬品の安全な使用の観点から、これを公にすることの意義は大きいものと認められる。 このようなことから、本件症例票に記載された情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる個人（患者）の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回ると認められる。ただし、個人（患者）を識別することができることとなる前記の「患者の略名」及び「職業」については、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要な情報とは認められない。 したがって、本件症例票について不開示とした部分のうち、「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症状及び処置等の経過」の部分は、法5条1号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められる。
24-1	答申24（行情）132 「平成21年度特殊地下壕実	1 本件対象文書について 本件開示請求は、平成21年度特殊地下壕実態調査のエクセル

	態調査の回答結果の一部開示決定に関する件」 土地所有者の個人識別情報である地番について、これを公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該特殊地下壕が存在する土地ないしその周辺における人の生命・財産等を保護する必要性が上回るものと言うべきであるとして、5条1号ただし書ロ該当性を認めた例	データ（アンケート調査の回答結果）の開示を求めるものである。 (略) 2 不開示情報該当性について (略) (4) 各類型ごとの不開示情報該当性について (略) オ 所有者が個人で特定個人を識別できるもの（上記⑤） 所有者欄にA（個人）と記載されている土地で、不開示とされている地番から登記簿等他の情報と照合することにより特定個人が識別できる場合には、当該地番は法5条1号前段の個人識別情報に該当すると認められる。しかし、特殊地下壕の存在は、当該土地及び当該特殊地下壕がまたがって存在する隣接地等において上部の地盤陥没・崩落等の事態を生じさせる危険を常にはらむものと言わねばならない。また、地盤陥没・崩落等は、壕上部の土地に限定されず、地下壕が存在しない隣接地や道路等の公共部分に及ぶ可能性も否定できない。そして、地盤陥没・崩落等が発生した場合には、陥没・崩落部分及びその周辺において、人の生命、財産等に重大な被害や影響が及ぶであろうことは容易に推測される。そうであれば、当該不開示維持部分（地番）を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該特殊地下壕が存在する土地ないしその周辺における人の生命・財産等を保護する必要性が上回るものと言うべきである。したがって、当該本件不開示維持部分は、法5条1号ただし書ロの、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するので、開示すべきである。
4-3	答申4（行情）136 「特定場外車券販売施設設置許可申請書に添付された自治会の同意書の一部開示決定に関する件」 特定場外車券販売施設の設置許可申請書に添付された周辺自治会の同意書には内容虚偽及び氏名冒用（偽造）の可能性があるが、周辺住民の生活を保護するため開示すべきとの主張に対し、法5条1号ただし書ロの該当性は、一般的、客観的観点から判断すべきものであり、開示により請求人が	2 不開示情報該当性について (略) (2) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。 (略) イ 次に、法5条1号ただし書ロについて、そもそも行政文書開示請求の制度は、何人に対しても等しく開示をするものであるから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、飽くまで、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、当該不開示部分を公にすることにより審査請求人が利益を受け得るとしても、この点だけをもって同号ただし書ロ該当性を認めることはできない。 また、法5条1号ただし書ロ該当性を検討するに当たり、何人に対しても等しく開示をする制度であることを踏まえて、開示することの利益と開示されないことの利益を比較衡量する必要があるところ、当該不開示部分が公にされることによる利益が、当該不開示部分を公にしないことにより保護される利益に優越すると認めるに足りる事情はない。

	利益を受け得るだけでは足りず、比較衡量する必要があるとした上で、特定個人の個人情報が開示されないことで保護される利益より、開示による利益が優越すると認めるに足りる事情はないとして不開示は妥当とした例	よって、当該不開示部分が法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。
--	---	--------------------------------------

【法5条1号ただし書ハ関係】

41	答申13（行情）31, 32 「沖縄総合事務局総務部庶務課の平成12年出勤簿の不開示決定に関する件外1件」 出勤簿の出勤，研修等の表示は法5条1号ただし書ハに該当するとしたもの	2 不開示情報該当性 （略） 諮問庁は，出勤簿が各職員の勤務時間を管理するために作成されるものであり，出勤簿に記載された出勤，出張等の情報は，単に当該職員が出勤又は出張をしていた，あるいは休暇を取得していたといった職務遂行の有無に関する事実を表示しているに過ぎず，同号ただし書ハに該当しないと主張するが，同号ただし書ハが政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から設けられた趣旨に照らせば，諮問庁主張のように当該規定を限定的に解することは適当ではない。すなわち，出勤簿に記載されている情報の中で，日付欄の出勤の押印，出張の表示及び研修の表示の部分については， ① 出勤の押印は，職員が当該日に出勤して通常の担当職務に従事していたことを示すものであること， ② 出張の表示は，職員が当該日に用務先に出向いて，所要の用務に従事していたことを示すものであること， ③ 研修の表示は，職務と責任の遂行に必要な知識，技能等を習得するために参加していることを示すものであり，日常の執務を離れて受ける場合であっても，職務命令を受けて行われるものであること， ④ これらの情報は，当該職員の私生活の内容にかかわる休暇等に関する情報とは明確に区別されるべきものであること から，これらの部分は，同号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。
42	答申14（行情）240 「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（閲覧対象以外のもの）の一部開示決定に関する件」 - 贈与等報告書の提出の基因となった原稿執筆又は講演は，法5条1号ただし書ハにあたらないとしたもの 1号と6条2項の関係につき，本来の開示はこうあるべきと判断した上で，諮問庁が既に行った誤った開示を前提にせざるを得ないとしたもの	2 法5条1号該当性について （1）法5条1号ただし書ハ該当性について （略） 贈与等報告書は，このような制度であることから，贈与等報告書の提出の基因となった原稿執筆又は講演は，職員の現在又は過去の職務に関連したものであるとすることができる。 しかしながら，国家公務員が，自らの職務に関して得た知識について，勤務時間外において，肩書きや氏名を明示した上で原稿を執筆したり，講演を行ったりすることは，一般に多く行われているものである。このような原稿執筆又は講演は，組織としての活動ではなく，あくまでも個人的な活動にすぎないものであるから，原稿や講演の内容が当該公務員の職務に関連するとしても，原稿執筆又は講演が職務の遂行に該当するとは言えず，原稿執筆又は講演に係る情報は職務の遂行に係る情報には該当しないものであり，本件対象文書に記載されている原稿執筆又は講演についても，このような個人的な活動に当たるものと認められる。 したがって，本件対象文書に記載された情報は法5条1号ただし書ハの職務の遂行に係る情報には該当しない。
43	答申16（独情）5 「ワクチン接種予定者名簿等	2 不開示情報該当性について 当審査会において，本件文書①，②，③及び④を見分したとこ

	の一部開示決定に関する件」 公務員等である院内感染予防等のための予防接種予定者等について職務遂行の情報と認めなかったもの	ろ、接種予定者等の氏名が掲載されており、これらの文書の記載内容は、それぞれ全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。 当該予防接種等は、院内感染予防等のため、病院に勤務する者の健康管理上の理由から公費負担で実施されたものであるが、本人の希望により任意に実施される個人の身体に係る事項であるため、仮にその対象者が公務員等であっても、その対象者である接種予定者等からすると、本件文書①、②、③及び④の記載内容は、法5条1号ただし書ハに規定する公務員等の職務遂行に係る情報とは認められない。 異議申立人は、本件文書①から④までの氏名について、一般に公表慣行があるとされている者の氏名の開示を求めているが、これらは、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）であり、予防接種又は抗体検査を受けた者又は受ける予定の者の氏名は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報には当たらないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、法6条2項に基づく部分開示もできないことから、不開示とすることが相当である。 また、本件文書④の職名は、所属、氏名と一体として個人識別部分であり、上記氏名と同一の理由で不開示とすることが相当である。
44	答申20（独情）61 「飲食を含む会議に関わる決裁文書の一部開示決定に関する件」 国会議員の独立行政法人職員との飲食を含む会議出席に係る情報を、職務遂行に係る情報であると認めたもの	2 不開示情報該当性について (2) 別紙の1に掲げる部分について 本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、国際協力銀行の現地駐在員との「特定地域のFTAと特定国の規制緩和等に関する意見交換」のための会議に出席した複数の国会議員に係る組織名、役職名及び氏名が記載されていることが認められる。当該会議の目的に照らすとき、当該会議への出席に係る情報は、会議費負担の割合に関する情報を含め、国会議員としての職務の遂行に係る情報であると認められることから、当該不開示部分のうち役職名は法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。また、当該会議に出席した国会議員の氏名及び所属する組織名については、国会議員の地位が極めて公共性の高いものであることにかんがみると、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。 さらに、公的銀行である国際協力銀行が上記目的のための会議において国会議員に対し情報提供を行い又は意見交換を行うことは、通常の業務であり、かつ国際協力銀行に求められる公的責務であると認められることから、当該不開示部分の記載は、国際協力銀行の取引先や取引先に係る情報源に関する情報その他の秘匿すべき内部管理情報とは言えず、これを公にしても国際協力銀行の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。 したがって、別紙の1に掲げる出席した国会議員に係る「組織名」、「役職名」及び「名前」については法5条1号ただし書イ及

		びひに該当し、同条4号トに該当しないことから、開示すべきである。
45	答申21（行情）3 「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（2万円以下：平成12年度）の一部開示決定に関する件」 ・ 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について （略） （1）分類B1について （略） ア 報告者に係る記載について （略） （ア）職務に当たると認められるものについて 当審査会において本件対象文書を見分したところ、B1に分類される贈与等報告書によって報告された供応接待に係る会合は、主に外国、国際機関及び報道関係者以外の一般事業者や特定の団体の関係者との間で開催されたものであって、報告者はこれらの会合に出席し、供応接待を受けたものと認められる。 そのうち、別紙2の1（1）に掲げるページの贈与等報告書によって報告された供応接待については、その記載から、会合に際して相手方と職務に係る意見交換等が行われるなど、供応接待自体が職務の遂行と直接の関連を有していると考えられ、このような供応接待に係る会合に出席することは、外務省職員に分任された職務の遂行に該当すると認められる。 したがって、別紙2の1（1）に掲げるページの贈与等報告書における報告者の官職は、法5条1号ただし書ハに該当し、開示すべきである。 また、別紙2の1（1）に掲げるページの贈与等報告書における報告者の官職を開示する場合、これらの職員の氏名は中央官庁の職員録（財務省印刷局編）に掲載されており、慣行として公にされていたと認められ、その氏名及び印影は法5条1号ただし書イに該当すると認められる。 したがって、別紙2の1（1）に掲げるページの贈与等報告書における報告者の氏名及び印影については、法5条1号ただし書イにより開示すべきである。 （略） （2）分類B2について （略） ア 法5条3号該当性について （略） B2に分類される贈与等報告書によって報告された供応接待に係る会合については、それぞれ特定の外交案件等への対応を目的として行われたものであり、これらを公にすると、外国、国際機関等の職員と外務省職員等との間で、公にされておらず、また、公にされることが予定されていない情報交換・意見交換に係る会合等を実施したことが明らかとなると認められることから、その結果、供応接待を行った外国、国際機関等や第三国との間の信頼関係を損なうおそれがあるとする諮問庁説明

		は、これを首肯することができる。 したがって、B 2 に分類される贈与等報告書に記載された、供応接待した外国、国際機関等の特定につながる、外国又は国際機関等の名称、供応接待した特定個人の所属する大使館の名称、供応接待した特定個人の官職及び氏名に係る記載については、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。 (略) (8) 分類F 1 について (略) イ 報告書以外に係る記載について (ア) 法5条2号該当性について (略) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、別紙2の8(1)に掲げるページの贈与等 報告書においては、③基因事実欄等に外交に関する意見交換、情報交換等が行われた旨が記載されているか、少なくとも、その記載から、友人関係であるなど贈与者との個人的な関係により供応接待が行われたものではないと認められる。そして、報告者及び同席者である外務省職員が、このような供応接待において、報道関係者からの取材に応じて外交案件等の説明を行っている場合、これらの贈与等報告書に記載されている報道機関名等を公にすると、ある記事が、当該供応接待に際しての取材行為の結果作成されたものであるということが推測可能となり、他の情報と照合することにより取材源が明らかになるおそれがあることを否定できず、その結果、報道機関による供応接待を伴う取材活動に制約をもたらすこととなり、報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、別紙2の8(1)に掲げるページの贈与等報告書における報道機関名、報道機関の住所、報道関係者の役職及び氏名、並びに贈与の経緯に関する記載は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
5-5	答申5(独情)10 「特定職員に係る人事記録等の一部開示決定に関する件」 出勤簿に記載された労働時間等に関する記載は5条1号ただし書ハには該当しないとした例	2 不開示部分の不開示情報該当性について (1) 本件対象文書を見分すると、人事記録(甲及び乙)における氏名を除く全ての記載並びに出勤簿における「職員番号」欄、「職員区分」欄、「勤怠時間」欄及び「客観データ」欄における「退勤」部分、「所定外等合計」欄、「普通残業」欄、「休日(法定)」欄、「累計残業時間」欄、「実労働時間」欄並びに休暇取得に関する箇所の記載が、法5条1号に該当するとして不開示とされていることが認められる。 なお、出勤簿における「勤怠時間」欄及び「客観データ」欄における「退勤」部分、「所定外等合計」欄、「普通残業」欄、「休日(法定)」欄、「累計残業時間」欄並びに「実労働時間」欄については、理由説明書(上記第3)において具体的には言及されていないが、諮問庁は、いずれの不開示部分も法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれに

		も該当しないことから原処分において不開示とした旨説明している。 (2) 以下，検討する。 ア 特定職員の人事記録（甲及び乙）及び出勤簿である本件対象文書は，いずれも，当該職員の氏名の記載とあいまって，その全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 イ 法5条1号ただし書該当性について検討すると，不開示部分に記載された各情報について，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報ではないとする諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，これを覆すべき事情も認められないことから，当該各情報は，同号ただし書イに該当するとは認められない。また，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
--	--	--